

ヤシマ

氏の軍勢の兵の勢を見て、千餘人着に上り戦はんとす、會々屋島に留りたる二百餘騎の將士馳せ來りて義經に從ふ、平軍未だ戰はずして又船上に上り、波に浮びて去る、義經已に屋島に平氏を破り、四國の將士亦敵する者なし、平將田内教能は其軍門に降り、河野通信は三十餘艘の舟師を率ゐて來り會し、頃日風波の爲めに渡部に留りたる梶原景時等も、百四十餘艘を具して屋島の磯に着したり、既にして宗盛等は九州に赴かんとしたれども、範賴が大兵を擁して豊後にありしがゆゑ、轉じて長門に航し、檀の浦に漂泊せり、ダンノワラノマ、カヒ參看(平家物語、源平盛衰記、吾妻鏡)

ヤシマノナイタイジン

八島内大臣

平宗盛(マヒラノムチモリ)を見よ、

ヤシリ

鐵(ヤ)を見よ、

ヤシルシ

矢印(ヤ)を見よ、

名を注したるをいふ、我が名を人に知らしめんが爲めなり、場所は、羽中節、油摺節、菅節の處、または香巻より上、もしくは羽一才許のけても書く(ヤ、參看)之を記すには焼給(焼印)漆、墨等を用ひ、小刀の先に彫りたるもあり、なほ大造物などの時には、姓名を避けて我が家紋を書くは、人馬に我名を踏ませまじき爲なりといへり、平家物語に「香巻より一東ばかりおいて、和中小太郎平義盛と漆にて書付けける、太平記に「相模國住人本間孫四郎重氏と、小刀のさきにて書き付けける」など見えたり、おもふに平安朝時代の末年より起りし風なるべし(貞丈雜記)ヤシロ(社)神社、社祠(名)神社を奉齋せる殿舎をいふ、屋代の義なれども、其解釋に關し、或は齋場を以て宮殿に代ふるとなし、或は織に屋を成せりと爲すは、皆其始につきていふなり、又宮と

ヤシロ

も云ふ、御屋の義にして、之を尊びて稱するなり、祠もヤシロなれども、或はホコラと訓みて、小祠の事とも爲せり(肥前國神代大神社より古きはなし、即ち大國主神が、自ら其幸魂奇魂を祀り給ひしに起る、然れども當時宮殿の制詳かならず、これに繼ぎては杵築神社あり、天孫瓊々杵尊が、大國主神の爲めに建て給ふ所にして、其制明かに國史に見え、鹿ノ石根に宮柱太知り、高天原に千木高知る、と、天皇の御所のごとくなしたり、尋で神武天皇の時、皇祖天神を大和の鳥見山に祀り給ひし、神社を建てず、唯其場を清淨にして植木を植ふ、磯城を以て、四方を周限するに過ぎざりき、崇神天皇の時に至り、天照大神を大和の笠縫邑に祀り、其地に神宮を造り、磯城を四面に周し、且神籬を立つ(ヒモロギ參看)之より先大神は寶鏡を御體代として、歴世宮殿の内に祀りしが、天皇、神威を感さんことを恐れ、新に神宮を造られたるなり、天照大神の宮を建つること茲にはじまる、此時また天祖國社を定む、神社に資格ある、これをばじめとなす、既にして垂仁天皇の二十六年、天照大神を伊勢國渡會郡に祀れり、爾來祖先、功臣、英雄、義人等の爲めに、神社を建つること次第に多く、遂には一地方には其鎮守の神あり、生産神等あるに至る、申世以後佛説を混するに及び、また神宮寺、社僧等あり(シシカウツ參看)而して大寶令の制、天下の官社は神祇官に於て總管し、武家時代には社奉行ありて神社の事を掌りたり、また修造に關しては、古は神祇を用ひ、神戶の儀丁を役し、或は神職司の盟をして、費用を辨じ土木の事を董督せしめし事あり、鎌倉幕府の頃には、犯罪の士をして修せしめし事あり、室町時代には其費用の爲めに、關料を取めし事あり、江戸

ヤシロ

時代には、或は神領を以て之に充て、或は大名以下の錢財を募り、或は氏子の協力に依るあり、而して容易に其の創立を許さざるは往時の例に依る、維新の後一時神祇官をおきしも、久しからずして廢し、内務省社寺局にて天下の神社を管したりしが、近時特に神社局をおきたり○按ずるに神社は、祖先功臣等を記念する爲に建立せるものなりと雖、申世以後神道を以て宗教視するに至りては、また迷信によりて建立せるものも尠ならず(備前國太古の制、千木(ナギ參看)鹿木(カウチヤキ參看)を以て屋敷を支へ、茅を葺き、柱は堀立柱なり、世に神明造と稱す、今の伊勢神宮の様式即ちこれなり(建築の挿繪參看)また出雲の大社は、皇居を模したるなりといふ、今日の様式もまた大體に於て古式を帯びたり、然るに後世に至りては、その形状も一ならずして、漸く古制と背馳す、その中獨り神明造のみは古樸を守りたれども、その餘皇子造(春日造とも云ふ)石の間造(八棟造とも云ふ)權現造(堂社造とも云ふ)相殿造(二間造とも云ふ)禊堂造等出來たり、就中權現堂造りは、組もの形ものを用ひ、彩色を施し質料の風を失ひ、頗る華美に趨けり、況んや兩部神道の盛んに行はるゝに隨ひ、寺院の殿堂に勢襲たるものあるに至る、凡そ社には、大あり小あり、新あり舊あり、其構造の同じからざる而已ならず、殿舎の數も等しからずして、其名も或は異なるものあり、今其大體に就きていは、主神を奉安する殿を神殿といふ、即ち正殿なり、又寶殿あり神庫あり、共に神寶を收貯する處にして、上古に齋庭(イニクツラ參看)といひ、後に寶倉、寶藏の名あり、而して寶殿は亦正殿の名と爲る、至小の神舎の名も、寶倉と稱して、大に神庫と混するものあり、幣殿は幣帛を奉

ヤシロ

る殿にして、拜殿は拜禮を行ふ殿なり、其餘、舞殿(舞を奏する所)神樂殿(神樂を奏する所)著對殿(勅使の參着する所)御饗殿(神饗を調ふる所、御供所ともいふ)御炊殿(御饗を炊ぐ處)祓殿(神官祓を行ふ所)禊殿(神官常に神拜し、禊調など、此所にて行ふ)直會殿(神官會集して、神供神酒等を敷き置る所)等あり、なほこれに附屬して、瑞籬、玉垣、鳥居、額(各條參看)瑞籬等あり(瑞籬祭神の御體代を神體といひ、また御形、儀體ともいふ、神體には、鏡、玉、石、兵器、影篋等を以てするあり、而して兵器には弓あり、矢あり、劍あり、矛あり、影篋には木篋あり、畫篋あり、佛説の是に混してより以後は、佛菩薩、沙門の像を以てするもありき、なほ鈴、鈴、笠を用ひたるもあり、或は神名を記して神體とするがときは、影篋に近きものなり、また幣帛を以て神體とするは、特に後世の事なり(備前國神代大神社に格あるは、天祖國社を以て創見と爲し、崇神天皇の時之を定む(アマツヤシロ、クニツヤシロ參看)其後大中小社、大小社等の別あり、大中小社は律に見えて、先聖の說によれば、大社は伊勢大神宮、及び八幡宮となし、中社を賀茂、住吉の類となし、其餘を小社となし、社殿等を犯す者は、罪に等差あり、又一種の大中小社あり、五位以上の社に限れるものにして、正三位以上を大となし、從四位以上を中となし、其餘を小社と爲し、社殿の構造、四至の廣狹、遷に相違あり、また大小の二等を立てたるものは、國史に載する處にして、延喜式の神名帳によりて、殊に明瞭なることを得るなり、原來神社には官社あり、官社ならざるあり、官社とは、神祇官の神名帳に記載せられ、祈年の祭に預るものにて、其大小社は皆官社なり、大小社には、各官幣あり國幣あり(クワンハイシヤ、コクハイシヤ

ヤスリ

ヤ(參看)此外なほ一の宮(二の宮、三の宮、四の宮あり、イナノミヤ參看)二十二社(ニシフニシヤ參看)宮(ミヤ參看)あり、また攝社末社あり、之は本社に對する稱にして、或は本社の外にあるものあり、或は境内にあるものあり、別宮もまた本宮に對する稱なり、現在の制、官幣社、國幣社、縣社、郷社等となし、官幣社を大中小、別格の四等に、國幣社を中小の二等に分つ(其社の祭神に奉仕するもの、神職といふ、神領を賦し、幣帛を供し、社殿に宿直し、社の内外を清潔にし、常に修理を加へて傾覆の憂なからしめ、祭祀祈禱に従事す、其重なるものに、祭主、國造、宮司、神主、禰宜、祝、社務、社司、御師、子真、巫(各條參看)等あり、維新後官國幣社には宮司、禰宜、主典(神宮に祭主あること舊の如し)無事社には社司社掌をおき、其他は一切停廢せり、神(カミ)神道(シノタウ)神領(シノリヤウ)參看(神道名目類聚抄、工藝志料、古事類苑神祇部)ヤスリガハ 矢摺草 甲(コロヒ)の名所を見よ、ヤリケウ 耶蘇教 吉利支丹宗(キリシタン)シユウ)を見よ、ヤリシマツリ 八十島祭 (備前國)天皇即位の後、使を攝津國難波津に遣はし、住吉神、大依羅神、海神、垂水神、住道神等を祭るをいふ、此時天皇の御衣を納れたる宮を搦動して覆を修し、祭り訖りて後、祭物を海に投ず、八十は多數を意味する詞、島は國の義、即ち諸國にある神を祭るの意なり、元來國々を巡回して祭るべきを、略して難波津にて祭れるなり、祭日は大嘗祭の翌年、吉日を撰びて行ふ、使は典侍(多くは御乳母)を任補す、八十島使といふ○中宮東宮も亦同じく此祭あり(備前國)祭前に符

ヤツコ

を下し、山城國をして船を繕せしめ、攝津國をして祭場を備せしむ、祭使以下遊より乗船して難波津に至る、宮主あり、御巫あり、琴師あり、神祇官及び内藏寮の官人、これに従ひ、一行の人数甚だ多く、殊に典侍は、天皇の御衣を奉じ、祭使たるを以て、車副は爲めに警蹕を稱し、其親近者、相共に下向するもの尠ならず、發途歸京共に、送迎極めて盛んなり(肥前國)文德天皇の嘉祥三年に行ひしを、はしめと爲す、其後歴朝多くは、大嘗會の翌年に、此祭使をも發遣せられしが、鎌倉時代の末葉に至り、遂に廢絶せり(江次第、袖中抄、古事類苑神祇部)ヤタノカガミ 八咫鏡 咫に餘る鏡といふことにして、大なる鏡といふ意なり、八咫の八は、彌の假名にて、只一咫ならで、二咫三咫、もしくは二咫三咫など、咫に餘りたるを彌咫と云ふなるべし、花の重瓣なるを入重といひ、舞の擲に餘れるを入擲舞と云ひ、殿の厚に餘れるを入厚殿といふ類の八は、皆彌の借字なり、本居宣長が八咫鏡とせしは誤りなり○三種神器の一なる八咫鏡は、サンシユノシキの條に述べたり、就きて見るべし(本朝度量權衡考)ヤツコ 奴 江戸時代における日傭仲間奉公人の一種、官中要録に「館長柄袂箱などを持てふりまはるを、作法の儀に心得て、それに上手下手の段格を付て、世を渡るものなり」と見えたり、男立(ナトコダテ)參看、ヤツシロヤキ 八代燒 上野燒(アザンヤキ)を見よ、ヤドアツケ 宿預 ヲアツケ)を見よ、ヤドフダ 宿札 其人の宿泊せる處として、旅宿の前若しくは其宿器の前等に立て置く札を云

ヤタノ

ヤドフ

ヤドリ

ふ、江戸時代にはまた、寝札とも唱へたり、太平記山徒寄京都條に「大衆かゝるべしとはおもひしよらず、我前に京へ入りて、よからんとする宿をも取り、財寶をも官領せんと志して、宿札共を面々に、二三十づつ排けて、先づ法勝寺へと集りける」と見えれば、其事の行はれしこと、古くよりのことたるを知るべし、室町時代の制は諸國集に「寶篋院殿義隆、貞治二年御上洛の時、御本陣不_レ及_レ記之、伊勢下野守宿御所兼宿

又一年之宿札之事、大形日限相定候故、宿の前後に、如此要札に可_レ書之、守山郷中宮月廿七日晚細川陸奥守渡宿同下宿也三月十九日右の札、其郷の前後に相定也、宿前は慮外也、宿の前には、三月廿七日晚細川陸奥守宿(紙に書て押すべし)下宿は細川陸奥守内秋時宗右衛門細川陸奥守内弓之宿

加様に相見え候、御弓衆とは、公方様ならではいかが云々」とあるにて之を何ふべし、また江戸時代にも、諸大名参勤交替の時、各宿驛の町はづれに立つることあり、風俗畫報所載幕府年中行事に「宿札は(中略)其宿驛の本陣にて建つる所なり、本陣とは諸侯の宿泊する家にて、一宿驛に一箇所づゝあり、宿

ヤナイ

礼は、長三尺五六寸、幅一尺位にて、凡一丈五六尺もあるべき竹の先に懸くるなり、此札は、其宿驛を通行すべき諸侯の姓名を記したるもの悉く備へありて、平常は高き櫓に載せ、燈明造酒など供ふ、何月何日何之守其本陣へ宿する旨通知あれば、直ちに其宿札を竿頭に上ぐるなり」と見えたり、ヤナイハコ 柳宮 柳の木にて造りたる一種の笥を云ふ、硯、筆、短冊或は冠、輪、經卷等を納む、柳の木を幅五分位に三角形に削り、幾本も並べてて簀子の如くにし、之を生糸にて二箇づつ編みて作る、後世は紙捻にて綴ぐる事となれり、又木も櫓を用ふるものもあり、木の數は吉事には



奇數、凶事には偶數を用ふと云へり、蓋には棧あり、後世は棧を高くして足とし、机の如くし、冠經卷等を載する蓋としたり、大小長短は、其の納むるものによりて一定せず、但し一尺五寸、横一尺五分位の物は、普通用ひられたり云ふ、其の始めは細かならず、枕草子に「なまめかき物、山藪日かげなど、柳箱に入れて、冠したる男もてあり、いとをかしう見ゆ、榮花物語初花巻に、ものかすがき、文を柳箱に入て云々、長秋記長承三年の條に、繪巻物を玉の柳箱に置き、唐組を以て之を結びたること見えたり、平安朝時代中葉以後、盛に用ひたること明らかなり

ヤナギ

(倭訓栞、貞丈雜記、類聚名物考) ヤナギ 柳 葉の色目の名、表白、裏青なるものを云ふ、また表裏ともに薄青といへり、カサネノイロメの挿繪を見よ、ヤナギサハウチ 柳澤氏(大和郡山) 姓は清和源氏、武田信光より出づ、信光五世の孫青木時光十世の孫柳澤信俊の子安忠、元和三年徳川忠長の傳となり、寛永十六年廣敷番頭に補せらる、延寶三年保明、慶永三十七年加賜、貞享二年小納戸に補し、千四百七十七石加賜、元禄元年側用人となり、石加賜、三年一萬石加賜、上總佐貫に治す、其後歴厩加封ありて、七年武蔵川越に移る、十四年家就松平及び偏諱を賜はり、吉保と改め、嫡子安忠は吉里と改め、叙爵して伊勢守と稱す、寶永元年甲斐府中に移封し、十五萬二千石を領す、六年肥田各々一萬石を四男経隆(是より先元禄十四年家就松平を賜はり、寶永四年叙爵して刑部少輔と稱す、享保九年経隆黒川に移封し、十八年里津水本姓柳澤に復す)五男時睦(元禄十四年家就松平を賜はり、寶永四年叙爵、式部少輔と稱す、享保九年経隆三日市に移封、享保十年信者本姓柳澤に復す)に分封す、享保九年吉里大和郡山に移封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して、宗家は伯爵、分家は子爵を授けらる(藩論、徳川加除封録、華族譜)

○信俊 安忠 吉保 吉里 吉鴻 保光 保泰 保申 保基 経隆 里津 里旭 保卓 信有 光敏 光昭 光邦 経隆三日市(一萬石)

○時陸 保經 信著 一里之 里世 里顯

ヤナギサハヨシヤス 柳澤吉保

通稱彌太郎、初名保明、後ち徳川綱吉の偏諱を賜うて今の名に改む、初め出羽守、後ち美濃守と稱す、難波して保山と號す、法名永慶寺保山元養、世に夜食少將といふ、徳川安忠の子、徳川綱吉未だ館林の城主たりし時より之に仕ふ、延寶八年綱吉將軍となるに及び、供奉して小納戸となり、天和元年加秩ありて、八百三十石を領す、二年正月元旦讀書始の時、命によりて大學三綱領を講じ、爾來恒例となる、三年また加秩ありて千三十石を食ふ、貞享二年十二月從五位下に叙し、出羽守と稱す、三年新加千石を加へ、元禄元年十一月、松平忠周、喜多見重政等と共に、内外の政を行ふことを命ぜられ、萬石の列に入り、三年三月三萬二千三百石となる、十二月從四位下に進む、四年三月綱吉はじめて其邸に臨み、爾來屢々此事あり、七年正月川越の城主となり、十二月侍從に任じ、老臣に准せらる、十一年七月左近衛少將に昇り、座老中の上にあるべしと命ぜらる、十四年綱吉其邸に臨みし時、特旨を以て松平の號を許され、且つ偏諱を賜ひ吉保と改む、十六年十二月甲府に封せられ、前封と併せて十五萬二千二百八十八石餘を領す、實は税額二十萬石に餘れりといへり、寶永三年七月甲府にて金を鑄ることを許さる、吉保が綱吉の寵を専らにせること、此の如くなりしを以て、内外の權を離れて其手に歸し、勢力中外を傾けしが、六年綱吉薨じ、家宣立つに及び、其六月致仕制廢し、正徳四年十一月二日卒す、年五十七、吉保人となり、後侍の才ありて、巧みに上の意を迎合し、

ヤナギ

また綱吉の生母桂昌院以下、大典の信用を博するに務めたりしかば、篤く寵任を蒙り、奢侈に耽り、威福を弄びしこと夥ならず、然れども心を文學に用ひ、萩生徂徠を召して儒臣となし、閑暇ある時は常に書を讀せしめ、また諸書を纂輯したること多し、なほその比堂上中の職者と稱せられし正親町公通の妹を招きて妾とし、己が生涯の榮華を記さしめ、松陰日記といふ、性和歌を好み、古今集の口訣を北村季吟に受け、自ら和歌百首を詠じて東山天皇の勅點を請奉り、尋てまた千首を詠じて靈元上皇に獻りしことありき、なほ其儒生細井知愼の言を納れ、將軍に勤めて、歴代の御陵を修理したりしは、尤も其大功なり、徳川實紀、野史、徳川太平記、徳川實紀、徳川女太平記に、吉保は夫人おさめの方を、密に綱吉に進めしことあり、吉保の子吉里は、即ち將軍の落胤なれば、百萬石の墨附を賜はりしを、綱吉の夫人之を愛ひ、遂に將軍を弑して自刃したりと見ゆ、此こと不確の説たるは辨するまでもなしと雖も、吉里落胤説につきは異説あり、即ち綱吉未だ藩邸の比に、寵して嬪姫せしめたる賤女を、吉保の計ひにて白らの妾とし、生み落したるものが吉里なりといへるにて、采非餘録、著作堂雜記、關根只誠氏の説等に見え、近時關根正直氏も之を論じたることあり、また俄に非定すべからざるに似たり、讀者宜しく早稲田文學第二期第六號を参看すべし、

ヤナギサビノエボシ 柳さびの烏帽子

製法にて、薄く柔かに作れる烏帽子をいふ、これに立烏帽子と折烏帽子との二種あり、前者を、柳さびの立烏帽子、後者を、柳さびの折烏帽子といふ、關根立烏帽子は、頭を立てたるもの、折烏帽子は頭

ヤナギ

を折り上げ、折りたる處を、裏より竹針をましてとめおくなり、關根立烏帽子は、白張、金持等、下地のものを、これを用ひ、折烏帽子は、軍陣の時、平士胃の下に著せり(貞丈雜記)

ヤナギノマ 柳之間

江戶城居間の名、大廣間の北に在り、橋に狩野洞雲の筆なる雪の柳を畫きあるを以て此名あり(弘化二年書讀出來の時、狩野真笑之を畫く)、表大名四品以下、大名次席、表高家等の詰所と爲す、大名(ダイミヤウ)の表登看(殿裏之圖、武家要)

ヤナギ

ヤナギ

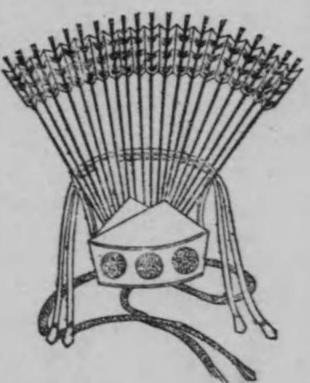
ヤナギ

ヤナギ

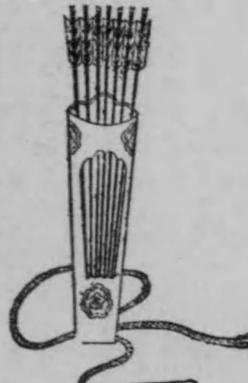
ヤナギ

ヤナグ

たるより、ヤナグには胡蝶の字を用ふるに至れり
(一)平胡蝶(二)盛胡蝶(三)狩胡蝶あり(一)は
丈低く平たきを云ふ、多く儀式にのみ用ひて、
征戦の具にあらず。行幸等の時、警衛の近衛の將以
下、隨身番長等皆之を佩ふ、公卿は薄繪或は螺鈿、非
衆議の次將は本地螺鈿、或は本地時繪等の胡蝶を佩
ふ、衣帯は組緒にて蘇芳綾、蘇芳青を相交へて、緒の
端に水精瑠璃等の露あり、装束は錦革、藍革、紫革を
用ひ、矢の数は十七又は廿一筋なり、笠は黒漆塗の細
きをよしとす、笠は多く水精、羽は多く切生を用ふ、
猶下の圖を見て知るべし、なほ江戸時代一時幕府に
て用ひたるは、其の制異なれり、二種を對比して服
制の挿圖に示したり、就て見るべし、而して武家に
ては、全く用ひざりしと見え、文治五年正月十日源
頼家風流會を講へ、大臣警に擬せし時、平胡蝶の差
様、丸緒の付様を知らざりし事、吾妻鏡に見えたる
にて知るべし、小右記に「寛弘二年八月廿七日、今日
藤原公季連門下、御與即遣御、其儀如常、下官其時
細起坐列立前、御與即遣御、其儀如常、下官其時
繪平胡蝶、他衛所督、宰相中將實三盛胡蝶、如此之時、
大將必實三平胡蝶者也」と見えれば、一條天皇御宇
の頃より、既に用ひられたること明かなり(二)は單
に略して盛とも云ふ、高く細長き故に名づく、儀式
征戰共に用ふ、儀式には遠位節會等に警衛の時、公
卿近衛將以下之を佩ふ、公卿は薄繪或螺鈿、非衆議
次將は本地螺鈿の胡蝶なり、矢の数は七筋にて、
答、羽、笠は、大盛平胡蝶と同じと云ふ、後撰集源
善の歌の詞書に「中將にて内におぼらひける時に、あ
ひしりける女藏人のさうしに、つばやなぐひ、おひ
かけをやどし置てはべりける云々」と見えたり、善
の中將たりしは、寛平十年の頃なれば、盛胡蝶の起



(鞍所式圖東裝) 藤胡平



(鞍所式圖東裝) 藤胡平

形狀詳ならず、一説に、狩獵の時に用ふるならん
といひ、又一説には、竹短と狩獵にて、即ち狩獵
ならんと云へど、共に信じ難し、明月記治承四年六
月一日の條に「或人云、中將藤原朝臣一人者、稱顯文
抄狩市比屋中、帶狩胡蝶云々、」同書文曆二年二月
九日の春日祭の條に「大隨身二人狩胡蝶(毛香)云
々」と見えたり、世尊深抄、勅無智抄抄等を案す

ヤナグ

りは、宇多天皇以前なることを知るべし、一説に革
親の轉せしものにて、延暦年中に出来しものと云へど
は源高明の執政なりし時、出来しものなりと云へど
信し難し(三)は狩獵の時に用ふるものなれど、其
るに、何れも平胡蝶と狩胡蝶とを對して云へるを見
れば、盛胡蝶を狩胡蝶と稱せしものにあらずるか、此
外日本紀略には、平胡蝶見えたり、又平盛胡蝶に
は石打の胡蝶、騎羽胡蝶、御行幸部類には警衛の
平胡蝶、今昔物語には、藤原の胡蝶あれど、これ等は、
皆胡蝶に差したる矢によりて稱せしものにして、別
に種類あるにあらず(裝束圖式、本朝軍器考、倭訓栞、
武家名目抄、古今要覽稿、類聚名物考)
ヤヌシ 家主 町役人(マナクニ)五人組
(ゴニクミ)を見よ、
ヤハズ 答 矢(ヤ)を見よ、
ヤハラ 柔術(シウワツ)を見よ、
ヤフウチ 葦氏 姓は藤原、不比等の長男武
智度十四世能事より出づ、順德天皇の外祖として
高倉家と稱す、十三世高倉能道の後中絶せしを、四
辻公遠の男福貞を嗣とす、寛永十四年職と改稱し、
閑院家に屬す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列
し、子爵を授けらる(尊卑分限、華族譜)
○能事 能茂 能綱 能綱 能音 能久 能國
能隆 能秀 能綱 能音 能久 能國
(能事此傳中略) 能真 能綱 能章 能義
保季 公師 實綱 手榮 實方 實休
萬能
ヤフサメ 流鏑馬 騎射の一種、馬上
にて馳せながら、鏑矢を番ひて的を射るをいふ、ヤ
ハセマ(矢馳馬)の略なりとも、矢射馬の義なり
ともいへど、前記はなるに近し、なほ鏑矢の流るゝ
の意にて、流鏑の字を宛てたるなり(關西江戶時代

ヤフサ

の例によりてこれを按ずるに、其的は三箇にして方
板を用ひ、的串に挿みて三所に樹て、一人にて各々
三的を射るなり(マト)參看し射手は十六騎、或は十
騎七騎等にして、必ずしも定數なし、其裝束は、水
干綾筒笠等なり、まづ場に進む者は、扇を披きて之
を背後に投げ、而して後に箭を放つ、之を捨擲の扇
といふ、次に弓に矢を注し、聲を揚げて騎り出し、
一の的を射て二の矢を注し、聲を擧げ、二の的を射
て、又聲を擧げ聲を擧ぐ、之を捨擲といふ、次に三
の的を射て事畢る(關西關東起原詳ならず、信濃
國住人諏訪大夫盛澄といふもの、流鏑馬の藝を究め
て、藤原秀郷の秘訣を傳へたること吾妻鏡に見え
れば、古くよりこれありしなるべし、而して其書に
見えたるは、中右記永長元年四月及び五月の條に、白
河上皇が、鳥羽殿の馬場殿にて御覽し給ひしことと
あるを始めとす、尋で平清盛が、熊野の稻富宮にて、手
向の爲めに之を行ひしこと平治物語に、藤原師實が
新羅の爲め、百番の流鏑馬を行ひしこと源平盛衰記
に見ゆ、これより次第に行はれ、鎌倉幕府にては總
が岡の馬場、由比濱等にて賑々行ひたり、なほ此時
代、京都にても、新日吉の祭禮に行ひ、室町時代に
は春日社の祭禮にも行ひしが、其中葉以後廢絶に歸
したるのみならず、幕府にて舉行することも、鎌倉
時代の末より絶えなれば、流鏑馬は一時全く行はれ
ざりしを、江戸時代に至り、將軍徳川吉宗の時、
之を再興するの意あり、成島道筑に命じて古式を調
査せしめしが、享保十三年三月十五日はじめて世子
家重の飛舟の、輕からん事を祈り、高田八幡に奉納
の爲め行ひたり、されど古法其まゝに傳はりしにあ
らざれば、騎射技物と名づけ、流鏑馬とは稱すべか
らずと、吉宗が左右に命じたるは、蓋し謙遜の意に出

ヤボロ

でたるものなるべし、されば元文三年二月九日同所
に於て行ひし時よりしては、舊のごとく流鏑馬と稱
し、爾來同入幡の馬場、または東叡山にて行ひし、
と屢々なりき、維新の後、其他の武藝と共に全く衰
頽に歸したりしが、明治二十年十月徳川公爵家にて、
舊臣の遺老をして之を行はしめ、天覺に供したる事
あり(中右記、平治物語、續世繼、源平盛衰記、吾妻
鏡、明月記、葉黃記、實朝傳記、多聞院日記略、貞
丈雜記、和訓栞、本朝軍器考、徳川實紀、古事類苑武
技部)
ヤボロ 矢母呂 關西關東起原詳ならず、信濃
一種の保呂をいふ(伊勢貞丈の説には、籠にかける
ことなしとあれど、射御拾遺抄には、籠にもかくる
こと見えたり)裝飾の用に供するものなり、一説に、
矢種つきたるを人に見せざるが爲なりといへど信じ
がたし(關西關東起原詳ならず、信濃)三幅
にして、地はサシ、練貫、絹等を用ふ、縫糸紅に
て、ふせ縫なり(關西關東起原詳ならず、信濃)
著)に其名見え、土佐光信が畫きたる一の谷合戦の
繪巻、または土佐某が畫きたる結城合戦の繪巻等
に、空欄に矢母衣かけたる體を描きたり、共に紅に
て、白く二つ引をかきたり、蓋し室町時代中葉以後
に生じたるものなるべし(貞丈雜記、軍用記、射御拾
遺抄、武用辨略)
ヤマガリカウ 山鹿素行 山鹿流(ヤマカ
リカウ)を見よ、
ヤマガタシヤウ 山形城 關西關東起原詳ならず、山形はもと
山郡山形市(關西關東起原詳ならず、山形はもと
最上と稱し、後山方と改め、中古山縣に作り、近
世又山形の字となす、建武年中足利尊氏一族新波家

ヤマガ

ヤマシ ヤフサ
るに、何れも平胡蝶と狩胡蝶とを對して云へるを見
れば、盛胡蝶を狩胡蝶と稱せしものにあらずるか、此
外日本紀略には、平胡蝶見えたり、又平盛胡蝶に
は石打の胡蝶、騎羽胡蝶、御行幸部類には警衛の
平胡蝶、今昔物語には、藤原の胡蝶あれど、これ等は、
皆胡蝶に差したる矢によりて稱せしものにして、別
に種類あるにあらず(裝束圖式、本朝軍器考、倭訓栞、
武家名目抄、古今要覽稿、類聚名物考)
ヤヌシ 家主 町役人(マナクニ)五人組
(ゴニクミ)を見よ、
ヤハズ 答 矢(ヤ)を見よ、
ヤハラ 柔術(シウワツ)を見よ、
ヤフウチ 葦氏 姓は藤原、不比等の長男武
智度十四世能事より出づ、順德天皇の外祖として
高倉家と稱す、十三世高倉能道の後中絶せしを、四
辻公遠の男福貞を嗣とす、寛永十四年職と改稱し、
閑院家に屬す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列
し、子爵を授けらる(尊卑分限、華族譜)
○能事 能茂 能綱 能綱 能音 能久 能國
能隆 能秀 能綱 能音 能久 能國
(能事此傳中略) 能真 能綱 能章 能義
保季 公師 實綱 手榮 實方 實休
萬能
ヤフサメ 流鏑馬 騎射の一種、馬上
にて馳せながら、鏑矢を番ひて的を射るをいふ、ヤ
ハセマ(矢馳馬)の略なりとも、矢射馬の義なり
ともいへど、前記はなるに近し、なほ鏑矢の流るゝ
の意にて、流鏑の字を宛てたるなり(關西江戶時代

ヤマガ

奉し、賦税を軽くし、大に人民の信服を得たり、用人相原郡大夫、これを嫉み、陰に支番を傾けんとす

の創めたる兵學の流派の高祐は初名を義炬といふ、字は子敬、因山または素行と號す、陸奥の人なり、九歳にして林羅山の門に入り、儒學を學び、十八歳にして、北條氏長に就きて、略略を學び、并に其奥書を極む

戦死したる功により、寛永五年一萬五千石を賜ひ、常陸牛久に治す、十二年弘隆、五千石を弟重恒に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(華族諸家譜、徳川加除封録、華族譜)

ヤマゲ

ヤマサ

ヤマサ

して、草率、師道の至嚴なること君臣に異ならず、其書を講ずるや、音吐鐘の如く、面容怒れるに似たり、弟子震慄敬て仰ぎ見るものなかりしといへり、其學

ヤマサ

封録、華族譜) 宗家 一家 家治 他家 治頼 豊治 義方 寛盛 信盛 義俊 義孝 義直 義徳 義高 義柄 竹翁 治祇 治敏

ヤマシ

城を抜きて光秀の子光隆を誅し、明智光善を大津に討ちて之を斬り、齋藤利三を捕へて栗田口に殺せり(信長公記、豊隆、野史)

ヤマシ

ヤマシナノミササキ 山科陵 天智天皇の御陵、山城國宇治郡山科村大字御陵にあり、文武天皇の三年之を修造す、南面にして砂磧を以て覆はる、光城方十四町、延喜の御陵戸六烟を置き、永く近陵に列す(續紀、延喜志、陸奥一覽)

ヤマシナノミヤ

山階宮 伏見宮邦家親王の第一王子晃親王より出づ、はじめ親王、光格天皇の御養子たりしが、勤修寺に入りて法親王となり、元治元年に至り、復飾して山階宮と稱す(雲上明覽)

○晃親王 藩王

ヤマシロノクニ 山城國

東は近江、西は丹波、攝津、南は伊賀、大和、河内、北は丹波に至る、東西凡六里、南北凡十五里、畿内に屬す、郡縣東北西三面を圍ふ、山脈近江大和より來るもの、別に其南を攝津、西南を丹波、加茂字治等の諸水淀に會して西に注ぐ(關原藩誌)古(山城)又は山代又は山背に作る、此地もと山背川(今の木津川)の左右に過ぎず、後に葛野字治等を併せて山背國を置く、桓武天皇の時皇都を葛野愛宕二郡の地に定め、左右京職、東西市司を置き、山背を改めて山城と稱す、又國司あり、府を乙訓郡(河陽關)に置き、都外の事を領す、鎌倉幕府の建つや、京都守護を設け、北條氏執權の日南北六波羅兩探題を創置して、京畿山陰山陽南海諸州の政務を兼掌せしむ、建武中興大内を造營し、省司諸制始めて舊式に復せり、既にして足利尊氏叛し、後光明天皇を擁立し、幕府を室町に開き、國命を執る、應仁以後皇下大に亂れ、永祿中三好松永の群黨足利義輝を弑し、淀勝龍寺諸城に據る、天正の初、織田信長之を平らげ、所司代を京都に設

Table with 10 columns and 10 rows containing geographical and historical data related to Yamashiro province.

ヤマシ

く、信長弑せられ豊臣秀吉代て國權を握り、聚樂及び伏見に城きて京都を守り、豊臣氏亡び、徳川氏亦所司代を置き、二條城を築き、山城、大和、丹波、近江の政務を統べしめ、伏見に奉行を置き、松平定綱を淀に封す、享保申稻葉正知之に代り世襲す、明治維新、所司代及び伏見奉行を廢す、明治二年乘輿東遷し留守官を置き、二條城を以て府となす、尋て淀港を廢し留守官を府に併す、今は京都府の管する所となる(關原藩誌)古(山城)より京都の變遷左の如し、詳しくは各郡の條を參看すべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

ヤマダ

ヤマダナガマサ

山田長政 名滿通稱仁左衛門、關原詳かならず、或は緒川仁左衛門の子に作る、嘗て伊勢の祠官に補するによりて山田氏を稱すともいへり(關原藩誌)河内葛科の人なり(尾張の人なりとも稱すれども、長政が淡路神社に奉納せる額に「當國生」とあれば、駿河人なるや疑ふべからず)幼より側室にして大志あり、生産を治するを屑とせず(徳川實紀)には、本多忠佐の輔夫なりとあり(好んで



銀及び兵法を學びしが、後ち遂に運糧に就せり(増補探覽異言、坤輿誌)には慶長年間とし、天地二圖變改、渡天物語には、元和のはじめとす(當時邦人の此地に赴くもの甚だ多くして、所謂日本町なる居留地を有して勢力ありしが、會々國王の弟某陰かに幕府を謀り、謀叛を極めしかば、長政は主として大義を唱へ、國人を獎勵糾合し、賊黨を討じて之を平定せり、國王大に悦び、爾來長政を尊重し、禮遇頗る厚し、既にして六民の酋長、王命に抗せるを以て、國王即ち長政に命じて之を征せしむ、長政軍を率ゐて一戰に

ヤマダ

大勝を得、大塚十左衛門を留めて城代として其地を鎮せしめ、歸りて捷を奏す、國王其功を賞し、長政を六民國に封じ、また王女を降嫁し、益々其心を結ぶ、既にして元和七年國王奏舞烈使臣を我國に遣はして方物を贈るに及び、長政また伊藤久大夫をして從行せしめ、書を老中土井利勝に呈し、鼓皮二枚、絹疋二百疋を贈りたり、會々寛永三年駿河の舟人漂流して瀕羅に到れるものあり、長政よ、これを遇し、其歸るに及び、職艦の圖を托し、淺間社頭に掲げしむ、其圖は載せて船(フネ)の條の挿繪にあり、就きて見るべし、後六年を経て國王奏舞烈の歿するや、長政及び長臣甲花木に遣命し、幼主を輔けしめしが、甲花木、其意に通過して幼主を毒殺せしを以て、長政大に怒り、將に六民を發して、これを討たんとし、また甲花木が陰施せる毒に申りて卒す(徳川實紀、野史、幕府外事年表)

ヤマダフキヤウ

山田奉行

名滿延寶六年の江戸鑑、正徳六年の武鑑には伊勢町奉行、貞享三年の武鑑には伊勢郡代とあり(關原藩誌)江戸幕府の職名、伊勢神宮を警衛し、遷宮の時造營奉行、祭禮の時祭事奉行を勤め、また伊勢志摩兩國にある幕領を支配し、志摩國島羽港出入の船舶を點檢すること掌る、一人を定員とす、老中の支配、千石高、役料千五百俵、天啓の間詰なり、奥方、同心、水主數十人これに隸屬す(關原藩誌)原詳かならず、柳營年表武鑑には、慶長五年庚子、山田奉行一人、神部越中守貞永と見え、武徳編年集成には、慶長八年の冬、長野内藏助友秀勢州山田奉行となりしことを載せたり、蓋し幕府開始當時より置きたるものなるべし、而して東城記聞によるに、豊臣秀吉の時、神宮仕職神部越中守此職に補すあり、然らば江戸時代

の初めには、従来の例に倣ひ、神部貞永また補したりしものか、慶長九年一人を増して二人となし、寛永元年以後一人となり、元祿九年四月また二人となり、享保十一年二月より再び一人となる(東城記聞、柳營年表武鑑、武徳編年集成、徳川實紀、明良尊録、吏徵、京光府尹記、武鑑)

ヤマト 夜麻登(耶麻騰、倭、日本、大和)

我國の別名、又大日本とも云ふ、後漢書魏志には耶馬塞、隋書北史に耶摩堆と書したり、名義に就て數説あり(一)山脈にて、古代山道によりて往來せし故、人跡山にある意とせるもの、釋日本紀に「勢余彦天皇定天下、至大和國、王業始成、仍以成王業之地、爲國號、譬猶周成王於成周、定王業、仍國號、周、初國始祖天、降築業、何備取、倭爲國號、周后稷封諸、公劉居幽、王業雖崩、至武王居周、始定王業、仍取周爲號、本朝之事亦其始、此、私記曰、天地剖判、混沌未乾、是以酒山往來、因多蹤跡、故曰山跡、山謂之耶麻、跡謂之止、又古語謂之居住、爲止音訓、若知字、比之毛止令讀如何、答、是尤叶其義、也、然而先師之說、以山跡之義、讀之、不可不讀改云々」と見えて山跡の義とせり、神皇正統記には從ひ、倭訓采も亦これに據り(二)山上の義にて、山によりて住居せる意なり(三)山戸の義にて、穴居の入口に戸を設け開閉す、國土開闢の意なりと云ふ(四)四方山を以て圍繞せる意とせり、天地開闢の始耶阿の響あり、昔邦三略の根源となす、故に開闢の聲を以て國名となしたるなり、以上は假寐夢に載する説にて、同書既に之を辨じて誤とせり(六)山門の義にて、四方皆山門より出入する故なりとし、賀茂畠淵之を唱へ、本居宣長言これに從へり(七)山外の

ヤマト

義にて、山の内に對していへるなりとし(八)山嶺なり、ツホの音約りてトとなりしなりとし(九)諸所又は野馬所の義なりとし(十)矢的にて、中心の義にて中國と云ふ事なり、村岡素一郎氏之を唱へ(十一)家場所の義にて、マはマと音通じ、人の住居する義なりとし、飯田武藏氏之を唱へ(十二)アイヌ語のヤマトにて、ヤマトは栗の木を以て圍める池の義なりとし、チャンパーレン氏之を唱へ(十三)接頭辭のヤマト、語根のマトと結合したる語にて、マトは高貴の義なるムチ、詳端の義あるミツと語根を同じし、高大、根本等の義にて、讚美の詞なりといひ、白鳥博士之を唱ふ、又史海所載の無量劫道人は、中央亞細亞に住したるヒツテ人の都はヤマトにて、日本人種之の祖先はヒツテ人にて、其の故郷の都を呼べるなりとし、其他或はサンスタリツト語とし、或は南洋語とするものあれども、未だ信するに足るの説なし、其の解決は比較言語學の上にまたざるべからず、而して夜麻登の國號となりしは、釋日本紀に大和國は神武天皇創業の地なるによりて總名としたりとし、神皇正統記は、大和國は神武天皇以來代々の都ありし地なるを以て、其名をかりて、總名としたりとし、本居宣長の國號考、亦正統記の説に依りて、多くの例證を擧げて之を證せり、其の名は、伊非諾伊非諾二尊國土經營の時に、天虛空響秋津根別と云ふ神を生み給ひし時、是を大日本豊秋津別と名づけし事、書紀古事記にあるを初見とす、爾來兩書に散見するもの少からず(釋日本紀、神皇正統記、假寐夢、國號考、倭訓采、類聚名物考、大日本國號考)

ヤマト

ヤマトウタ

倭歌 倭舞(ヤマトマヒ)を見

ヤマトカナ

大和假名 片假名を云ふ、我

ヤマト

ヤマトクニノミヤ

大養徳恭仁宮

國の製作に係るを以てなり、カナノミヤ、大養徳恭仁宮、聖武天皇の皇居、山城國相模郡、今の宮登大路の邊なり、(名跡志は法華寺野宮と爲す)...

ヤマトグサ

倭鞍

鞍の一種、唐鞍に對しての名、我國制の鞍を云ふ、類聚名物考、和名抄等に其名見えされば、古くよりの名にあらず、其具に鞍橋(水精地、銀地、鏡地、黒地、黄地、龜甲地、海鏡、鉢、鐵、沃掛地等あり)切付(小竹、竹筒、虎等あり)...

ヤマトゲンジ

大和源氏

和に居る一族を云ふ、大和守頼親より出づ、頼親大和に居る、故に其族大和源氏と號す、頼親頼房を生む、孫頼風武勇を以て著はる、其裔武田孝田の諸氏

ヤマト



(載所考馬飾)

あり、頼風の弟頼治字野氏と號す、其子親弘播磨の豐島に移り、豐島氏と稱す、其孫有治、其裔に廣瀬、入野屋の諸氏あり、有治の弟義治、其後に土方、森、辛川等の氏あり、頼治の弟頼景、其裔孫頼清尾張大野に采す、大野氏と稱し、其子頼重頼時承久中並びに勤王節に死す、頼時の後朝日岩井の二氏あり、頼景の弟仁範、其後に楊梅、太田二氏あり、頼親第三子頼遠福原三郎と稱し、有光を生み、往りて陸奥の石川に居る、石川氏と稱す、其光を生み、其孫光治成田氏と稱し、承久中北條氏に隨ひ、功を以て美濃市橋莊の地頭職を授けらる、其光の弟光家光盛光治光助を生む、光治大寺氏と稱し、光助小高氏と稱す、光盛三子光重、光重、光村を生む、光重坂地氏、光重河尻氏、光村矢澤氏と稱す、頼遠の弟頼基の後、二河麻生の諸氏あり、此外別に源滿仲より出づるものあり、滿仲の第四子大藏權大輔頼平、其裔柏

ヤマト

ヤマトゴト

倭琴(大和琴)

原、大田、檜坂の諸氏あり、頼平の弟源賢、其後丹波、大甘の黨となる(氏族志) ヤマトゴト 倭琴(大和琴) 一種、神樂及び雅樂に用ふるもの、一名東琴とも稱し、又單にアツマともいふ、東は、西土に對していひ、倭は唐に對していふ詞にて、吾國固有の琴といふ意なり、體は琴に似て短小、桐を以て製す、大小あり、大なるは長六尺二寸、中は六尺、小は五尺、或は五尺八寸横六寸、體源抄に、長五尺表五徳、廣六寸、表三六合、絃柱有六、表三六律呂ことあり、琴の外面を桐といひ、左右側を横といひ、頭邊に錦を張るを錦皮といひ、絃を架する處を柱といふ、其柱は楓枝の皮を去らざる物を以て之を造る、高二寸二分、下徑二寸、柱頭の架絃の處を岩越と名づけ、絃を纏ふ絲を藤津緒といひ、撥絃を琴札といふ、牛角を以て之を作る、上下圓にして長二寸半、六絃或は七絃或は八絃のものあり、琴首に鶏尾形を作る、名、龍角、表の方の總名、龍角槽の表に小木を架し絃を乗せる者、通絃孔、絃を通する孔、龍目、通絃孔の周りに角座、龍手、本の方の足、龍、左右腋の總名、龍頭、定名にあらず、末頭の筋の形に似たる處、龍皮、龍頭の邊、錦皮を張る所、龍趾、末の方の足、龍背、裏板、音穴、裏板に在る本の方の穴、下、裏板の中に在る長き穴、木皮、裏板の内に附る木、林鹿、絃の端に附きたる小竹、一名緒留、和琴の名所、上古より定名と爲る者、緒、錦皮、藤津緒、琴札の五に過ぎず、他は後世等に准じて名づけしなり、(和琴) 六五四三二一(逆に數ふ、前を一と爲す) 藤津緒(龍頭の通絃孔に通じて、緒の末を結び纏ふもの、四色の練絲の緒を絞ひて用ふ) 龍角東琴は、吾國固有の樂器にて、諸樂器中第一に置か

ヤマト

る、河海抄に、伊非諾伊非冊二尊の時、作らしめ給ふといひ、無名抄に「和琴の起りは、弓六張をひきならして、是を神樂に用ひけるを、類はして、後の人のことにつくりなせると申つたへたる云々」といへり、然れどもと六絃にして琴首鶏尾形を作り、鶏尾と稱し、神樂に之を用ふるを見れば、元々集に「天石屋戸の時に、天香弓六張を並べて絃を叩きし時、鶏頭來りて弓に止る云々」とあるによれば、弓より轉じ來れるものならん、後には七絃八絃となり、古事記願宗卷に「如調三入絃琴、又東遊賦に、ナナツチノ(七絃の)キツチノ(八絃の)コトヲ(琴を)シラベタル(調へたる)と見えれば、當時頃よりありたるなるべし、もと單に琴と稱したるが、後世漢國より此類の樂器多く渡來せしより、吾國の琴を倭琴といひ、彼を唐琴といひて區別したり(書紀、古本傳記、樂器考)

ヤマトタケノミコト

日本武尊

御名は小碓尊、また日本童男とも稱す、(系圖)景行天皇の皇子、母は皇后稻日大郎姫、(系圖)景行天皇の二十七年八月、熊襲の反するや、十月勅を奉じて、西征し、十二月熊襲の國に至り、形勢地理を察し、遂に女裝して魁帥川上泉帥の營に入り之を刺す、泉帥重傷を負ひ、將に賦せんとするに臨み、皇子の武勇を稱し、日本武尊の號を上る、これより世に日本武尊と稱すといへり、熊襲既に平ぐの後、海に浮び、途すがら吉備(今の三備地方)難波等の賊を征し、明年二月京に歸る、四十年東夷叛し、邊境騷擾せるを以て、更に其十月を以て東征の途に上り、道を枉げて伊勢神宮を拜し、進んで駿河に至り、土國を平げ、相模より、海を渡りて上總に航し、また海路を取り茶浦(安房の海岸なるべし)と雖詳かならず、よ

ヤマト

り、玉の浦(下總國匝振郡、今の九十九里の海浦ならん)を経て蝦夷の境に入る、夷賊等竹の水門(常陸多賀郡の海岸なるべし)によりて防戦せしと雖、皇子は之を敗り、尋で全く服從せしかば、日高見國(ヒメカミノクニ)參看)より歸り、新治筑波を過ぎ、甲斐に至り、酒折宮に居る、一日會々歌を以て侍者に問うて曰く「新治筑波を過ぎて幾夜かたつる」答へて曰く「かゝりなめて夜には九夜日には十日を」世これを以て連歌の起原となす、此時に當り信濃、越の地方、皇化に従はざりしがゆゑに、即ち甲斐より武藏上野を経て信濃に入り、更に吉備津彦を越國に遣はし、形勢民情を察せしめ、進みて美濃に到りて吉備津彦の越より歸るに會し、共に尾張に到りて月を越ゆ、尋で近江磯吹山の賊を征したりしが、山中に病を得、伊勢に歸り、能登野(鈴鹿野)に薨す、年三十、其地に葬る(古傳によるに、白鳥あり、能登野の陵より飛び去りて倭琴原に留る、即ち陵を其地に造りしに白鳥また飛びて河内露市に留りしかば、其地にも陵を造れり、時人此三陵を號して白鳥陵といへり)天皇哀悼し、功名を傳へんが爲めに、武部を定め給へり、武部は即ち御名代民(ミナツロ)參看)なり(クサナギノツルギ)參看) (大日本史、史學雜誌、日本武尊東征地理考)

ヤマトノクニ

大和國

勢、西は河内、南は紀伊、北は山城に至る、東西凡十里餘、南北凡二十五里、畿内に屬す、(系圖)全國山嶽其の中に居り、南方一帶疊嶂連亘平地を見ず、北山十津の二水其間を流れて紀伊に達す、北方頗る平曠肥腴、吉野大和二水横に之を貫く、歷世運部の跡あるを以て勝區古蹟州内に遺し(和名)古蹟古へ倭に作る、神武天皇根原(葛上郡柏原村)奠都の時、參

ヤマト

彦を倭國造と爲す、後葛城郡城を併せて倭國と爲し、孝德天皇の初め六縣あり、天武天皇四年始めて大倭國と見ゆ、元明天皇和銅三年平城に遷都後、歷朝都を遷すこと凡そ十數次、八十餘年にして桓武天皇延曆府中山城に遷都す、是より先、聖武天皇天平九年大養徳と改め、同十九年大倭に復す、孝德天皇天平寶字元年大倭を大和と改む、國府を高市郡に置く、延元の初後醍醐天皇南狩し、吉野を以て皇居とす、元中の末南北講和、將軍足利義滿島山義深を以て守護とす、四傳して持國に至る、其の子政長義就帥を争ふに及びて、筒井忠尚福住の諸黨内に分據し、島山氏統令行はれず、永祿の初筒井順朝自ら國の守護と稱し、三好氏に屬す(筒井氏初筒井城に居り、後に布施城に居る)既にして松永久秀諸城を徇へ(信貴城に居り後ち多門城に居る)筒井氏と地を争て連戦やまず、元龜三年二氏皆頼田信長に降る、天正五年信長久秀を誅し順朝の子順慶をして舊領に復せしむ、十三年豐臣秀吉筒井定次(順慶の嗣)を伊賀に徙し、其弟秀長を本州及び和泉紀伊に封じ、郡山に治す、嗣秀俊天して國除し、増田長盛を郡山二十万石に封す、關ヶ原役後其封を失ふ、徳川氏に至り封を受くる者、郡山(初め水野勝成、後松平吉忠)高取(植村家政)小泉(片桐貞隆)櫛原(水井直則)芝村(織田長益)柳本(織田尚長)柳生(柳生宗矩)凡て七藩、又奈良奉行を置く、明治維新奈良府を置き、田原本藩を建て(平野長裕)既にして皆廢して縣とし更に奈良縣に併す(和名)古へより管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條を參看すべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

ヤマノ

豊隆 豊常 豊敏 豊雅 豊策 豊興
 豊資 豊隆 豊信 豊經 豊景
 高知新田(一萬三千石)
 ○一安 之豊 豊清 豊産 豊泰 豊武
 豊賢 豊福 豊誠

ヤマノウチクワンリヤウ

山内管領

關東管領を世襲せる上杉氏の、鎌倉山ノ内に居るもの、いへる俗稱、クワントウクワンリヤウを見よ。

ヤマノウチトヨシゲ

山内豊信

初名輝衛、土佐守と稱し、容堂または、飯海辭侯と號す。關東管領の長男、宗族豊信の家を繼ぐ。土佐高知藩主なり、文政十年十月生る、嘉永元年七月藩主山内豊信卒して子なきを以て、入りて宗族を相繼せり、既にして同六年米糧減産し、天下騒然たるや、時勢に鑑みて、藩政の改革を断行し、吉田東洋を擧げて參政となす、東洋識見時流に卓絶し、また略々海外の形勢に通じ、攘夷の行はるべからざるを知り、早く開國の意見を有したり、豊信が開國説を持するに至るは、其非凡の才力によるは勿論なりと雖も、然も東洋輔弼の功績なきにあらざりき、而して當時幕府は、内治外交共に困難の地に陥り、朝露の關係も、常に開國を欠くと多かりしかば、豊信これを憂ひ、公武合體して難局に處すべきを主張し、且つ將軍徳川家定に子なかりしを以て、一橋慶喜を擧げて世子とし、幕政を改革するの必要なるを論じ、松平慶永、伊達宗城等と相往來して之を幕閣に達白し、また三條實高は、其勇たりしを以て、密使を入洛せしめて、京紳間に入説せしめたり、されど其事遂に成らず。

ヤマノ

す、井伊直弼大老に任じ、尋て紀伊徳川(家茂)立ちて將軍となるに及び、直弼は、豊信が京都入説の舉を以て、治安を害せるものとなし、安政六年二月旨を諭して致仕隠居せしめ、尋て十一月更に謹慎を命じたりしが、萬延元年直弼卒するに及び、謹慎を解かれしも、なほ隱居すべきを命ぜられ、文久二年に至りて漸くこれを許されたり、此年藩士中の急激論者たる武市平太等の勤王黨に勢力を占め、當時佐幕開港の意見を有したる參政吉田東洋を暗殺し、土佐の藩論は、勤王説に傾きしと雖、豊信は、開國原以來の歴史に鑑み、必ずしも薩長二藩と同一歩調に出づること敢てせざりき、故に同年松平慶永が政事總裁となりて、幕政を改革するや、豊信屢々其謀議に與り、爾來また常に機軸に參し、獻替せること甚だ多し、而して積年の宿志たる公武合體論は、終始一貫して改むる所なく、朝暮の間に周旋するを怠らず、遂に將軍家茂の上洛を見るに至りしも、事意の如くならず、加ふるに家茂は長州再征の陣中に憂ひ、形勢全く一變するや、豊信夙に幕府の爲に能はざるを知る而已ならず、薩長二藩が連合して、討幕の密勅を拜受せんとするの秘密を探知せるがゆゑに、慶應三年十月、太政返上の建白を徳川慶喜に呈したるに、慶喜之を納れて太政を返上し、幕府遂に亡ぶ、而して豊信の意は、諸侯を會して、萬機を公論に決せんとするにありしかば、薩長二藩が岩倉具視等と謀り、慶喜を激して兵力に訴へんとする政策に反對し、同年十二月所謂小御所會議に於ける大激論を見るに至りたり、形勢挽回の不可を曉り、遂にこれを中止したり、此月議定に任ず、是に於て土藩の兵は、薩長其他の諸藩と共に、伏見鳥羽をばじめ、各地に轉戦して、能く維新の大業を爲すを得たりき、明治元年

ヤマノ ヤマバ

年六月辭職したりしが、其六月再び議定に任じ、從二位權中納言に任叙す、越えて二年薩長肥の三藩と共に、率先して藩籍を奉還せり、八月職を辭して歸香岡邸候に轉じ、九月正二位に陞る、五年六月廿一日薨す、年四十六、東京府在野郡大井村、山内家の壘城に葬る、諡して正一位を贈らる(幕誌、飯海辭侯)
ヤマノウヘノヒ 山上碑 上野三碑の一、上野國多胡郡(今多野郡)八幡村大字山名山名上の山上に在り、高三尺許、濶一尺一寸許、野石を以て作り、四行五十二字を認む、その文左の如し(好古小録、上野三碑考、上野名跡志)
 辛巳歲集月三日記
 伏野三家定賜儲守命孫黑實刀自此
 新川臣兒新多爾足尼孫大兒臣聚三
 兒長利僧母爲記定文也 放光寺僧

ヤマノサス

山座主 延曆寺の座主を云ふ、山とは比叡山延曆寺を云ふ(サズ)參看、

ヤマノベノコホリ

山邊郡 所在大和國(即今奈良縣)國郡制定の際、建て、郡となせり(出雲國)神景行二帝の山邊陵、延喜の時、既に城上郡に屬す、和名抄に郡介、星川、服部、長尾、石成、石上等の郷あり、拾芥抄以後又山邊に從ひ、地誌提要「ヤマノベ」と訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヤマノベノコホリ

山邊郡 所在大和國(即今奈良縣)國郡制定の際、建て、郡となせり(出雲國)神景行二帝の山邊陵、延喜の時、既に城上郡に屬す、和名抄に郡介、星川、服部、長尾、石成、石上等の郷あり、拾芥抄以後又山邊に從ひ、地誌提要「ヤマノベ」と訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヤマバトイロ

山鳩色 鳥の色目の名、表背、裏黄なるもの、用ふる時季定まらず、カサネノイロメの挿繪參看、

ヤマフキ

山吹 鳥の色目の名、表薄粉紫、裏黄なるものをいふ、春季之を着用す(胡曹抄)

ヤマフキドノ

山吹殿 小一條殿(ホイナアツドノ)を見よ、

ヤマフキニホヒ

山吹匂 鳥の色目の名、表山吹、裏黄なるものをいふ、春季之を着用す(女官抄)

ヤマフシ

山伏(山臥) 修験道(シユゲン)ヲ見よ、

ヤマメ

山目 稱(ハカリ)を見よ、

ヤマモトウチ

山本氏 姓は藤原、開院家の一、阿野實直の十三世實直の末子勝忠を祖とす、參議正三位となり、承應三年九月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜、華族譜)

ヤマモモノダイナゴン

楊梅大納言 源定を云ふ、

ヤマモノミササキ

楊梅陵 平城天皇の御陵、大和國生駒郡跡村大字佐紀に在り、圓形にして、先城東四二町、南北四町、淳和天皇天長元年陵戸五畑を置く、延喜の制また同じ(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)

ヤマリコサク

家守小作 江戸時代、小作の一、地主所持の田畑多く、世話行届難き爲め、小作の世話人を入れて、世話なましむる小作を云ふ、給料として、小作地の内何段歩かを與ふ、年貢等は地主より支辨するものとす(地方凡例錄)

ヤマフ

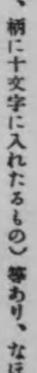
ヤヨヒ 彌生 三月の別名、草のいよおひ黄る

ヤリ

ヤリフ 鉤

頃なれば、いよおひを略して名づけたるなり、神武天皇紀に、二年乙卯三月、萬葉集卷一に「明日香川原宮御宇天皇代、五年三月戊寅朔云々」などある三月、并にヤヨヒと訓じ、また古今集卷一春の歌の詞書に「やよひにうるふ月のありければよめる」とあり、爾來多く散見せり(古今要覽)

ヤリ 鉤(鎗、槍) 名、刺突に用ふる武器の一種、鋒より變じたるものとす、き出して、かなたに衝き遣るものなれば、遣るといふ動詞を變じて名詞としたるなり、武家名目抄には、手鋒に對して遺鋒といひしを、略したるなるべしといへり、後世道具とも稱す、鎗身と柄との二部より成る身は穂とも稱し、即ち刺突の用を爲すものにして、三稜角に尖りたるものなり、込即ち穂の根を、柄に差し入れて連結す、長さ四五寸より三四尺に及ぶ、柄は多く椗にて作れど、また檜、竹、竹等にて作りたるものなきにあらず、長さ六七尺より、三間半に及ぶものもあり、柄の尾端に附したる鐵を石突といふ、なほ穂を覆ふものを鞘といふ、また投槍あり、詳しくは左圖に就きて見るべし(池田遺蹟、太平記三井寺合戦の條に「三方の土矢間より、鎗長刀を差出して、散々に突きけるを云々」とあるを初見とす、これ建武二年正月の事に係る、此外なほ數ヶ所同書に散見せり、蓋し鎌倉時代の末より南北朝時代のはじめ頃に於て、起りしものなるべし、されど當時、其用未だ廣からず、戦國時代に入り、天下争闘の衝となるに及び、漸く之を重んじ、次第に其利用ある手術を考へ、遂に種々の製作を生ずるに至れり、されば戰場にて先鋒するを一番鎗、二番鎗などと稱して、武功を論ずるの標準とし、更に長柄の鎗を數多列れ、隊伍軍卒に執らせて之を長柄と呼び、弓銃



砲の諸隊と共に、軍陣中、重要な部隊を編成するに至れり、江戸時代の末葉以後、鐵砲多く用ひらるるに際し、自然に其類に歸す、(長柄の長きもの)長柄鎗(長鎗)と同じなりと雖も、後世は三間柄に限りて稱したり、小鎗(柄の短かき者)手鎗(小鎗に同じ、後世は六七尺の短柄の者なり)手鎗、十文字鎗、十文字鎗(三者異名同物なり、共に穂に十文字の如く左右に横手あるもの)片鎗(穂の左又は右に横手あるもの)直鎗(穂の直なるもの、即ち普通の鎗なり)表鎗(直鎗と同じ)鉤鎗(穂を長く延べ、鉤を直鎗

して、柄に十文字に入れたるもの)等あり、なほ鎗其物の種類にはあらず、用によりて名を異にするあり、持鎗(自己の持料の鎗)香鎗(持鎗の豫備に供するもの)數鎗(足輕等に數多持たずるもの)汎稱)等これなり○又竹槍、木槍あり、竹槍は竹を穂の長さに切り、頭を斜に殺して穂となしたるものいひ、木槍は、同じく頭を尖らして穂となしたるものにして、并に眞正の槍に代用せるものなり、槍術(サウツユツ)道具(ダウツク)參看(武家名目抄、古今要覽稿、比古裝衣、古事類苑兵事部)

ヤリフギヤウ 鉤奉行 關東江戶幕府の職名、長柄同心及び八王子在住の千人同心を統轄す、老中の支配、二千石高、菊之間様領とす、人員は三人もしくは四人あり、また五人の時もありて定員なし、同心十人づゝ各組に隷屬す、また四九にもあり、定員一人、待遇本丸に同じ○此職は老衰の者多く任ぜられ、先途なし(關東譜、寛永九年六月はじめ

ユキノ

これは只多数を意味するに過ぎざるなり、なほ同書に、瓊々并尊が天降の時、天忍日命、天津久米命が、天之石鏡を預りて先驅したること見えたり、石鏡といふも、石にて作りたるにあらざる、堅固に製したる鏡をいへり、これより實用の具として戰場に用ひしのみならず、衛府の官人等は、常に之を預りたるより、親負府、親負尉などいへる稱呼生じたり、されど此物の製は、便利なること胡鏡に劣りしより、いつとなく胡鏡行はれて親負は衰へ、親負の官人のこときも、胡鏡を帶することになり、遂に神社の調度にのみ存し、其他には全く行はれざるに至り、(古事記、書紀、和名抄、倭訓栞、古今要覽稿、本朝軍器考、古事類苑兵事部)

ユキノシタ

雪下 露の色目の名、表白、裏は紅梅なるものを云ふ、冬期是を著用す「カサネノイロメ」の挿繪參看(薄鹽草)

ユギヤウハ

遊行派 時宗の一派、一遍上人の弟子二世他阿彌陀佛を祖とす、本山は京都七條道場金光寺なり「ワシユウカ」コンクワカシ「參看(佛敎各宗綱要)」

ユゲノタウキヤウ

弓削道鏡 「ダウキヤウ」を見よ、

ユゲヒフ

靱負府 衛門府の古名、エモンフを見よ、

ユスルツキ

泔器 元服の時、髪かきの水を入るに用ふる器具、又泔杯と書きて、カンハイといふ、古は土器なりしが、後には木にて作り、漆にて塗り、漆粉したるもあり、又銀にて作り、毛彫を施したるもあり、形は茶碗の如く、蓋蓋とも茶碗に似たり、但し蓋のゆするつきの糸じりを受る所は、穴を明けず底ある様にし、其下に又別に大なる蓋ありて、

ユリデ

泔器を臺にするたるまゝ、置くなり、別の蓋は臺形にて、ふち二分許高く、五足あり、金物ありて、五所にあげまきを結び垂るなり、足の下は輪にて蕪なり、調度の條の挿圖を見て知るべし、類聚雜要鈔に「蓋五葉角を有る、足高さ七寸五分、内面廣さ六分、土居厚三分、象牙腰同弘さ一寸六分、同手前長三寸(自角定む)面敷物、小文の唐錦、同表風組二丈三尺、上巻五寸垂也、又云泔杯塗、黄(金)をやき付るなり」口徑四寸八分、同高さ二寸三分、内尻三分、同蓋口徑五寸八分、同高さ五分、同尻廣弘さ五寸八分、高さ六分、尻高さ五分云々」とあるにて、大々製作を知るべし、

ユリデン

輪租田 租税を官に輸す田をいふ、即ち口分田、位田、賜田、功田、墾田、職田等これなり、詳しくは、各條を及び田制(アノセイ)を見よ、

ユノコホリ

温泉郡 所産伊豫國肥前

ユバハジメ

弓場始 武家に於て、歳首射を試みる儀式をいふ、また弓始、的始とも稱す

ユハタガハ

額草 しほり染にしたる革にして、また括染草とも云ふ、内裏鞆式に額草とあり、

ユフキ

至十二人を左右に番ひ、各々十回づつ射せしめ、將軍親しく其式に臨みたり、室町時代には、はじめは式日定まらざりしが、後には十七日に行ひ、射手を六人とし、また左右に番ふ、而して射手の棟梁たる人を弓太郎と稱し、御教書を以て之を補したり、皆風折、水干、葛袴を着け、將軍親しく其式に臨み將軍自らも亦射るを例とす、江戸幕府にては、射手十人を五番に番ひ、正月十一日、江戸城内吹上にて之を行ひ、將軍上覽あり(上覽なき時は名代を遣はさる)矢数は各十本にして、裝束等前代に同じ、式畢るの後、射手に鎌を賜ふ(肥後國文治五年正月二日、鎌倉幕府にて行ひしこと、吾妻鏡にあるを初見とし、以後毎年この事あり、蓋し朝處の射禮「ツチャイ」參看)射場始等に似しものなるべし、室町幕府の時も之を踏襲し、鎌倉管領家にも、また行ひしが、應仁亂後漸く衰頹し、其末葉より、江戸時代のはじめに保けては、全く行はれざりき、然るに八代將軍徳川吉宗の時、古禮復興の志ありしがゆゑ、廣く古式を調査し、享保十四年二月五日、吹上の庭園にて行ひ、翌年より十一月を以て式日と定めたり○なほ鎌倉室町時代には、新造移徙、政所始、代始等の後、臨時に之を行ひしことありき(吾妻鏡、武家事記、徳川實紀、四季草、古事類苑武技部)

ユフキウチ

結城氏 姓は藤原、秀郷五世の孫頼行より出づ、頼行の孫行政、政光を生む、政光下野大掾となり、小山氏と稱す、三子朝光、上野介となり、下總結城を領す、因て氏とす、子朝廣、廣綱、結城を生み、結城氏二派に分る、是を白河結城氏となす、是に於て結城氏二派に分る、廣綱の曾孫朝祐、足利尊氏に屬し、子孫世々下總國結城に住し、足利氏に仕ふ、嘉吉元年、氏朝及び其子持朝、足利持氏

ユフキ

の遺子春王安王を奉じて、結城城に據りしも、遂に敗れて自害す、持朝二男長勢五世の孫晴朝、男子なきを以て、徳川家康の子秀康を養子となす、慶長五年、秀康封を越前に移し六十七萬石を領し、北莊に住す、後ち福井と改む、同九年四男直基をして結城氏を繼がしむ、寛永三年松平と改稱す、マツダヒラワザの上野殿橋、及び越前福井、美作津山、出雲松江、播磨明石の條參看(吾妻鏡、尊卑分脈、藩翰譜)

直光

基光 滿廣 氏朝 持朝 成朝

ユフキウチトモノラン

結城氏朝亂

永享年間足利持氏兵を擧げて幕府に叛き、十二年二月事成らずして、遂に永安寺に於て自害す、持氏の子春王丸安王丸等連立して日光山に隱る、結城氏朝之を迎へ、十二年三月結城城に據りて兵を起し、又衆を分ちて古河城を保つ、關東之が爲めに騷擾す、管領上杉清方諸將を率ゐて之を征す、同月廿九日關東の諸軍十萬餘騎結城城を圍む、仰結城の城たる、天然の要害を占め、頗る形勝の地たり、氏朝此城に據り、弟氏義以下の一族と共に、死を決して籠城す、時方力戰して之を攻めしと雖も、屢々利を失ふ、既にして氏義城を出で、降る、城中の士氣之れが爲に沮喪す、然れども勝敗いまだ決せずして、相持するに半年餘、翌嘉吉元年四月十六日に至り、清方諸軍に令し、四面より鼓噪して城兵と戦ふ、氏朝等城門を開き、一千餘騎を率ゐて時方に當り力戰頗る勉めし、遂に敗れて城内に退く、時方機に乗じて益々之に迫る、氏朝此に於て、春王、安王を助けて自殺せんとし、二公子を女裝せしめ、密かに脱せしめんとす、時

方探知して之を捕ふ、氏朝事の敗れたるを見て憤怒し、七百餘騎を具して出で戦ひ死傷相當る、即ち城内に退きて火を放ち、殘兵五十餘騎と共に、再び出で、奮闘し、力盡きて戦死す、城遂に陥る、時方尋で古河城を攻めて之を拔き、氏朝以下の首を京都に送る、五月之れを六條河原に梟し、また春王安王兄弟を、美濃國垂井金蓮寺に於て誅す(結城戰場物語、永享記)

ユフキジャウ

結城城 下總國結城郡結城

天慶三年藤原秀郷鎮守府將軍に任ぜられ、下野小山に本城を築きて居り、此地に支城を構へ、其族をして守らしむ、是此城の創始なりと云ふ、鎌倉幕府の時源頼朝、小山朝光を此地に封じ、歴世此に居り、遂に結城氏と稱す、永享十二年結城氏朝、足利持氏の遺子春王安王を擁して此地に據り、上杉清方の爲めに滅ばざる、寶徳元年足利成氏管領となり、氏朝の子成朝も舊邑を復す、天正十八年豊臣秀吉東征の時、結城成朝歿を納れ、徳川家康の庶子秀康を嗣とす、慶長六年結城秀康を越前の福井城に移すに及び、此城破却せらる、元禄十六年水野勝長一萬八千石に封ぜられ城主格を賜ふ、因て再び城を築きて居る、子孫相繼ぎ、明治維新に至る(廢城考、徳川加除封誌、明治政覽)

ユフキノコホリ

結城郡 所産下總國

肥後國結城郡 二年八月の條に、結城郡と常陸新治郡との境界を定むるよし見えたり、國郡制定の際、之を置きしなり、和名抄に茂治、高橋、結城、小桶、餘戸等の郷あり、明治二十九年岡田豊田の二郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ユフキ

弓 箭矢を發射する武器、東雅に「弓

をユといひしは射の義にして、又ユミともユムともいひしが如きは、獵禽をイといひ、イミといひイムといひしが如くなるべし」といへり、此説當を得たり、なほ古今要覽には「ユミとはユムといへる詞なるにや、木の枝のユムといへるユムも同じ義にて、弓といふものは、木をたためて用を爲すものなるが故に、ユムといへるなるべし」といひ、和訓栞には「努力の義ならんといひ、日本釋名には、ユガミにて、弓の形曲りたるよりの名なるべし」といへり、また貴人の持弓を「ミトラシ」ミヤラシとも稱し、御執の文字を宛つ、手に執るものの中に於ては、尤弓を重んずるが故なり、また調度ともいふ、武士は弓矢を以て、第一の調度と爲すが故なり、調度と註とより成る、幹は上古は純木を以て製り、用材は多くは、梓、櫻、楓、榎、柘等を用ひたりしが、中古以來苦竹の堅實なるものをとり、之を割りて二片と爲し、外皮を存して、裏面を削り、更には之の櫛を削り、竹と長短を等し、牛膠を以て兩竹片の間に挟みて心とし、藤、糸、漆等にて之を巻く、後其製法益々精妙の域に進み、重藤、村松、絲葉、榉等、其製作によりて種々の名稱起れり、就中重藤弓は、將帥の用ふる所にして、塗籠藤は、士卒の用ふる所なり、又藤繪弓は儀仗に用ひ、白木糸葉は軍陣に用ふるなど、製によりて用途を異にせるもあり、また藤は古くは薛にて巻きしを、後世は革を用ひ、藤も古は桐、鹿の爪、獸角等を附したるものありしも、後世は、實用のものには、別に附することなかりき、弦は藤葉にて製す、其法、琴を暫時水にひたしたる後、短き竿に付け、竿の所を以て巻を打てば、ちりみ出来るを、乾かしてこきのばして、弦の太き程づゝとりわけ、纏きんくして製するなり、また琴をうみて製す

ユミ

ヨウ

五斗と定めたり、大賈令の制、人毎に之を課す、凡そ正丁、歳役は一年に十日國事に役せらる、若し事故ありて身役に服する能はざるものは、即ち庸を收む、多くは布米なれども、郷土所出の物即ち綿、絲、絹等を納むるを得、例へば布ならば二丈六尺、即ち一日に二尺六寸の割にて、其他も亦之に準ず、若し正役の外都合ありて、留まりて服役せんとする者ありて、卅日に滿つる時は、其年の租調を共に免除す、正役と通計して四十日より上は使ふ事を得ず、次丁は二人にて正丁一人に準ず、即ち次丁一人、歳役五日の割合となるなり、中男と京畿内には庸を取らず、庸を納むるに、毎年八月中旬より輸送し始めて、近國は十月卅日まで、中國は十一月卅日まで、遠國は十二月卅日まで、京に輸して、大藏省に納む、其運送脚夫は、庸を出す家にて、人毎に其の脚直を出して功食を支拂はしむ、國郡司の内にて、之を率領して送るなり、慶雲三年二月勅ありて半減し、太宰府所部は庸を免じたり、和銅五年十二月諸國の庸を、錢を以て換ふることを許し、錢五文を以て布一丈に準ぜしむ、七年四月諸國の庸は、丁毎に五兩とし、安藝國の絲は、丁毎に二兩、遠江國は絲三兩并に二丁を以て屯綱となし、尋で庸布の長は、二丈八尺を以て一端と定む、養老二年六月太宰府所部の庸を復して諸國に同じからしむ、天平寶曆四年二月陸奥多賀以北の諸國は、黃金を輸せしむ、其法正丁四人一兩とす、後其郷土によりて納むる庸を變ぜし事、屢々見えたるも、疑はしきを以て略す、後世に至りては、諸國庸を輸することなきを以て、屢々命令する處ありしも行はれざりき、庸は時によりて増減ありて一定せずと雖ども、延喜式、政事要略等には、具に定率を立てたり、諸國皆規定あれども、今一斑を擧げて參考に備へん、東海

ヨウヘー

道伊賀國は、白木の置九合、自餘は米を輸す、山陽道長門國は綿米を輸す、西海道諸國の庸は、太宰府の府儲雜用を除きたる外を、京庫に納むるを例とす、而して庸の總數は知るべき様なきも、此時代より後、一條天皇の時謀丁の數八十八萬三千三百二十九人なりし由、宋史に記したるより、いま之を悉く正丁と見て、庸は一丈三尺の割合と假定し、布にて計算すれば、其の數二十三萬八千三百三十二端餘となり、其の概數を知るべし、延喜以後中央政府の權力衰ふると同時に、庸を收むるものなく、源平時代以後に至りては殆ど絶えたるが如し(書紀、令義解、續紀、類聚三代格、延喜式、租稅沿革論、大日本租稅志、大日本財政史)

ヨウリ

たりしも、大臣蘇我馬子は詔旨を賛成し、僧を引いて宮に入る、僧侶の禁中に入る事、實にこれを以て嚆矢となす、越えて九日崩す、壽祥かならず、營余池山陵に葬り、推古天皇元年改めて、河内國南河内郡磯長村大字春日の河内磯長原陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ヨウリ

節折 舊宮中にて毎年六月十二月の晦日に大祓の後、天皇及び中宮東宮の御爲めに、特に行ふ祓をいふ、荒世和世の竹枝を折りて、御長けの寸法を量るによりて名く、節は竹の節なり、當日の晩景清涼殿の二間に屏風を立て、御座を敷く御座の座の如し、時刻に天皇出御あれば、建敷官人、互々志余呂比御服(即ち荒世和世の御服なるべし)を昇いて女官に付す、女官中臣女に授く、中臣女之を供す、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、次に中臣御座を運らす、中臣女之を供す、天皇自ら取りて、御體を摩して返し給ふ、次に東西女一人々御座を運らす、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、次に中臣宮主者、神祇官及び荒世の卜部等、進みて竹節を庭中の席上に置く、中臣官人卜部等之を解き、中臣女に授く、女取りて之を供す、天皇起ちて、女と共に御體を量り給ふ(五度、まづ御身長を量り、次に兩肩より御足に至り、次に左右御手、胸中より指末に至る、次に左右御腰を量り、御足に至る、次に左右御腰より御足爪に至る)竹は九枝なり、中臣女毎度取りて神官に示す、次に卜部を擧げ、中臣官人に授く、官人中臣女に付して之を供す、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、と三度、中臣女神官に傳ふ、宮主視ひ奉る、次に和世參入、荒世の儀の如し、事畢りて相率りて退出す、中宮東宮の儀之に準じて知るべし(舊宮中紀、江家次第引く所の清涼抄(村上天皇勅撰)に始めて見え、爾

ヨコサ

來引つゝきて行はれたり、而して中宮節折は、左經記長元元年六月晦日の條に、東宮節折は、東宮年中行事に見えたるをはじめとす(西宮記、江家次第、公事根源、古事類苑神祇部)

ヨコサビエボシ

横さび烏帽子 素襦を着しする時、用ふる烏帽子をいふ、又侍烏帽子とも稱す、立烏帽子に作る本體なれども、後ち頭を折り曲げて用ひたり、之を横さびの折烏帽子といふ(エボシの圖參看)貞丈雜記に「古へはやはらかなる立烏帽子にして、之を折て三角のまねきを作りたるなり(中略)今は、こはくわりかため、まねきをば切りはなして、とりおきにこしらへたる故、あらぬもの、様になりたり」と見ゆ、まねきとは、即ち折り曲げたる部分にて三角形の處なり、又ヒレともいふ、以て其變遷を知るべし(舊用)古へは土農工商とも、平常着用せしが、後世は専ら素襦を着したる時に、用ふるこゝなれり(貞丈雜記)

ヨコミノコホリ

横見郡 武藏國 郡名、延喜式に見えたり、和名抄に高生、御坂、餘戸等の郷あり、後世或は吉見と稱す、正保圖以後横見に作り、以後之に仍る、明治二十九年比企郡に入りて郡名失す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ヨサノコホリ

與謝郡 丹後國 郡名、初めて雄略紀廿二年秋七月の條に見えたり、日本紀餘社又は余社に作る、和名抄に宮津、日置、拜師、物部、山田、調敷、神戶等の郷あり、正保圖與佐に作り、寛文中書に復す、寛知集之に仍る、元祿帖又與佐に改め、郡名考、天保郷帖之に仍り、明治沿革編與謝に復す、地誌提要與佐に作り、郡區編創の際又與謝となす、今之に従ふ(郡名異同一覽、國

ヨサフ

郡沿革考) 郡名、初めて雄略紀廿二年秋七月の條に見えたり、日本紀餘社又は余社に作る、和名抄に宮津、日置、拜師、物部、山田、調敷、神戶等の郷あり、正保圖與佐に作り、寛文中書に復す、寛知集之に仍る、元祿帖又與佐に改め、郡名考、天保郷帖之に仍り、明治沿革編與謝に復す、地誌提要與佐に作り、郡區編創の際又與謝となす、今之に従ふ(郡名異同一覽、國

ヨサフリン

與謝藤村 郡名、本姓は谷口、丹後に遊びて與謝の風光を愛し、姓を改めたりといへり、初名長庚、後實と改む、字は春星、夜半亭(二世)藤村、三果、紫菀庵、浮風庵、東成、四明等の諸號あり、或は單に與謝村とも稱せり、藤村津國東成郡毛島村人嘗つて江戸に入り、儒學を修むるの傍ら、始め内田山に、後ち早野巴人等に就て俳諧を學び、巴人の歿後各地を遊歴し、寶曆元年京都に居住し、爾來畫室を擧げ、専ら元明諸名家の風を慕ひて畫三昧に入り、妻子といへども妾りに室内に入るを許さざりしといふ、故に其筆する所風格高雅、忽ちして名聲世に聞えしが、特に俳畫狂畫に於て非凡の作多し、是より先芭蕉歿してより以來、俳句界は不統一なる混亂時代に入り、形式にのみ拘泥し、字句の末に腐心せるに當り、藤村進みて、これが革新に任じ、生來の堪能を以て研鑽の功を積みしが故に、秀吟頗る多く、僅に京都俳壇の牛耳を執りたりき、天明三年十二月二十五日(或云二十九日又十日)歿す、享年六十八(或云六十三、六十七、七十) 夜半帖、玉藻集、芭蕉翁付合集、十番左右句合、花櫻帖(俳諧年表、俳家人名錄、畫業要略、古今藝談、鑑定叢覽、增補近世文人畫史、本朝古今書畫覽)

ヨシ井ウチ

吉井氏 松平氏(上野吉井)を見よ、

ヨシテカリウ

吉岡流 吉岡憲法の創めたる劍術の流派、また憲法流ともいふ、憲法は戰國時代の人にして、京都に生る、尤も劍術に達し、室町將軍家の師範と爲る、或は云、祇園藤次といふ者に從ひ、其妙旨を得たりとも、また鬼・法眼流にして、京八流の末なりともいひ詳かならず、憲法、嘗て宮本

ヨシタ

武藏と勝負を試み、其甲乙を分たざりしといふ、東流諸州にあり、其子又三郎其壽を傳へ大に美名あり(武藝小傳、武術流風錄)

ヨシタウチ

吉田氏 卜部氏(ウツマヤ)を見よ、

ヨシタケンコウ

吉田愛好 俗名と法名と同字にして、俗名はカネヨシと訓じ、法名は音を用ひたり、世に手統の愛好とも稱す、卜部兼願の第四子、吉田の地に居りしを以て、吉田といへり、職に就いては、早く後宇多天皇に仕へ左兵衛尉に任じ、稍々親昵せられしが、正中元年天皇崩すに及び、哀悼の餘情となり、修學院に入る、後ち木曾に遊び、其山水を愛し、蘆を結びて居る、一日國守、衆を帥ひて其地に獵す、愛好其噴煙なるを厭ひ、「こゝもまたうき世なりけりよまながら思ひし、まゝの山里もがな」と詠じ、即ち京都に歸り、歌詠して自ら娛みたり、當時の公卿大夫皆其人となり愛し、交遊するもの甚だ多かりき、而して太平記によるに、高師直の爲に鹽谷高貞の妻に與ふる麗書を代作したりしも、高貞の妻麗せざりしかば、師直怒りて兼好と絶てりといふ、學者或は之を以て太平記の架空談とし、且關太磨の年立により、兼好當時都に居らざりしなりと論じ、また兼好を庇護するものは、其志常に、南朝に存したりしが故、麗書のことあるを幸とし、足利氏諸將間の軋轢を生ぜしめんと圖りたるなりとせり、後説の如きは採るに足らずと雖、前説また俄に信す可からざるなり、嘗て葬地を雙岡に卜し櫻花を植ふ、且つ詠じて曰く「契りおく花とならびの岡のべにあはれ兼世の春を過ぐさん」晩年伊賀國見山(今の三國峠なるべし)の麓に住し、正平五年二月(北朝觀應元年)歿す、其地に葬る(高野山西光

ヨシノ

院の位牌には、四月八日とあり、今岡太厩に從ふ、兼好常に好みて老莊の書を読み、また文才あり、其著徒然草を見て、詞藻の一端を知るべし、加ふるに和歌を善くし、頼阿、淨辨、慶運と名を等しくして、四天王と稱せられ、「手枕の野邊の草葉のしもがれに身はならはしの風の寒けき」の詠により、手枕の兼好と呼ばれたる、（國史館藏、歌集、ツレツレナガサ、参看、國史館、大日本史、兼好法師傳記考證、春湊派話）

ヨシタシヤウ

吉田城 （關西三河國渇美郡豐橋） 現今豐橋と稱す、（關西三河國渇美郡豐橋） 永正二年今川氏の臣牧野左衛門此に城を築き、今城と稱す、同三年北條長氏之を攻めしと云はす、同十二年吉田と改む、永祿五年松平清康之を奪ふ、その後今川氏に屬せしが、永祿七年徳川家康之を陥れてその有に歸し、酒井忠次之を守る、天正元年武田氏の兵攻めしと云はす、同十八年秀吉之を池田輝政に與へ、修築せしむ、慶長五年松平家清、同十七年松平忠利、寛永九年水野忠清、同十九年水野忠善、正保二年小笠原忠知、元祿十年久世重之、寶永三年牧野成春、正徳二年松平信祝、享保四年松平實訓等、相交代之に封せられ、寛延二年松平信復封後、子孫世襲して明治維新に至る、（武藏、徳川加除封録、明治政覽、尾參實録）

ヨシノコホリ

吉野郡 （關西大和國） 郡名、大和國吉野郡、丹生郡より産する紙を云ふ、一に淡波と云ふ、極めて薄く漉きたるものなり、江戸時代御殿女中は、一にやはら紙又やはら野紙とも云ひて、儀業をつけたる後、口をふくに用ひたりと云ふ、（吉野郡、關西大和國、關西、國郡沿革考）

ヨシノホウヘイ

由奉幣 （大嘗祭） ヨシノホウヘイ （ヤツサイ） を見よ、
ヨセバ （寄場） 人足寄場（ニンソクホセバ）を見よ、
ヨセバギヤウ （寄場奉行） 江戸幕府の職名、石川島の人足寄場を管す、町奉行の支配、二百俵高、二十人扶持なり、元禄後、手廻掛、見張、鐘番役、春掛掛、蟻灰製所掛、畑掛、油絞方、門詰等、これに屬す、（ニンソクホセバ、参看、（明賀等録、官制沿革考））

ヨツツジウチ

四辻氏 （姓） 姓は藤原、開院家の一、西園寺公経の四男實隆を祖となす、實隆、權大納言正二位に至り、永仁六年十月薨す、初め藤内と號す、後世に至り四辻と號す、羽林家の一、將官辨官を將て大納言を極官とす、大納言季経、土御門天皇に和琴等を授け奉りしより、世々和琴等を以て家業とす、明治に至り華族に列し、伯爵を授けられ、室町と改む、（尊卑分脈、系譜、華族諸家傳）

ヨツヤモン

四ツ谷門 （江戸城廓門の一） 麴町より四谷へ出づる口に在るを以て名づく、正保御國繪圖には四谷口とあり、門衛には、万石以下三千石以上の者、勤番三箇年、番士三人、羽織袴着、武器に、鐵砲五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、（殿居書、御府内備考）

ヨツメノモン

四目紋 （紋所の名） 蛇目を、方にかきたるものを、四つ合せたるもの、石州津和野の龜井、美濃今尾の竹腰、丹波福知山の朽木氏等家紋となす、○平四ツ目、四ツ目を四角に置きたる形に置きたるものは、讀成丸龜の京極、下總生實の森川氏等用ひ、○丸に四ツ目、丸の内にゑがきたるものは、

ヨツヤ

ヨツヤ （ヨドキ） 對馬の宗氏○つなき四ツ目、丹後山崎の京極氏家紋に用ふ○葉四ツ目、四ツ目を變形にゑがきたるものは、肥前小島の鍋島、讀成多津津の京極、但馬豐岡の京極氏等家紋と爲し、又見聞諸家紋によれば、宇多源氏、佐々木氏の一族の家紋に用ふ、（武藏、諸家紋鑑）

ヨシタ

形勢を大觀すべきを教へたるより、松隆専ら心を海外の事に用ふるに至れり、嘉永三年九州に遊び、四年更に藩主に從うて江戸に到り、相房が勢の地を按じ、また始めて佐久間象山の名聲を慕うて其門に入る、尋で東北地方を視察せんと欲したりしが、藩の許可を得る能はざりしを以て、遂に脱藩して其行を遂げ、頗る得る所ありしと云ふ、（之が爲めに罪を得て、郷里に幽せらる、六年に至り教育せられ、十年間遊學の許可を蒙りたれば、中國四國等を経て江戸に來り、再び象山と相往來して教を受けたり、この時に當り、米艦浦賀に入津して開國を迫るの事あり、天下騒然たる際なりしが、松隆は急務條議、攘夷私議等を著し、盛んに攘夷論を主唱せり、會々象山は、松隆に説くに、海外に航して形勢を審みすべきを以てせしかば、同年魯經の長崎に入るや、意を決して西行したりしも、魯經既に在らざりしが故に、空しく江戸に歸れり、既にして安政元年米艦再び下田に來るに及び、三月廿七日夜、從僕金子重助と共に、私に流舟に乗じ、旗艦ボウハマン號に赴き、米國に伴ひ行かん事を懇願したれども、ヘリーは日本の國禁を侵し難しと稱してこれを許さず、即ち一艇を裝して岸上に送れり、事幕府に聞え、松隆重助共に傳馬町の獄に墜がれしが、尋で十月藩地に護送せられ、長門野山の獄に投せらる、二年十二月出獄の許可を得て末に歸居す、三年七月、はじめて松下村塾に子弟を聚めて教授し、俊才を養成せると共に、屢々書を編及ぼ藩主に呈して、尊王攘夷の事を論じたりしが、五年井伊直弼大老となり、三家親藩の主を幽し、また開國論時上洛を命ずるなど、朝幕の關係漸く圓滿を欠くのみならず、水滸の志士等が密に直弼を討たんとするの風聞あるを聞き、同志を糾合

ヨシタリウ

吉田流 （吉田重賢の始めたる） 銀術の流派、重賢は源氏、江州佐々木氏の族なり、初め太郎左衛門と號し上野介と稱す、後道實と改む、銀術を好みて神妙を得、後日置正正次に從ひ、其奥旨を皆傳す、時に永正四年なり、子孫其業を傳へ家名を墜さず、後世其門より出で、一派を爲すも其甚だ多く、出雲派、雪齋派、道雪派、竹林派、印西派、壽徳派、大心派、山科派、大藏派等あり、（武藏小傳、武藝流祖鑑）

ヨシノガミ

吉野紙 （大和國吉野郡丹生郡より産する紙を云ふ） 一に淡波と云ふ、極めて薄く漉きたるものなり、江戸時代御殿女中は、一にやはら紙又やはら野紙とも云ひて、儀業をつけたる後、口をふくに用ひたりと云ふ、（吉野郡、關西大和國、關西、國郡沿革考）

ヨシノコホリ

吉野郡 （關西大和國） 郡名、大和國吉野郡、丹生郡より産する紙を云ふ、一に淡波と云ふ、極めて薄く漉きたるものなり、江戸時代御殿女中は、一にやはら紙又やはら野紙とも云ひて、儀業をつけたる後、口をふくに用ひたりと云ふ、（吉野郡、關西大和國、關西、國郡沿革考）

ヨドウサイ

與同罪 （王朝時代に於ける刑名） 主犯に連座して、主犯と同じ罪に處するをいふ、即ち主犯死刑なれば、その與同罪は死刑、流刑ならばまた流刑なるが如し、（政事要略、法曹要抄）

ヨドキ

淀君 （名） 姓は淺井、名は茶々、淀君または淀殿など稱す、（關西淺井長政の長女、母は小谷の方、織田信長の妹、關西淺井長政の戦死するや、小谷の方子女を携へて、信長に據りしが、後ち柴田勝家に再嫁するに及び、淀君等亦之に從ふ、既にして勝家また豊臣秀吉の攻むる處となり、北庄城に自害するに際し、小谷の方また殉死せるを以て、淀君等は叔父織田長益に據りたり、秀吉其體麗なるを喜び、納れて側室と爲す、寢後房を稱し、遠征の途なほ之を携ふるに至る、天正十九年龜松を生みたれども天したりしが、文祿二年八月秀頼を生むに及び漸く勢力あり、三年豊臣秀次事を以て自殺するや、秀頼は、秀吉の繼嗣となり、淀君亦其生母たるの故を以て、諸大名の中、往々にして心を屬するも

ヨドツカヒ

四度使 （王朝時代、地方より政職を中央政府に上申する四種の使、即ち大計帳使、正税使、朝奉使を云ふ、中央政府は之によりて地方政治を按察す、一）大計帳使、大計帳を上る使をいふ、大帳又は計帳とも稱す、戸籍に關する帳簿なり、其の式は委しく主計式に見えたり、毎年六月廿日以前に、他方官等家口年記を注具し、八月三十日以前に太政官に送らしむ、延喜年中には陸奥出羽太宰府は九月三十日以前に申送する、とに定まる、後世志摩津波太宰府は、翌年五月まで延引することを許す、大計帳に附して上るべき者は、隱首括出帳、雜戸帳、陸戸帳、出帳帳、準人計帳、實帳使名帳、郷戸課帳、青苗簿等なり、（イイナヤリ）

ヨドノ

ヨドノ （ヨドノ） のあり、遂に秀吉の正室たる杉原氏の黨と淀君の黨との二派を生じ、暗々裏に相闘ぐの狀を生じたり、慶長四年秀吉薨すの後、秀頼を輔けて大阪城に居り、事大小なく、其手に決し、威權赫々たりしが、時に大野治長との間に醜聲あり、關ヶ原の戦後に至り、頼りに治長を重用し、遂に相謀して徳川家康を圍らんとし、秀頼に勧めて兵を擧げしと雖も、遂に利なく、元和元年五月八日、大阪城陥り、秀頼と共に自殺す、（オホサカノナン、参看） 年三十九（野史）

ヨシタ

し、詮勝を遂に要撃して、勤王の血祭と爲さん事を企てたり、藩廳之を探知して大に驚き、急に松隆を其家に幽す、越えて六年詮勝、直弼の命を奉じ頼りに志士を捕ふるや、松隆また梅田雲漢等と通謀するの疑により、江戸に監禁せられ、亂問を受けしが、松隆は、雲漢と共謀の事なきを辨じ、却て詮勝を要撃せんとせることを公言せるが爲め、十月廿七日江戸小塚原に於て斬らる、年廿九、荏原郡世田ヶ谷村に葬る、後ち祠を墓側に建て、松隆神社といふ、明治二十二年二月正四位を贈らる、（吉田松隆傳）

ヨシノガミ

吉野紙 （大和國吉野郡丹生郡より産する紙を云ふ） 一に淡波と云ふ、極めて薄く漉きたるものなり、江戸時代御殿女中は、一にやはら紙又やはら野紙とも云ひて、儀業をつけたる後、口をふくに用ひたりと云ふ、（吉野郡、關西大和國、關西、國郡沿革考）

ヨシノコホリ

吉野郡 （關西大和國） 郡名、大和國吉野郡、丹生郡より産する紙を云ふ、一に淡波と云ふ、極めて薄く漉きたるものなり、江戸時代御殿女中は、一にやはら紙又やはら野紙とも云ひて、儀業をつけたる後、口をふくに用ひたりと云ふ、（吉野郡、關西大和國、關西、國郡沿革考）

ヨドツカヒ

四度使 （王朝時代、地方より政職を中央政府に上申する四種の使、即ち大計帳使、正税使、朝奉使を云ふ、中央政府は之によりて地方政治を按察す、一）大計帳使、大計帳を上る使をいふ、大帳又は計帳とも稱す、戸籍に關する帳簿なり、其の式は委しく主計式に見えたり、毎年六月廿日以前に、他方官等家口年記を注具し、八月三十日以前に太政官に送らしむ、延喜年中には陸奥出羽太宰府は九月三十日以前に申送する、とに定まる、後世志摩津波太宰府は、翌年五月まで延引することを許す、大計帳に附して上るべき者は、隱首括出帳、雜戸帳、陸戸帳、出帳帳、準人計帳、實帳使名帳、郷戸課帳、青苗簿等なり、（イイナヤリ）

ヨドノ

ヨドノ （ヨドノ） のあり、遂に秀吉の正室たる杉原氏の黨と淀君の黨との二派を生じ、暗々裏に相闘ぐの狀を生じたり、慶長四年秀吉薨すの後、秀頼を輔けて大阪城に居り、事大小なく、其手に決し、威權赫々たりしが、時に大野治長との間に醜聲あり、關ヶ原の戦後に至り、頼りに治長を重用し、遂に相謀して徳川家康を圍らんとし、秀頼に勧めて兵を擧げしと雖も、遂に利なく、元和元年五月八日、大阪城陥り、秀頼と共に自殺す、（オホサカノナン、参看） 年三十九（野史）

ヨドツカヒ

四度使 （王朝時代、地方より政職を中央政府に上申する四種の使、即ち大計帳使、正税使、朝奉使を云ふ、中央政府は之によりて地方政治を按察す、一）大計帳使、大計帳を上る使をいふ、大帳又は計帳とも稱す、戸籍に關する帳簿なり、其の式は委しく主計式に見えたり、毎年六月廿日以前に、他方官等家口年記を注具し、八月三十日以前に太政官に送らしむ、延喜年中には陸奥出羽太宰府は九月三十日以前に申送する、とに定まる、後世志摩津波太宰府は、翌年五月まで延引することを許す、大計帳に附して上るべき者は、隱首括出帳、雜戸帳、陸戸帳、出帳帳、準人計帳、實帳使名帳、郷戸課帳、青苗簿等なり、（イイナヤリ）

ヨドノ

ヨドノ （ヨドノ） のあり、遂に秀吉の正室たる杉原氏の黨と淀君の黨との二派を生じ、暗々裏に相闘ぐの狀を生じたり、慶長四年秀吉薨すの後、秀頼を輔けて大阪城に居り、事大小なく、其手に決し、威權赫々たりしが、時に大野治長との間に醜聲あり、關ヶ原の戦後に至り、頼りに治長を重用し、遂に相謀して徳川家康を圍らんとし、秀頼に勧めて兵を擧げしと雖も、遂に利なく、元和元年五月八日、大阪城陥り、秀頼と共に自殺す、（オホサカノナン、参看） 年三十九（野史）

ヨドノ

(イ) 正税、正税帳を上る使をいふ、正税帳は正税の帳類雑用を記するものにして、式は委しく主計式に見えたり、諸國は毎年二月三十日以前に太政官に申送し、西海道は二月三十日以前太宰府に送り、府覆勘を加へて五月三十日以前に官に送る、後世飛騨、信濃上野、陸奥、越前、能登、越中、越後、四月申送す、之に附して奉るべきものは神祇帳、國分寺及定額寺公文、義倉及官田地子等帳、富田取納帳、品位田帳、諸寺燈油帳等なり、(ウ) 参看(三) 調使、調帳を上る使、又調使とも云ふ、調帳は調帳物を記せるものなり、調帳は毎年八月月中旬輪を起し、近國は十月三十日、中國は十一月三十日、遠國は十二月三十日以前に上納す、調帳は七月三十日以前に輪し訖る、延喜の制、越後、佐渡、隱岐は明年七月、長門は四月、伊豫土佐は二月を限りて納め、陸奥、出羽、兩國は當國に納め、西海道は太宰府に納めしむ、之に附して奉るべきものは租帳なり、テウツヤウ、コソシヤウ、参看(四) 朝集帳、朝集帳を奉る使をいふ、地方廳一年間の政を中央政府に申送する、尤も重要な使節なり、朝集帳は他方廳の政を記せるものなり、朝集とは國司等期に應じて京都に會合する意なり、史に見えしは雄略紀二十二年八月の條に、臣連伴造每日朝參、郡司國司隨時朝集とあるを始めてとせど、これは後世より推定せるものなるべし、尋で孝德紀大化元年二月の條に朝集使のこと見えたり、これまた先に拜せる國司の功過を奏上するものにて、後世の朝集使とは少しく異なり、毎年十一月一日を以て朝集す、中央政府にて朝集を掌るものは式部兵部二省なり、之に附するものは、會帳、郡司名簿、雜色人死亡帳、軍國歴名簿、防人在防所々收苗子帳、健兒歴名簿、器仗帳、職階帳、官

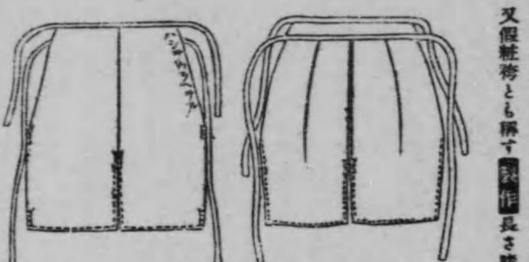
ヨネク

船帳、官取帳、官私馬牛帳、勳種大小事專當人名簿、諸神祇部氏人帳、國分寺公文等なり、テウツヤウ、参看(四) 國司帳、國司使は大寶元年制定して、右の如く期を定めて上京し、中央政府と地方廳との連絡を保ちしが、後政府にては便宜上合併を許せり、弘仁六年十一月郵驛送迎を略せんが爲めに、正税計帳兩使を、朝集使に附せしめたり、然るにかくては使五月より八月迄在京せざる可らざる不便あるを以て、同九年六月更に令して、計帳使のみは、別に上京することとなす、承和十一年四月又計帳公文を朝集使に附す、嘉祥二年閏十二月出羽は陸奥の例に準じて、大帳を朝集使に附する事を許したり、而して中央政府にて合併を許せると同時に、國司等專横私曲を警み、四度使を怠るに至る、延暦八年五月諸使返抄なくして歸國するものを見、弘仁元年十一月諸國の使人等其の惡事を行ひし跡の類はれんことを恐れ、倉に來らざる者あるを以て、上日三分の二に足らざる者は、公解を奉り、考に預らざらしむ、然れども大帳等を上らざるもの出でしを以て、齊衡二年九月には、故なく大帳使を上らざるものは、公解を奉りて解官せしめたり、寛平年中に至りては、税帳を上らざるもの、遠きは二十年、近きも五年に及べり、爾來屢々令して戒諭する所ありしも行はれず、長保年中には主税主計二寮の官人、賄賂を貪り、公文を抑留するものあるに至り、漸次地方廳と中央政府の連絡は衰へ、堀河鳥羽天皇の頃より、此等の使廢絶に至りて(合義解、續紀、後紀、延喜式、類聚三代格、史學雜誌、四度使考、王朝諸使考) **ヨネクラウチ** 米倉氏(武藏金澤) 姓は清和源氏、新羅三郎義光の三男義清の孫義行より出づ、義行孫の信繼、甲斐國八代郡米倉郷に住し、因て氏

ヨネツ

とす、十世の孫重繼、武田信玄に仕へ、其子忠繼も亦武田氏に仕ふ、後ち徳川家康に従ひ、大坂の役使番となる、寛永五年昌純、二百石を賜はり、後ち加封ありて六百石を領す、元禄三年昌尹、五百石を武藏國總持、櫻澤に加賜、敬語して丹後守と稱す、其後屢々加封ありて遂に一萬五千石を領し、武藏金澤に治す、十二年三千石を弟昌仲に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(華族諸家傳、徳川加除封録、華族譜) **昌明** 昌照 忠仰 昌里 昌晴 昌賢 **昌由** 昌後 昌徳 昌言 **ヨネツウチ** 米津氏(出羽長瀬) 天彦國押人命五世の孫建根子建根熊命の男和爾日爾臣十世の孫、駿河國富士郡大領和爾宿禰麻呂の後裔なり、子孫都務を世襲し、富士大宮司を兼ね、國能の男信政、三河國碧海郡米津村に移住し、因て氏となす、一説に、關白藤原道隆の後裔、信濃守親康、其子親勝米津大夫と稱す、是れ米津氏の祖なり、七世の孫信勝始めて三河高橋庄を領す、勝政、松平清康父子三代に仕へて家を興し、五千石を領す、慶長六年田政、五千石加賜、寛文六年田盛一萬石加賜、前封と合せて二萬石、貞享元年政武、四千石を弟田賢に分封す、二年千石を三弟政容に分封す、寛政十年政通、封を出羽長瀬に移さる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる、明治十年源姓に改む(徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜) **政信** 田政 田盛 政武 政矩 **政崇** 政崇 通政 政隆 政昌 政明

ヨノバカマ



(裏) (表) (載所記雜文貞)

政教 政賢 **ヨノバカマ** 四幅袴 袴の一種、中間小者等着用す、前二幅、後二幅なるよりしかいふ、又假袴とも稱す、腰長き腰頭に及び、裾を少し狭くす、革にて二所づゝ菊繻を附し、後腰はなし、革は萬葉草又は黒革を用ひ、色は不定なれども、普通柿色なり、多く中間小者等着用すれども、古へは侍も著きたるよし、雄川記に見え、又軍陣の時笠の下に用ひしと太平記に見ゆ、著様は、まづ後腰を當て、前にて結び、次に前腰を當て、紐を後へ廻し、更に前に廻して結び、前後の紐は後腰の外へかけて廻すなり、江戸時代の末年に至りて廢絶せり、服制(フタヘイ)の條挿繪參看(貞丈雜記) **ヨボロ** 丁 壯年の男をいふ、年齢によりて正丁次丁の別あり、主計式に、凡左右京五畿内國、一丁輪錢臨時増減等と見ゆ、 **ヨミホン** 讀本 小説、セウセウを見よ、 **ヨモギ** 蓬 異の色目の名、表白、裏青なるを

ヨノバ ヨモギ

ヨモツクニ

いふ、また真鹿黄ともいへり、夏季之を着用す、カサキノイロメシの挿繪參看、 **ヨモツクニ** 黄泉國 伊弉諾尊が崩御ありし時、此地に葬りたること、古事記書紀に見ゆ、されど其所在詳かならず、粟田博士は、本居宣長の説を祖述して、古事記に「黄泉比良坂者、今謂出雲國伊賦夜坂也」と見えたるによりて、出雲伯耆の中なりと定め、更に出雲風土記に見えたる夜見島を以てこれに究て、今の伯耆國西伯郡弓濱附近の地なりと論じたり、古來より死したる人の赴く所なりと一般に信ぜられたりき(古事記傳、日本歴史評林) **ヨラク井** 豫樂院 近衛家(コノエ)ヒロシを見よ、 **ヨリアヒ** 寄合 江戸時代、三千石以上の旗本にして非役のものないふ、また寄合組、寄合衆、組合小普請ともいへり(三千石以下にして非役のもの小普請といふコソシヤウに參看)高百石に付、小判二兩の役金を幕府に納むること小普請に同じ、但し留守居、三番頭の子息、代々寄合筋の者は、三千石以下にても寄合に入り、又金銀萬助、本多三津助は、名家たるの故を以て、三千石以下なれども、代々寄合に列したり、なほ布衣以上の役人にして非職となりたるものは、百石にても、之を寄合に編す、されど世俗寄合と稱し、普通の寄合と區別せり、寄合は若年寄の支配、柳之問詰にして、年始、八朔、五箇旬、月次に登城し、また江戸城十二箇所門番、駿府加番、法事勤番、日光門主差添等のことを勤仕せり、後世寄合肝煎ありて之を幹理す、肝煎は若年寄の支配、持高にして、勤役中役金を免除せらるる○凡兵數、軍を爲すに足らざるものは、數人の衆を合して一軍と爲す、故に寄合と稱したるものにし

て、戰國時代には、また寄合組、寄組などともいへり、江戸幕府の制、此爲稱を差置したるなり、**ヨリアヒシユウ** 寄合衆 關原合戦時、評定衆等と共に、國勢を議する事を職とす、北條氏の一族中、其任に適せる人補任せらる、所なれど、常置にあらざれば、此職に居りし人亦多からず、引付頭、六波羅探題より此職に補し、また此職より直ちに連署に轉じたるものあるにて、重職たりしを知るべし、なほ此職は、例式の評定の席には應ずして、寄合の席に列なり、内議決定せるならんといへり、**ヨリキ** 輿力 力を併せて加勢する意の詞なり、轉じて加勢する人を指し、更に室町時代の中葉以後は、諸大名等に謀議せる士の稱となりて、彼等と同義に用ひらるゝに至り、而して安土城山時代に

ヨモツ ヨリア

ヨリア ヨリキ

ヨロギ

は、附庸の大名をも凡て與力と呼びたり、なほ此時よりして侍大将、足輕大将等に附庸せる騎士の稱となりしが、江戸時代にも之と同じく、幕府にては重なる職員には必ず之を諱屬し、上官を輔けて庶務を行はしめたり、人数役職等は、組によりて同じからず、并に其班同心の上により、其諱屬せる職名等は、掌中大概順に見えれば参看すべし(武家名目抄)

ヨロノオトド

夜御殿

天皇の御殿所なり、ヨロノオトドともよめり、又夜御所、塗籠、塗藏、夜大臣、夜大殿とも云へり、所在大内裏清涼殿の北の間に、朝餽間の東、二間の西に在り、御座六七間、四方に妻戸あり、南大妻戸一間あり、御帳、御几帳、御衣架等あり、細網縁の疊三枚を敷きて御座と爲し、壁代をかけ、四隅に燈籠あり、御帳の枕の方に厨子二つ、あとの方に鏡掛あり、又御帳の南西北に疊を敷き女房座と爲す、寶鏡は兩面を覆ひ東南に奉安す、燈火は絶えず消えぬ様に注意し、藏人非藏人常に、さし油を爲す、其時角より始め丑寅にて終る、これ御帳の東御帳をば通らぬためなりと云ふ、猶「セイリヤウテン」参看(江次第、禁秘抄、日中行事、禁秘抄、大内裏圖考證)

ヨロノケンバク

夜關白

藤原顯隆をいふ、顯隆、白河法皇に親任せられ、夜毎に入りて近侍せるを以て名づく、

ヨロギノコホリ

餘綾郡

相模國肥前萬葉集に見えたり、和名抄に伊蘇、餘綾、霜見、磯長、中村、幡多、金目等の郷あり、鎌倉時代以後、多く姓名を稱して、郡名を用ひず、天正中郡名復舊の時、終に波多野庄、金目庄は大住郡に入り、中村郷は尾柄上下郡に入りて、僅に今の地を存

ヨロヒ

す、且つ餘綾を海綾に改めしも、亦其時にあるか、正保國海綾に從ひ、寛文中改めて餘綾に復す、元禄結海綾に作り、以後之に從ふ、郡名考「ユルギ」と訓じ、地誌提要之に仍る、明治二十九年大住郡と合併して中郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ヨロヒ

鎧(甲)

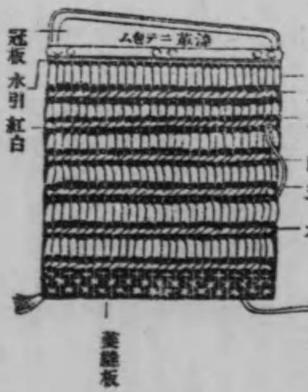
名義戰時敵の刺撃を防がんと爲めに、着用する武衣を云ふ、即ち鎧、胸丸、腹巻、具足等の總稱なり、足り具足の義なり、和名抄に「唐鎧云、鐵若蓋反、和名與路比、甲也、和譯云、甲似、物之有護甲也」とあり、故に又具足(後世に至りては、別に一種のもの出来せり、「コクク」参看)又三ツ物(胸、胃、腹)をそろへたるより名づくとも云ふ(物具(物部の武具の意なりと云ふ)とも云ふ、上右はカラフと云へり、源平盛衰記等の物語に、甲をカラフト、胃をヨロヒとよみしは誤なり、又胸丸、腹巻に對して、脇立、弦走、鳩尾、檜櫓等のあるを鎧といひ、之を着長(「キセナガ」参看)とも云ふ、今三種の區別を云はん、胸丸、腹巻は、共に脇立、弦走、鳩尾、檜櫓等なく、腹巻は腹をまといひて、背にて引合せ、背板にて引合の隙を覆ふ、胸丸は竹の筒の如く、胸を圍みて右の脇にて合すものを云ふ、胸丸の板、檜櫓の板、草摺を除きたる部分の稱なり、胸の板は七枚にて、下四枚を衝筋、上三枚をたてあげと云ふ、衝筋は弓手より押付板の方迄連る、札は毛引を本式とす、後も前と同じく、押付板共に七枚なり、弦走胸の腹に當る部分にいふ、染革にて包む、軍器考頭書に、弦走は、鐵の札に、弓弦の隙らんことを恐れて、革を以て札を覆ひて、弦を走らしむる意なり」とあり、また同書に「弦走りといふ物は、染皮の形凸の字のごとくなる

ヨロヒ

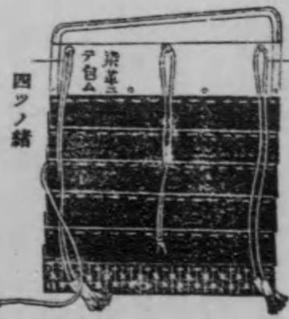
を、上は假粧の板の下より、下は搦の糸の下に至り、射向の半は、馬手のはづれまてにかゝる様にして、鐵の筒を捲ひたるなり、其染革の上と左右との廻りを

射向袖

板板板
一三三
四五六
六板
水吞緒

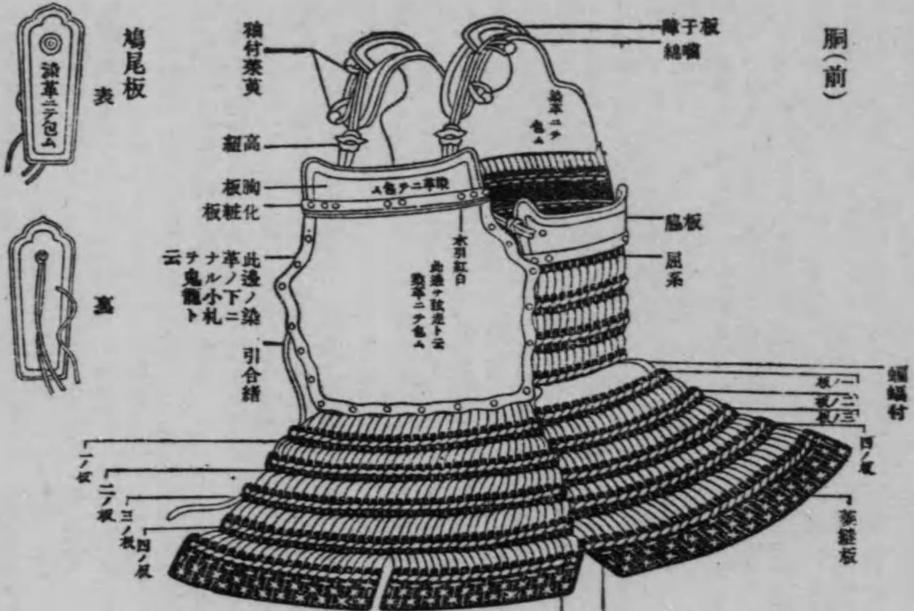


裏

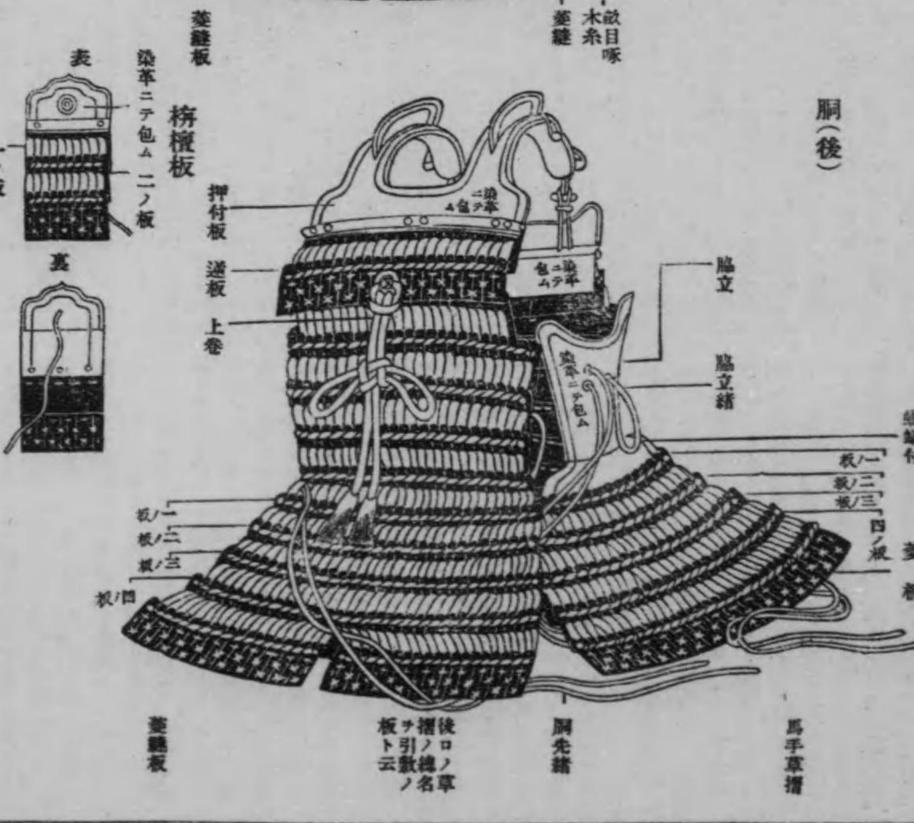


ば、或は錦皮、或は織物の類を以て縁とし、皮と縁との縫目際には、組緒を以て伏縁にしたるを、上方をば、小細といふ釘にて打ち、下は其皮を穿ちて、

ヨロヒ



胸(前)



胸(後)

ラウヤ

れを世襲し(三百俵を給ふ小傳馬町獄舎のこと)を總管し、同心五十八人、下男三十人これに屬す、同心の内盤役、敷役、打役、小頭、世話役、平當番等の諸職あり、牢内には、只に町奉行擔當の罪人のみならず、寺社奉行、勘定奉行の擔當に於ける囚人をも亦収容し、問訊の際各處へ出したり(關原藩會堂町の兩時代に、土牢、座敷牢等の名見えたれども、元より制度上のものにあらす、江戸時代には左の數種あり(一)捕房(アガリヤシキ)參看)五百石以下、御目見以上の旗本を禁す(五百石以上は預に處したり)(二)振屋(アガリヤシキ)參看)御目見以下の御家人、及び大名旗本の家臣、僧侶等を禁す(三)大牢(四)二間牢(また無宿牢といふ)(五)百姓牢、共に庶民を禁すれども、大牢は戸籍を有する者、二間牢は無宿のもの、百姓牢は農民を入るゝ等の差あり(六)女牢、婦人を禁す、又別に(七)溜(タメ)參看(八)郡代牢あり、溜は病人、幼者等をおく處、郡代牢は馬喰町代官所支配内の農民をおく處なり、なほ牢にはあられど、刑の終りたる後、再犯の恐れある者、又は引受人なきものを、拘留して役使する爲に、人足寄場(ニソクヲヨメ)參看)の設あり(關原藩)王朝時代には、左獄は京都近衛の南、西洞院の西にあり、東獄といひ、右獄は中御門の北、堀河の西にあり、獄ともいへり、江戸時代には、江戸及び幕府の各直轄地、并に諸藩にあり、江戸にては、小傳馬町にありて、惣坪數三百八十六坪餘、外廻り練馬なり、種々の條に述べたる(一)より(六)に至る諸牢は皆、この内にあり、溜は淺草、品川の兩所に、郡代牢は本所に、人足寄場は佃島にあり(關原藩)王朝時代の制は、囚人を禁するに、死罪は枷(ケビカシ)參看)棍(アワカシ)參看)を加へ、流罪以下は棍を去り、杖罪は

ラウヤ

散禁す、散禁は利具を加へずして禁するをいふ(サケン)參看)應請請減者(オウキ)セイ(ゲン)參看)及び初位以上の外は皆市を脱す、又長禁あり、終身禁獄するをいふ、後世には禁獄を以て一の利名となしたり、凡そ五位以上囚獄の罪を犯せる時は、在京の者はまづ奏して後これを禁じ、もし死罪を犯せるか、又は京外にある者は、まづ禁じて後にこれを奏す、共に六位以下の者と、其居る所を異にす、婦人にして五位以上を帯する者亦同じ、而して婦人は男子と別處せしめ、産月に臨める者は、保を責めて出づることを許し、産後またこれを禁す、囚人には孰れも官より、席蓆衣食を給し、疾病ある者は醫藥を給し、殊に重きは枷棍等を脱し、且その家族一人禁内に入りて、看侍することを許したり、また囚人を巡檢して、安置等の不法を糾すことあり、在京は彈正月別に獄舎を巡行し、安置役使の、法のごとくならざるあらば、事に隨つて執彈し、囚獄司當直の官人は、恒に物部井に物部丁を將めて毎夜巡檢し、京外は當處の長次官、十五日に一度檢行す、其因久しく禁せられて、推問せられざるが(トキ)とあらば、即ちこれを斷決す、鎌倉室町兩時代等は、皆制度として語るべきなし、江戸時代傳馬町の牢屋の制によれば、まづ入牢者ある時は、改番所にて健役罪人を審問し、姓名、年齢、肩書等、入牢證文と相違罪人を確めたる上、更に衣服を脱せしめて、懐中を檢し、金銀、刃物、書籍、火道具等、制禁の品を持參せるや否やを改め、然る後入牢せしむ、多くは夕刻に於てし、白晝は稀なりといふ、囚人には疊を與へて、これを敷かじめ、衣類は毎年五月九月の兩度に給與し、食物は朝夕の二度にして、汁と菜とを添へたり、行水は一箇月に數度行はしめ、月代は毎年七月十二月

ラウヤ

の兩度に行ふ罰なれども、牢主等は一箇月に一同行ふを許されたり、もし疾病に罹れる者ある時は、醫師をして診察せしめて藥を與へ、或は溜にて加養せしめ、或は親族等の請により、私宅にて療養せしむる等必ずしも一ならず、かくて死亡せば、罪の輕重を以て、或は鹽詰にし、或は取捨、或は非人をして取片付しむ、囚禁の具には手鎖、オカ等あり、手鎖は手を禁し、オカは足を鎖す、もし牢舎火事に逢へば、囚人を放釋し、避難の後三日を期して更に預定の所に榮らしむ、歸り來れる者は其刑を減じ、歸らざる者は刑を重くする定めなりき、牢舎は牢番ありて、一日一夜の交代にて、これを勤め、夜間は夜廻りをおきて警戒せしめ、又毎日一度づつ晝夜の別なく、時刻を定めずして、御徒目付見廻りのことあり、罪囚のうちにて、上申、自白等せんとするあらば、此際見廻りの目付に告げしめ、目付は受理すべきものは、受理して其處分を請したり、牢内改は、また牢改とも稱し、月に四五回、囚獄石出帶刀、見廻り同心、牢屋同心、監役、平當番等を從へて牢内を巡視し、罪囚一同を外箱に移し、平當番、張番をして牢内に入り、禁制の品若しくは破損所等の有無を檢せしむるをいへり、又利の種類には、過意牢、永牢、搦敷入、搦屋入等あり、過意牢は、本利に代用して牢舎せしむるをいふ、假令は婦人又は幼少の者にして、獄の刑(もしくは附加刑)に相當せる博奕、盜賊等の罪を犯したる時、これに代へて入牢せしむるなり、永牢は終身牢舎に禁するをいひ、搦敷入は搦敷敷へ、搦屋入は搦屋へ入牢せしむるをいふ、○牢内には、夜中一點の燈火もなく眞の暗黒にして、入牢するを暗き處に入れらるゝといふも、これに由るなるべし、牢内にて囚人病に罹り、他囚の邪罵となりし者、又は

ラウヤ

囚人仲間にも罵れし者は、夜陰これを暗殺することも行はれたり、其法は、囚人を落し間に押伏せ、口に手拭又は衣服等を突込みて、呼吸の出來ざる様にし、一人其上に跨がり、胸落の處へ尻餅をつくなり、或は蒲團にて包み、倒に立ておきて殺すこともありき、囚人の中に、名主、添役、角役、二番役、三番役、四番役、五番役、本役、本役助、詰之番、同助番等あり、これを牢役人といふ、名主は囚人の中より擧げ(重罪の者を除く)して任命し、他は名主の指名に委ねたり、なほ役人の外、隅の隱居(もと入牢して名主を勤め、牢法等心得ある者より命す)ツメの隱居、穴の隱居、客分、又客座ともいふ、名主もしくは牢役人に兼ねて知己あるか、又は多くの金銀等を持ち來れる者にして、聊か寛かなる様、普通の囚人と別處に置きたり)等の名あり、いづれも牢内の私稱とす、凡囚人新たに入牢する時は、ツルと稱し、金銀を土産として持參す、衣服などに縫ひ込むもあれど、驚見の恐れあれば、多くは腹中に吞み込み、入牢の後鞭を渡せば、三日目位にて出づるよしなり、名主及び牢役人等の所得とす、またキメ板と稱する板、或は雪隠の蓋、詰蓋といふにて、新入の囚人を打つことあり、其他種々の弊風盛んに行はれたりき、なほ刃物類は制禁なれど、名主は小刀、鉞、毛拔等を所持し、酒煙草をも密かに飲用せり、これらはいづれも、牢番同心の下男、及び非人等に依頼して購求したり(書紀、令義解、拾芥抄、大内理圖考證、牢獄誌、公茂秘録、明良帶錄、商撰要集、牢屋秘事録、御仕置類例集、徳川禁令考後集、徳川幕府刑事圖譜、古事類苑法律部)

ラクヤ

樂燒 名 山城國西京樂の土を以て造る陶器をいふ、京焼の一種なり、樂燒とも稱す、製造の陶器に樂の字を印するが故なり、質柔にして色白し、其赤色の物は、黄土を塗り、燒きて赤色に化せしむ、黒色のものは、加茂川石を細末となして釉となし、燒きて黒色を見せ、并に皆指頭を以て捏造し、器極を用ひざるが故に、形狀奇にして頗る雅致あり、茶室者流極めて之を賞讃せり(關原藩)永正年中支那人(或は云朝鮮人)阿未夜といふもの、歸化して京師に居り、更名して宗慶といふ、一種の陶器を發明したりしが、幾もなくして歿し、其妻夫の法を傳へて之を製せり、世人尼焼と名く、天正五年、其男長祐、織田信長の命を受け、千利休の意匠により、父宗慶の發明に本き、赤黒釉の茶碗を造らしめしことありしが、同十六年豊臣秀吉もまた、長祐を京師の樂樂第に召し、また之を製らしめたり、其製甚だ佳なり、秀吉賞讃し、樂の字の金印を賜ふ、長祐大に喜び、爾來自ら製する處の陶器には、必ずこれを印して樂焼と名づけ、且樂を家の號となす、慶長年間、故ありて廢して用ひず、別に樂の字の印を造れり、長祐は通稱を長次郎といふ、利休與ふるに田中氏を以てせり、これより後常慶、道入、一入、宗入、左入、長入、得入、了入、且入、慶入等(皆吉左衛門を通稱とす)樂を傳へ今日に至る○樂燒の一種に光悅樂燒、空中樂燒あり、光悅樂燒は、本阿彌光悅が、長祐の法に倣ひ、指頭を以て造る所にして、匠氣なきを以て人之を賞せり、其器茶碗多く、希に香合等あり、悉く赤色油のものにして、黒色のものなし、其他瀧戸光悅、膳所光悅、加賀光悅あり、皆其所在の土を取りて造るが故に名づく、空中樂燒は、寛永正保の頃、京師の人本阿彌空中の造

ラジャウモン

羅生門 關原 平安城の正門なり、朱雀大路の中心に當りて、朱雀門と遙に相望み、其の外を洛外とす、鳥羽道邊に接す(關原藩)其の廣、南北二丈六尺、東西十丈六尺、南北石階各七丈五級、階外の階に石橋を架す、廣き石階と同じ、門の南北二間三丈二丈、東西九間十丈九尺、戸七間三十楹を以て成る、二重閣製瓦屋、屋上鴟尾を置、閣の中央に額を掲げ、羅生門といふ、丹檜粉壁、平安城第一の大門なり(關原藩)延暦年中平安城と共に成りしが、弘仁七年八月大風の爲めに倒る、後ち遺骸したりしも、漸次西京の衰ふると共に、本門も大に荒廢して、盜賊の住家となりしこと、今昔物語等に見たり(大内理圖考證、平安通志)

ラテン

螺鈿 名 關原 螺貝、青螺、鮎貝、及び金銀等にて華章を作り、器物に嵌入了たるものをいふ、また金貝ともいふ、金と螺とを雜へ用ふるが故なり(關原藩)天平時寶八年孝謙天皇、彈基盤、和琴、琴、篋、琵琶等を、東大寺に寄附し給ひしが、其器いづれも皆螺鈿、玉、琥珀、水晶等を嵌裝せり、當時既に其技精巧を極め、名工も少なからざりしを見るべし、平安朝時代に至りては、盛んに行はれ、宮中の大儀に用ふる所の劍より、几、櫛、鏡、篋、わり、の類、いづれも螺鈿を用ひしが、一條天皇の御宇に及びて特に流行せしかば、貴族の婦人は、五節の舞に用ふる衣服の紐に螺鈿を施し、又衣の袖の端に螺鈿を施すものあり、甚しきは江口の遊女が、傘に月

ランガ

を出し、其柄に螺鈿を施して誇るに至れり、其後藤原頼通は、宇治鳳凰堂の格天井、また須彌壇などに、螺鈿を嵌入し、陸奥の押領使藤原清衡は、中尊寺の堂内(金色堂)を平庭にして、螺鈿を嵌入したりき、かくの如く衣服家屋等の裝飾にまで、螺鈿を賞翫せしかば、藤原師と共に、貝摺とてこれを専業とする者あるに至る。正和四年朝廷近江國日吉社を造營せる時、螺鈿の貝摺工は、安弘、景長にして、并に當時における妙手なりき、下りて慶長年間及及び、印籠の流行するや、また漆塗りにして、螺鈿を嵌したり。京都、江戸、大阪、長崎等の工人これを製造したりしが、元和年間、長崎に生島藤七某といふものあり、螺鈿を嵌装するの巧手として名聲高く、弟子野澤左衛門某も亦巧なりき、なほ同所の長兵衛某といへるもの此技に長じ、殊に青貝(眞貝)を以て、漆器に嵌装する事をよくせり、是より先螺鈿は、みな鰐鮫、及び藤原の夜久島に産する青螺を嵌入せしを、故に至り長兵衛巧を支那人に受け、青貝を用ふ、世に青貝長兵衛といへり、爾來世俗此器を青貝細工、青貝摺など、稱す、元禄年間京師に、伊兵衛、四郎兵衛、彌兵衛、半三郎等の工人ありて、いづれもこれをよくしたり、これより後京都、江戸、大阪、長崎等の工人業を傳へて今に至る(工藝志料、日本工業史)。

ランガク

蘭學 蘭籍を研究する學問の汎稱なり、蓋し和蘭の我國と交通を開きたるは慶長年間あり、されば其後歲月を經ると共に、其語に通じ其書を讀むものあるに至りしと雖も、寛永十五年幕府鎖國令を布き、且つ耶穌教を禁するに及び、また歐文を以て記されたる一切の書籍を披讀するを停めたりしが、和蘭のみ長崎を限りて通商するを許した

ランガ

れば、必要上、通詞の職をおきたり、されど通詞の職にあるもの雖も、典籍に就きて文字を學ぶにあらず、只假名の書留までにて、口づから記述するに過ぎざるものなりき、會々長崎の人西川知見あり、元禄年中華夷通商考を著して海外の形勢を述べ、正徳年中には新井白石蘭人に就き、幕府藏する所の奥地圖に據り、各國の形勢を論じ、萬國の地理を述べて、采覽異言を著す等のことありしと雖、蘭籍講究の學未だ開くるに至らざりしが、八代將軍徳川吉宗、天文曆學を好み、和漢の書を披讀し、且つ中根支主に命じ、曆算全書を翻譯せしむ、其説く所大に理を盡したりと雖、もと蘭書の譯本なるを聞き、はじめて西洋學理の精微なるに感ぜり、支主また早くよりこれに注意したるが故に、蘭書閱讀の禁を解かん事を吉宗に上申せり、吉宗以て然りとし、而して未だ其意を果さず、會々在長崎の和蘭通詞西三郎、吉雄幸作、水木庄左衛門等封事を上り、通詞の職にあるもの、只詞を暗誦して僅かに用を辨するのみ、勢ひ精なること能はず、希はくは、通詞に限りて外書閱讀の禁を免ぜられたしと請ふに及び、遂に意を決し、宗教に關する書を除くの外は、洋學解禁の令を發す、時に享保五年なりき、既にして吉宗船載の外籍を見、其圖の精緻なるに驚き、もし此文をも讀み得ば、世を益する事多からざるべしとて、青木昆陽に命じ、毎年江戸に参觀する和蘭の甲比丹に就いて之を學ばしめ、延享元年更に長崎に遣はし、通詞及び蘭人に就きて講習せしめたり、これを蘭學の起原と爲す、是に於て昆陽、單語四百餘言を習ひ得、文字の體例、言語の呼法、語路の意味等を略々了解し、和蘭語譯、和蘭文字略考等の著あり、また西三郎は、佛人ヒートル、マーションの蘭佛對譯辭書により、

ランガ

蘭和辭書を編せんとし、稿を起したりしも、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野真澤あり、樂を昆陽に受け、明和五六年の間に長崎に遊學し、和蘭譯文時、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、真澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年に出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、真澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び真澤に學び、天明八年和蘭の綴字讀法語法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開發せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り稻村三伯(後ち海上國權といふ佛人)ランソイツ、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し(對譯の佛語を發き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く緣故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし)東西國會と名けしが、通例ハルマ和解と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和解を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺中におき、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹(ヘンタレキ、ドーフ、通詞吉雄權之輔、中山將十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ゾーフ、ハルマと名づく(ドーフまたゾーフとも發音するが故なり)因て世にハルマ和解を江戸ハルマ、ゾーフハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭

ランケーランジ

學凡を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年青地林宗、氣澤觀瀾を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舍密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩溪等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として智識を英米に仰きたるより、蘭學途に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(徳川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭字典文字の譯述起原)。

ランコ

幸徳帝勅、東大寺江被納之」とあり、香道秘書には「芳野拾遺に丹後國與佐郡天の橋立の橋柱也、二條院の御宇に出、同國甲武山に隱し埋む、其上より蘭生ず、蕪り四方に滿、仍勅使立て是を尋、則其蘭の根を掘取るに至りて、埋所の木を得たり、則勅して蘭寄待と名付、南部東大寺に納む」とあり、後説は附會の小説にして信するに足らず、前説もまた正しき記録に見えざる所なれば、全然信を措き難しと雖、支那より渡來せることは事實なるべし、されど何時より東大寺に藏したりしか詳かならず、降りて室町時代に至り、寛正六年九月、將軍足利義政春日社に參詣の途、東大寺を過り、寶器を見たるの際、はじめて蘭寄待一寸四方づつ、二個、五分四方一個を蔵り取り、前なるは一個を禁裡に獻じ、一個を將軍自ら領し、後なるは別當に贈りたり、蘭寄待の名、これよりして世に知る、尋で天正二年織田信長これを朝廷に懇請せしかば、三月廿八日勅使を奈良に遣はし、寶庫を開いて一寸八分を載る、信長これを三分し、一分は自ら領し、二分を諸國の大小名及び近習等に頒つ、此後慶長七年六月徳川家康朝廷に請ひ、本多正信、大久保長安を奈良に遣はしこれを視せしむ、即ち勅使下向して開封したりしが、家忠日記追加、武徳編年集成には、一寸八分を載りたりといひ、創業記、東運集、列祖成續には、只視たるのみにて載らずといひ、二説ありて詳かならず、明治九年奈良博覽會に陳列せることあり、越えて翌年今上天皇同地巡幸の時、御覽ありて一部を載らせられき、原物は今なほ正倉院にあり(雅遊考、考古界、蘭寄待考)。

ランバ

蘭和辭書を編せんとし、稿を起したりしも、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野真澤あり、樂を昆陽に受け、明和五六年の間に長崎に遊學し、和蘭譯文時、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、真澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年に出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、真澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び真澤に學び、天明八年和蘭の綴字讀法語法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開發せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り稻村三伯(後ち海上國權といふ佛人)ランソイツ、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し(對譯の佛語を發き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く緣故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし)東西國會と名けしが、通例ハルマ和解と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和解を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺中におき、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹(ヘンタレキ、ドーフ、通詞吉雄權之輔、中山將十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ゾーフ、ハルマと名づく(ドーフまたゾーフとも發音するが故なり)因て世にハルマ和解を江戸ハルマ、ゾーフハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭

ランバ

蘭和辭書を編せんとし、稿を起したりしも、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野真澤あり、樂を昆陽に受け、明和五六年の間に長崎に遊學し、和蘭譯文時、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、真澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年に出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、真澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び真澤に學び、天明八年和蘭の綴字讀法語法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開發せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り稻村三伯(後ち海上國權といふ佛人)ランソイツ、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し(對譯の佛語を發き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く緣故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし)東西國會と名けしが、通例ハルマ和解と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和解を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺中におき、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹(ヘンタレキ、ドーフ、通詞吉雄權之輔、中山將十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ゾーフ、ハルマと名づく(ドーフまたゾーフとも發音するが故なり)因て世にハルマ和解を江戸ハルマ、ゾーフハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭

は、五十戸の外なほ別に十戸以上あらば、一里を立
て、里長をおき、十戸に満たざる時は、疎して大
村に入る、大化の時其規定あらざりしを、恐らくは、
また此の定めなりしならん、なほ郡の編成は、廿里
以下十六里以上を大郡、十二里以上を中郡、八里以
上を中郡、四里以上を小郡、二里以上を小郡となし
たり(「コホリ」参看)後ち里の稱を改めて郡と稱す
(「ガウ」参看)これより郷の下に、更に里をおきたる
處あり、後世の村と同じものなり(「アウ」の條
に述べたれば就きて見るべし)令の制五尺を歩と
なし、三百歩を里となすあり、尋で和銅六年十二月
の格には、地を度るには六尺を以て歩となすとあれ
ど、令の五尺は高麗尺を以て度り、格の六尺は大尺を
以て度るものなれば、實際に於ては異なる所なきな
り、而して令の文中、及び風土記、延喜式、本朝文粹
等に載する所の里程は、皆これに據りたるものにし
て、後世六町を以て一里となしたるものなり、なほ拾
芥抄にも六町を一里と爲すと記したれば、室町時代
の初期は、此制たりしを知るべし、而して里程を算す
るに町を以てする、古きよりのことにして、扶
桑略記、天延四年正月晦日の條には五十六町、治安三年
十月十七日の條には五十四町、康平五年九月五日の條
には卅餘町など見え、また後冷泉院高野詣記には六
十町、古事記には三十六町、吾妻鏡安貞二年十二月十
二日の條には二十餘町あり、豊し平安朝時代の末
葉よりは、近距離を算ふるに、多く町を以てしたる
ものならん、而して所謂町といふは、田制より出で
たるものにして、即ち長さ六十歩なるべし、かくの
ごとく或は里を以て記し、或は町を以て記したりし
も、長門本平家物語兵庫島の條に、はじめて「烟よ

リウキ

リウキ 一里卅六町築き出したり云々」と見えたり、武
家時代に入るに及び、六町一里の古制と共に、三十
六町、四十町、四十八町、五十町、六十町等を一里
となすと並び行はる、蓋し三十六町を一里と爲すと
は、田制に準據したるものなるを先輩既に其説あり、
其制何時に始まりしか詳かならざれど、行基式目には
之を載せたり、されど同書は偽書なるがゆゑに用
ひ難し、尋で太平記に「千劍破城の山圍り一里に餘れ
る大山なれば」とあるは、三十六町の一里なるべく、
また東大寺造供養記にも、三十六町を以て一里と爲
したり、以て鎌倉時代には既に之を用ひたりしを知
るべし、高野山にある勝宗の石は、文中申設けしもの
にして、登山には町を以て數へ、下山には里を以て
數へたるが、里は皆三十六町の積りなり、また五十町
を以て一里とするも、起原詳かならざれど、室町
時代には、其制ありしといへり、江戸時代に至り、慶
長九年清國に令して一里(「イナ」参看)を築
くや、皆三十六町を以て一里と爲さしめたり、但し此
時築きたるは、東海東山北陸の三道に留りたれば、
其他に至りては、此制に従はざりしもあり、現に佐
渡の如き、後世まで五十町一里の制なりき(或は關
東奥羽にて三十六町を一里とするは、豊臣秀吉の時
に始まるといへり)また伊勢路は四十八町を山
陽道は七十二町を一里としたりといふ、明治九年三
十六町を一里と爲すことを規定し、全國始めて統一
に歸す(令義解、佐州年表、新編常陸國誌、合類節用
集、和漢三才圖會、参考太平記、聯運志稿、皇典講究所
講義「里程の事」大日本史料)

リウキ

リウキ 一里卅六町築き出したり云々」と見えたり、武
家時代に入るに及び、六町一里の古制と共に、三十
六町、四十町、四十八町、五十町、六十町等を一里
となすと並び行はる、蓋し三十六町を一里と爲すと
は、田制に準據したるものなるを先輩既に其説あり、
其制何時に始まりしか詳かならざれど、行基式目には
之を載せたり、されど同書は偽書なるがゆゑに用
ひ難し、尋で太平記に「千劍破城の山圍り一里に餘れ
る大山なれば」とあるは、三十六町の一里なるべく、
また東大寺造供養記にも、三十六町を以て一里と爲
したり、以て鎌倉時代には既に之を用ひたりしを知
るべし、高野山にある勝宗の石は、文中申設けしもの
にして、登山には町を以て數へ、下山には里を以て
數へたるが、里は皆三十六町の積りなり、また五十町
を以て一里とするも、起原詳かならざれど、室町
時代には、其制ありしといへり、江戸時代に至り、慶
長九年清國に令して一里(「イナ」参看)を築
くや、皆三十六町を以て一里と爲さしめたり、但し此
時築きたるは、東海東山北陸の三道に留りたれば、
其他に至りては、此制に従はざりしもあり、現に佐
渡の如き、後世まで五十町一里の制なりき(或は關
東奥羽にて三十六町を一里とするは、豊臣秀吉の時
に始まるといへり)また伊勢路は四十八町を山
陽道は七十二町を一里としたりといふ、明治九年三
十六町を一里と爲すことを規定し、全國始めて統一
に歸す(令義解、佐州年表、新編常陸國誌、合類節用
集、和漢三才圖會、参考太平記、聯運志稿、皇典講究所
講義「里程の事」大日本史料)

リウキ

よく整ひたるを敬慕ありし故事によりて名づく、柳
は細柳の柳、營は陣屋を云ふなり、又營中とも云ふ、
柳營中の略なり、吾妻鏡建久六年十一月十九日相模
國大日堂に佛聖燈油料を充てたる條に「誠任三禮那
誓約、令、專、柳營護持、給敷之由、有、御沙汰云々」と
見えたり、

見ゆ、即ち隋の大業三年(推古天皇十五年)朱寬に命
じ、海に入りて異俗を訪はしめし時、始めて沖繩に至
り一人を掠めて歸り、明年煬帝再び朱寬を遣はして、
琉球を招諭せしと雖ははざりしかば、寛即ち其布甲
を取りて歸れり、同六年(推古天皇十八年)に至り爾
將陳陵、張綱等郡府に迫り、宮室を燒き男女數千人を
虜にして凱旋す、而して其日本に通じたるは何年な
りしか詳かならざれども、我國にて古へ被攻又は多
福といへるは、單に被攻多福の二島を指すのみなら
ず、又南島諸國の概稱に用ひたりしこと、先賢既に
其説あり、蓋し海路由る所の島名を以て、諸島に蒙
らしめしものにして、沖繩の如き、また其中に含ま
れたりしなり、推古天皇廿四年被攻人歸化し、白風六
年多福島の人等を、飛鳥寺の四樓の下に饗したりし
より以來、被攻多福の人にして歸化また漂着し、我國
人にして、朝命を奉じて彼地に使し、または漂着せる
等の事實多し、而して文武天皇二年には、多福、被攻、
奄美、度威等の諸島入貢す、南島入貢のこと始めて並
に見ゆ、また天平勝寶五年に遣唐大使藤原清河、副
使大伴古廣等歸國の途に阿兒奈波島に漂着せり、阿
兒奈波は即ち沖繩にして、實に國名の初見なり、なほ
琉球の文字は今昔物語に、留求の文字は性靈集に見
えられたれば、我國にて琉球と稱したることも、古き
あるを知るべし、これより先源爲朝伊豆大島に流さ
れしが、密に遁れて南島を經略し、沖繩島を征服し
大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち爲朝は大島
に歸りしが、尊教は琉球に留まり、衆に推されて浦添
按司と爲る(爲朝が琉球侵略のことは、保元物語に
鬼が島征服のことあるを初見とし、中山傳信録、中
山世譜、琉球神道記に見え、また琉球の古語オモ
にもこれを傳ふ、いまだ之を斷じ難しと雖も、新井

リウキ

白石、伴信友、飯田忠彦等の先哲及び幣原博士、平出
慶二郎氏等は、皆以て事實と認めたり、當時の事情并
に琉球の傳説等を參照するに、蓋し眞なるべし、此
時に當り天孫氏は二十五世に當り、漸く衰運に向ひ
しが、文治三年(我國の年號なり、以下同じ)權臣利勇
の爲めに試せらるゝや、尊教表を唱へて之を誅し、遂
に王位に昇る、舜天王、これなり、此處島津忠久、薩
隅日三州守護城及び南海十二島の地頭に補せられ子
孫世襲せり、然れども島津氏の勢力未だ沖繩に達せ
ず、何等の事蹟をも傳へざるなり、舜天の孫孫本の
時に至り、位を英祖に讓る、英祖王は天孫氏の裔な
り、正應五年(元元二十九年)元主忽必烈、楊祥、
吳志斗等に命じ、琉球に赴きて招諭せしめし、英祖
王之に應ぜず、後重んで招諭したれども、遂に従は
ざりき、既にして四世玉城王の時、國內漸く亂れ、大
里按司承察度、今歸仁按司伯尼芝等各自立し、承
察度は島尼地方に據りて山南王と稱し、伯尼芝は
國頭地方に據りて山北王と稱せしがゆゑに、玉城
王は中頭地方のみを保ち、稱して中山王といふ、玉
城王の子西成卒するや、國勢益々衰へしを以て、諸
按司相謀り、浦添按司察度を立て、中山王と爲す、
實に延元二年なり、然れども察度王は、山南山北の
二王國と對峙するの困難なるを思ひ、文中元年(明
の洪武五年)明主朱元璋の招諭あるに及び、明年使
を明に遣り、表を奉りて臣と稱し、方物を獻す、琉
球の支那に通ずる事益に始まり、爾來朝貢の事絶え
ざりき、弘和三年に至り、山南山北の兩王、また明に
通じて臣と稱す、應永十一年(明の永樂二年)明主
察度の子武寧を封じて中山王と爲し、封册使を遣り
て册文を授く、封册使ははじまり、爾來例となり、
天使館を那覇の東村に建つ、應永十二年(明の永樂

リウキ

三年)に及び佐敷按司巴志兵を擧げて、中山王武寧
を亡し、思紹を推して中山王と爲し、自ら實權を
握る、二十三年(永樂十四年)山北王楚安知を薨し、
二十九年(永樂二十年)父に嗣で立ち、永寧元年(明
の宣德四年)山南王佐善等を滅し琉球を統一す、明
年明主宣宗、尙姓を授く、是より尙氏を稱す、之より
先應永二十二年、巴志使を我國に贈りしことあり、
尋で永寧四年、明の宣宗は、巴志を介して我國
の通商を促したれば、巴志また使を發して京師に至
り方物を貢し、明主の詔文を將軍足利義教に致す、
これより琉球は時々我國に入貢し、且つ兵庫に來り
て貿易を試みたりき、嘉吉元年將軍足利義教、島津
忠國に琉球國を賜ふ、蓋し鎌倉の先蹤に従ふなり、文
明元年中山王尙德卒し、嗣子なき幼なり、國人これ
に服せず、明年尙圓を推戴して中山王となす、尙圓
は義本(舜天の孫)の後胤なり、(或はいふ天孫氏の
裔)是に於て巴志の統絶ゆ、二年泉州界の船琉球に通
航するを以て、將軍足利義教、書を島津立久に賜ひ、
他國船の琉球に往來するを禁じ、且諭して來聘せし
む、四年正月立久使を琉球に遣りて其來聘を促した
れば、二月尙圓始めて薩摩に聘問せり、十二年幕府
命を島津忠昌に傳へ、中山王に諭し、先例に照して
速に貢船を發し、使の回るに後ること勿れと達し
たり、後ち度々薩摩には來聘し、或は安否を問ひ或
は封を賀したりき、既にして豊臣秀吉の朝鮮討伐を
討たんとするや、島津義久に命じ、兵賦を琉球に徴
せしむ、琉球怨望し、これより益々明に親しみ、漸
く我國に親なり、徳川家康の天下を統一するに際し、
義久屢々琉球に諭し、江戸に朝せんことを以てせり
と雖、これに應ぜざる而已ならず、其他者を辱むる
に至りしかば、慶長十三年、島津家久は、幕府に請う

リウキ

リウキ

て琉球を征し、國王尙寧を擒す、是に於て十五年島津義久は、沖縄及び諸島を檢地して、買物の納額を定め、且つ在番奉行を沖縄におきて、諸事を監理檢察せしめ、また琉球の屬島たりし大島、徳之島、喜界島、神永島、興論島を薩摩の直轄とし、且つ二按司を買として薩摩におく、鹿兒島在番、これなり、尋で元和三年尙寧子なくして嗣定まらざるに當り、家久、尙寧を立て、王と爲したるより、繼嗣毎に島津氏の准許を得る事となり、また將軍家に對しても恩謝使を送り、なほ將軍の代替り、其他の慶賀には、慶賀使を派遣すると流例となり、全く薩摩の附庸たるに至りしと雖、然も中山王が、明の封册を受けて彼地に入貢することは、舊によりて異ならず、島津氏もまた之を默許し、却て琉球を介して明と貿易を試むるの便に供したり、而して琉球より買物を載せて支那に赴く船を遣、支那より封册使を載せて琉球に来る船を冠船と稱し、冠船の琉球に渡來するの際に、薩摩より出張する吏員は、國頭即ち山原に退隱して之を避けたりといふ(清の代に至りても、關係は同じかりき)故に琉球は形式上日支兩國の委たりしのみならず、我國人は多く之を外國視せり、大日本史、野史のとき、之を外國傳に載せたるを以ても、推知するを得べし、かくて嘉永六年に至り、米國水師提督ペリーは、那覇に寄港し、強て和親條約を締結したりしが、安政元年には、佛蘭西、同五年には和蘭とも之を締結し、恰も半獨立國のごとくなりき、明治四年薩摩の所轄を離れて鹿兒島縣に屬したりしが、五年琉球を以て藩とし、尙泰を藩王となし、華族に列し、且つ嘗て米佛蘭と締結せる條約は、政府の條約となし、外務省より管理すべきの命あり、八年清國に入貢し、慶賀使を派し、封册を受ける等の

リウタ

本を禁じ、明治の年號を奉ぜしめ、十二年藩を廢して沖繩縣となし、尙泰に上京を命じ、縣知事をして之を統治せしむ、尙氏(シャウヤ)參看(南島志、五事略、野史、沖繩誌、南島沿革史論)

リウタン

龍膽 龍の色目の名、表蘇芳、裏藤木なるものを云ふ、薩摩草には、表渡花田、裏紫なりといへり、夏季之を著用す、カサネノイロメの挿繪參看、

リウツゲキスノフネ

龍頭鶴首船 船首に龍の頭または鶴(鳥の名)首を彫りて附したるものを云ふ、龍頭船、鶴首船の二つを併稱したるものなり、一説に龍の紋を飾りし、鶴首を軸先に著けたる船を言ふともいへり、龍はよく水を渡り、鶴はよく飛びて風に耐ふるものなる故にこれを附くと云ふ、各屋形ありて、天皇の御座船なり、准南子に「龍舟、浮吹以煖、此通於水也」とありて、註に「龍舟大舟也、刻爲龍文、以爲飾也、謂大舟也、重其象、著船頭、故曰龍首、舟中吹簫、浮鶴首、雲芝」とありて、註に「薛綜曰、船頭象鶴首、水神、故天子乘之、など見えたり我邦にて之を用ひし始め詳かならず、平安朝時代には盛んに之を用ひしと、源氏物語にてふ巻に「龍頭鶴首を、からのよそひに、とんくしうしつらひて云々」と見え、其他榮花物語、増鏡などにも見えたり、

リウテイタネヒコ

柳亭種彦 高屋種彦(タカヤタネヒコ)を見よ、

リウビタウ

龍尾道 大内裏大極殿前の道にいふ、龍尾道とも稱す、大極殿の基を南に去る十七丈、蒼龍橋の基を去る二丈、南北に横亘したる道

リウビ

にて、板石條石を以て築成し、中央二十丈の間朱欄を設け、其東西石階各八丈、階を設くる三級、二様に當り又朱欄を設くる各々四丈、東西歩廊に接し、又石階あり、各四丈なり○唐の含元殿の制に倣ひしものにて、潤藍類商居處部に、「泊宅編、唐含元殿前階尾道、凡詰曲七轉、由丹鳳門、北望、龍尾下、垂於地」とあるに據る、然れど其形狀異なり(大内裏圖考證、平安通志)

リウビン

龍鬣 龍草にて織りたる蓆を云ふ、龍の一名を龍鬣草と云ふより名づくとも云ふ、長さ七尺五寸、廣さ縁ともに三尺六寸なり、雅亮裝束抄に「りうびんは、色々またらなる蓆に、青地の鶴の縁の弘さ三寸許なること、四方にさしまはして、漉きうちうらな付たり、弘さ長さ疊に同じ」と見えたり、伊勢貞丈は、色々またらなる蓆とは、龍を色々に染めて織りたる蓆にて、俗に花ござと云ふものなりと云へるは從ふべし、江戸時代縁を黄にして、赤く輪ちがへに染めたるを稱し、又紅の絹にて、黄を以て青海波を書きたるをも、備後表の疊に、龍の鬣を縫したるをも稱したりと云へど、共に本義を失へり、支那にては龍鬣と稱し、我國にては古き日記等には、龍鬣と書けるものありしが、何時しが龍鬣と誤り、遂に通稱となりしものなるべし(玉葉、貞丈雜記、類聚名物考、蓬齋錄)

リウヘイエイハウ

隆平永寶 名義平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、隆平朝にて作る、徑八分強、重九分九厘、徑八分強、重七分五厘の二種あり(肥後縣志)桓武天皇延暦十五年十一月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢の十に當つ、弘仁八年に至て停止せしめ、一及び其押圓參看(大日本貨幣史)

リキシヤ

力者 制髮して力者を勤むる故名づく、又書法師、力者法師とも稱す、青色の裝束を着くる故に云ふ、院の御所、門跡、諸公卿及び武家等の家に置きたり、服制(フクセイ)の挿繪參看、

リクグン

陸軍 兵制(ヘイセイ)徴兵(チウウヘイ)を見よ、

リクグンシヤウ

陸軍省 明治政府の官衙、陸軍政の事を掌る(陸軍省)明治五年二月、兵部省を廢して、始めて之を置き、もと兵部省中、陸軍武官及び兵學、軍醫の二寮、札問、造兵、武庫の三司を管す、其後職制、局課の廢合あり、現今は、官房、人事、軍務、經理、醫務、法務の五局あり、其他砲兵工廠、兵器廠、憲兵司令部、軍馬補充部、築城部、運輸部、會計監督部、經理學校、千住製絨所、帽絨廠、被服廠等の所管あり(法令全書)

リクグンソウサイ

陸軍總裁 陸軍省の長官、陸軍に關する事務を總裁す(陸軍省)文久二年十二月、これをわき阿波徳島藩主蜂須賀實祐を任補す、蓋し幕府、洋式を採用し、陸軍の發達著しきを以てなり、三年正月辭す、尋で元治元年七月老中格松平乘談を命ぜらる、崇徳罷むるの後、同二年十二月老中格松平乘談これに代る、其重任たりしと知るべきなり、而して慶應四年正月時安芳が、海軍奉行並より此職に補したるときは、幕府瓦解の際の事に係り、常規として見るべからず(續徳川實紀、嘉永明治年間録)

リクグンフキヤウ

陸軍奉行 陸軍省の長官、陸軍に關する事務を總裁す(陸軍省)江戶幕府の職名、歩兵、騎兵、砲兵の三隊を總官す、老中の支配、五千石高、芙蓉問詰とす(肥後縣志)文久二年十二月はじめて之をわき、大岡増裕を任補せり、

リキシ

リクグ

リクサ

リグテ

リチユ

リツシ

はじめ一人なりしが、慶應年間には數人ありき○陸軍奉行並は、文久三年七月はじめて之をわき、小栗忠順を任補せり、老中の支配、三千石高、芙蓉問詰にして、はじめ一人なりしが、慶應年間には數人ありしこと陸軍奉行に同じ(文久紀事、續徳川實紀、泰平年表、海軍歴史、武蔵)

リクザウ

六賊 王朝時代の罪名、強盜、竊盜、枉法、不枉法、受所監臨、坐監の六職にいふ、強盜とは、強盜して財を得たるをいひ、竊盜とは、竊盜して財を得たるをいひ、枉法とは、人より財を受け、法を曲げて處断せるをいひ、不枉法とは、人より財を受け、法を曲げずして處断せるをいひ、受所監臨とは、監臨の官、公事に因らずして監臨内の財物を受けたるをいひ、坐監とは、監臨主司にあらずして、事に因りて財を受くるをいふ(古事類苑法律部)

リクゼンノクニ

陸前國 陸前國東は海、西は羽前羽後、南は磐城、北は陸中に至る、東西凡二拾五里、狹處二里、南北凡四拾里、狹處拾九里、東山道に屬す(陸奥國)山脈西北に亘りて陸中羽前を劃し、尙は南して岩代に連る、北方二郡狹長海に沿ひ、牡鹿一郡東方に曲出して港灣を抱き、松島群嶼其西南に基布して絶陸の地たり、中央土塹平野、阿武隈川其南を限り、北上山北方より來り、運輸の便あり(陸奥國)と陸奥國に屬し明治元年始めて分置す、ムツノクニを見よ、

リクチュウノクニ

陸中國 陸中國東は海、西は羽後、南は陸前、北は陸奥に至る、東西凡三拾七里、南北凡三拾三里、廣所凡五拾里、東山道に屬す(陸奥國)大山脈二岐に分れて南走す、其西する者は羽後を劃界し、其東する者は中央に連結し、

北上川其中間に南流す、全地原嶺嶺連にして磯嶺多く、盛岡以南は稍々沃壤たり、開伊九月二郡東海に瀕し魚鹽の利あり(陸奥國)と陸奥國に屬す、明治元年始めて分置す、詳しくは「ムツノクニ」を見よ、

リチユウテンワウ

履中天皇 名義御名は去來穗別尊(仁德天皇の皇長子、御母は皇后磐之媛、第十七代天皇)仁德天皇三十二年立ちて皇太子となる、八十七年正月仁德天皇崩す、太子履波宮に居り、また位に即かざるに當り、住吉仲皇子皇位を争ひ、兵を擧げて宮を圍み、事急なり、太子平群木菟等と河内埴生阪に遁れ、更に難波を経て、倭の石上振神宮に駐り、皇弟瑞穗皇子を遣はして住吉仲皇子を誅せしめ、明年二月即位す(二年十月倭磐余稚穗宮に遷り給へり、四年はじめて史を撰國におき、官事を記さしめ、六年また舊儀の傍に内職を建て、官物を分取し、阿知使主と壬仁となして、其出納を記さしめ、因て藏部の職を定む、此年三月崩す、壽詳かならず、和泉國泉北郡神石村大字上石津の百廿五耳原南陵に葬る(古事記、大日本史、陸奥一覽)

リツ

律 律(リツ)リツシを見よ、

リツコクシ

六國史 日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の六史をいふ、各條參看、

リツシ

律師 僧官の一、戒律を執り、僧正僧都に次で、僧尼を統ぶる事を掌る、リツシといひ、また僧正僧都と共に、總稱して僧綱といふ、釋氏要覽に「寶雲經云、具足十法、名三律師、律師、律師、律師、律師、律師、律師、律師、律師、律師、律師」とあり(肥後縣志)天武天皇紀の條に、十二年に、律師の名あるを初見とすれども、任例は、天武天皇二年三月元興寺善住を、律師に任ぜしを始めてとす、天長三年三

リツシ

月元興寺僧徒榮を權律師に任ず、權律師茲に始まる、延喜六年十一月山陰中納言の子如無を權律師に任ず、これ公輔の子の、僧綱に任ずる始めなり、天平二年七月、圓興を中律師に任じ、天平神護二年十月、圓興の弟子基真を大律師に任じ、其後一二補任ありしも、延暦十三年大律師を止む○大實の令制、律師一人なりしが、弘仁十年十月四人と定め、天元四年十二人に増し、應徳三年十一月更に十四人となり、鎌倉時代には、百五十人の多きに至れり、ソウクワシニ參看(書紀、續紀、愚管抄、初例抄、釋家官班記、皇典講究所講義、僧官考、釋門事考)

時、道光律師の入唐傳律を第一傳とし、天平七年道瑞律師の來朝を第二傳とし、天平神護五年聖眞和尚の渡來を第三傳とす、道瑞、聖眞の二僧は、本邦入唐求律の僧榮、普照の請に應じて來りし者にして、普照の二僧は、共に勅を受けて、天平五年彼の地に赴きしものなり、而して道瑞は大安寺に於て講義したる等のことあれども、なほいまだ振はざりしが、聖眞に至りては、初野の崇重を受くると甚だしく、天平勝寶六年入京するに及び、勅して東大寺に置き、四月大佛の前に戒壇を築き、聖武天皇及び皇后皇太子以下、登壇受戒する者四百餘人なりき、次で大佛殿の西に戒壇院を創し、又下野藥師寺、筑紫觀世音寺にも戒壇を築き、東西の受戒者に備ふ、之を天下の三戒壇と稱す(カイダン參看) 既にして聖眞唐招提寺を建立し又戒壇を築く、著し聖眞渡來以前にありては、未だ制戒の三師七證を得ざるが爲め、白四羯磨の別授戒を執行するに能はざりしが、いま聖眞率ふる所の律僧により、始めて如法に別授戒の儀を行ふを得たり、故に聖眞を以て本邦律宗の始祖と爲す(カンシン參看) 然るに聖眞の寂後、年を経るに従ひ宗風漸く衰へ、戒壇永く振ふこと能はず、殊に傳教大師が觀山に戒壇を開くに際し、聖眞創立の四戒壇益々衰へ、戒壇の受授殆んど絶えたりしが、鳥羽天皇の頃、中川の實範上人、深く律宗の積弊を悲しみ、招提寺の遺蹟によりて、四分律の戒本を傳授し、更に自ら大小の律を究め、大に有志の徒を彙合せり、範より戒條、覺憲を経て良慶に至り、慶の下に戒知、覺心、兼心あり、戒知門弟尤多く、就中大悲(覺慶)興正(覺觀)の二菩薩、及び有嚴、圓晴を四傑と稱し、四人相結びて東大寺に自誓自受し、遂て白四羯磨の別授法を興す、是に於て聖眞の律風一時世に振ひ、大

悲は招提寺を興し、興正は四佛寺を以て傳戒弘律の道場と爲し、東大寺の戒壇院は大悲の徒圓照によりて興り、下野藥師寺も亦大悲の法孫密嚴によりて再興せられたり(カクセイ、エイソン參看)之と同様に正法大師(後唐)淨業律師の二人亦入宋して南山宗を傳へ、正法大師は泉涌寺を、淨業は戒光寺を京都に開き、四分律を興隆せり、而して大悲興正等は、奈真即ち南京に於て、正法淨業等は、京都即ち北京に於て律宗を唱へたるがゆゑに、世に前者を南京律、後者を北京律と稱す、蓋し南京律は、聖眞の所傳を再興したるものにして、北京律は聖眞以後四分律宗の再傳なり(ジュンタイ、シヤカキヤウ參看)かくのごとくにして、鎌倉時代には律宗の盛大を見られたれども、室町時代以後又衰へ今日に至りては唐招提寺によりて僅に其命脈を保ち獨立の一宗派を爲さずと雖、眞言宗に於て戒律を講究するも、別に江戸時代に至りて起り、慶長年間明忍、慧尊、友尊等のを再興し、其後快圓は大鳥の僧坊を開き、慈忍は野中寺の律園を立てて戒律を紹隆したりしが、享和年中に、慈尊尊者出でて正法律を唱へしより、眞言律漸く盛んなりしが、明治廿八年、眞言律宗と稱し、獨立の宗派たるに至れり、本山は四佛寺なり(日本佛教史綱、通俗佛教各宗綱要)

リツシヤ 聖者(立者) 僧職、勅會の論議の時、聖義する事を掌る僧をいふ、故に聖義とも云ふ、南北二京の僧臘時之を勤む、宣言を以て之を補す、又綱位者も補せらる、又釋家官班記に、廿萬を経たる者、又は觀山東塔の三十講、西塔の廿八講を卒業したる者を云ふと見えたり、延暦廿一年十一月、最澄、止觀院に於て法會を修せし時、第五日に聖義あり、義眞聖者となりしを始めとす、後には園城寺平等院等にも聖者ありし事、源平盛衰記に見えたり(釋家官班記、寺官抄)一説に舊はジュンシヤと訓みしを、或る時勅使使てリツシヤと訓みしより、後ら訓みならはして、リツシヤと云ひしと云ふ、

リツシヤ 律宗 名釋佛敎の一派、戒律を以て所依とするが故に名づく(釋原論)本邦の戒律は、善信尼の百濟に入りて、受け來りしを始めてし、推古天皇の時、律師の渡來ありしも、皆未だいふに足らず、凡そ本邦南山律(律宗に南山宗、相部宗、東塔宗の三派あり、南山宗は唐僧道宣、相部宗は唐僧法滿、東塔宗は唐僧慧素を祖とす、我國に傳はれるは、南山宗なり)の渡來に前後三傳あり、天武天皇の

リツシヤ 率分所 舊大藏省に收納する官物年料の内、十二分の一を別けて納る、倉を云ふ、官物料の高により、率法を以て分け充てて、納むる故に名づく、正藏率分室とも云ふ、大藏省正藏院内にある故なり、率分室とし率分藏とし云ふ(關)大内裏大藏省の東西隔にして、總藏寮の北、長殿の東、大舍人寮の西、方四十丈の地を占む、四方築塙を圍らし、四方に門あり(關)勾當あり、主

リツリ

計頭、大藏大輔、大監物等を以て之に兼ね任ず、後には左中辨重に之に任じ、尋で又上臈辨官之を奉行することとなりしが、堀河天皇の代上下臈を論ぜず、諸國の爲めに據はれざる人を以て率分所勾當となさしめたり(關)關開始め詳ならず、古今著聞集に、村上御時、南殿出御ありけるに、諸司の下部の年たけたるが南臈の邊に候じけるを召して、當時の政道をば、世にはいか申すと御尋ありければ、目出度候と、そ申候え、但し主殿寮に松明の多くまかりり候、率分室に草候と奏したりければ、御門大にはちおほしめしてけり、さるる公事の月にもあらざりけるに、松明のいと申は、公事の夜に入るよして侍り、率分室に草のしげるとは、諸國のみつぎの参らぬ由なるべし、いみじくも申たりけるとの事也」とあれば、村上天皇以前よりありしものなるべし、權記長保二年四月二十日の條に、此日召三民部錄給陸運、給正藏率分所土佐國辨伍拾陸匹下文、并仰彼國目泰遠光律料等、關國守可令記下之由、左經記萬壽五年四月十一日の條に、參結政所、有政、事雖未了、稱三内召一起座、渡三率分藏因備見上調布二千端、令納納參抄、辨官補任等によれば、鎌倉時代の末年にもありて、勾當等を任じたるが如し(拾芥抄、中右記、辨官補任、大内裏圖考證)

リツリ 律令 律令は罪人を所罰する法を規定せるもの、令は細大の制度を規定せるものをいふ、并に朝廷の編纂に係る、而して二書各々其性質を異にせりと雖も、今便宜を以て此に合叙す(關)關推古天皇の十二年に、麻呂皇子、親ら憲法十七條を作れり(ケンパフ參看)これは、我國制法の始めなれども、細に其書を觀るに、多く教訓

リツリ 律令 律令の比にはあらざるなり、天智天皇の御宇に至り、藤原鎌足に命じ、始めて律令を撰ばしむ、此令を後に近江令と稱す、二十二卷あり、今傳はらず、また律の成否は詳かならず、天武天皇の十年に、律令を定め、法式を改めんが爲めに、人を分ちて行はしめたるは、近江令を刊修せしものにして、持統天皇三年に、諸司に令一部二十二卷を班し給ひしは、此刊修の令を班したるなり、其後文武天皇四年に刑部親王、藤原不比等等に勅して、律令を撰定せしめ、大寶元年に至りて成る、律六卷、令十一卷あり、これを大寶律及び大寶令と稱す、養老二年に至り、更に不比等の諸人に勅して刊修せしめ、律十卷十二編、令十卷三十編と爲す、これを養老律令といひ、或は大寶令を古令、前令といふに對し、これを新令、今令ともいふ、いま世に行はるもの即ちこれなり、此後にも、吉備真備、大和長岡等、律令の中に二十四條を制定せしを、延暦十年に至りて行ひ用ひ、神王等の奏する所の制定令格四十五條を、同十六年に至りて、有司に下して遵行せしめたり、なほ弘仁三年にも令條を刊改せることあり、然れども養老以下の制定は、極めて小部分に留り、大體に於て大寶の律令と異らざる事、先哲の既に説かれたる所なり、而して律は名例、衛禁、職制、戶婚、版庫、擅興、賊盜、關訟、詐誣、雜、捕亡、斷獄等の諸律ありしと雖も、早く散亡し、今日存せる者は、名例、衛禁、職制、賊盜の四律に留り、然も名例律は後半を、衛禁律は前半を失し、賊盜律も尙一條を逸したり、近時石原正明、其他の逸文を群籍より集録し、律疏八卷を編す、續々群書類從法制部に收められたれば就きて見るべし(令の編名は令義解の條に述べたり)淳和天皇の天長三年額田今足之請によりて、令律問答私記

リツリ

を撰定せしめしとあり、なほ律には律附釋十卷(今傳はらず)律集解三十卷(惟宗直本、いま傳はらず、僅かに断片を存するのみ)律疏三十卷等あり、令には令義解十卷(リヤウヤダ參看)令釋七卷、令古記(二書共に散亡して傳はらず、僅かに令集解の中に、間々引用せるのみ、而して義解よりは、古きものなりといふ)令抄二卷(一、律義真令問書(一、條冬真)令私考八卷(並井義賢、官位令、職員令のみなり)讀式真一卷(日野資愛、選叙令のみなり)關市考令一卷(神村正四)講令備考十卷(船業通邦等)撰注令義解校本六卷(近藤芳樹、戸令まであり)軍防令講義八卷(栗原信光)令三辨一卷(荷田在滿)令圖解、令義解講義(小中村清矩、神祇、職員、官位、獸の四令のみなり其他は多し、格(キヤク)并に補遺に收めたる式(シキ)參看(古事類苑法律部、國學院雜誌、律令考)

リツリ

リツリ 林邑樂 雅樂の一、天竺樂にて、左舞に屬す、迦陵頻伽、摩摩、倍薩破陣樂、蘇合香等の舞あり、天平八年天竺僧仙那、林邑僧佛智歸化す、佛智能く天竺樂を熟知したるを以て、聖武天皇、毘盧遮那佛建立あるべき時機とて、大に喜び給ひ、樂生をして其樂を受けしむ、是に於て始めて印度樂を傳ふ、是より從來の支那樂に合せて、佛寺齋會には、必ず之を奏せしむ、職員令集解に、大同四年の官符を引いて、林邑樂師二人とあり(續紀、教訓抄、舞樂圖說)

リツリ

リツリ 廩院 民部省附屬の倉庫を云ふ、諸國の庸租米を納めて公用に充つ、民部省の東、神祇官の西、宮内省の南に在り、省官之を掌る、天元三年四月主計權少藤原保平を以て、廩院長殿勾當に補し、諸國運する所の雜物を檢納せしめたり、延喜

リンカ—リンサ

の制諸司諸家に當る所の麻米一百石以上は、官符にあらざれば奉行することを禁じたりき延喜式、西宮記、類聚符宣抄、大内裏圖考證)

リンカ

林歌(臨河) 名國樂舞の一、高麗樂、平調、新樂にて小曲、四人舞、番舞、甘州、大槻如電氏は「林歌調にて、備馬樂うたふべく作りたれば、林歌の名起りしならん」といへり(原田)傳來作者等詳かならず、體源抄に兵庫允玉手公願作となせど明かならず、舞樂(アガク)の挿繪(舞樂圖説)

リンサイシユウ

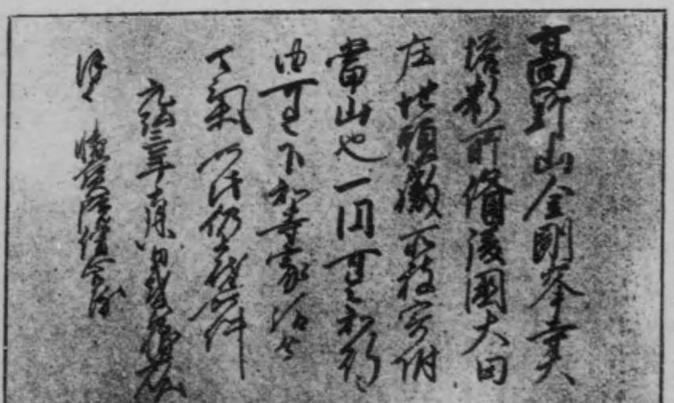
臨濟宗 名臨濟宗の一派、臨濟禪師を開祖とするが故に名づく(原田)臨濟は唐の懿宗の時の人にして、はじめ黃檗に參し、後大愚に謁し、遂に一派を開く、而して其本邦に於ては承安年中叡山の覺阿宋地に航して、佛海禪師に參し、在宗四年にして歸朝す、これは臨濟禪あるのはじめと爲す、然れども其法傳らざりしに、後承安四年(エイサイ)參看あり、始め顯密の教義を採り、中頃再び宋城に入りて、教外別傳の旨を究め、歸朝するに及び、盛んに臨濟下の正宗を唱ふ、時に建久二年なり、次で建仁三年將軍源賴家建仁寺を創し、師を請じて開山とす、我國に禪刹あると茲にはじまる、これより漸次に瀾論して鎌倉室町兩時代を通じて隆盛を極む、即ち建長元年北條時頼、建長寺を起し、宋の蘭溪道潛(ダウリユウ)參看を延いて開山とし、仁治年間九條道家東福寺を建て、辨圓圓爾(ベンエン)參看を以て始祖たらしめ、文永十年北條時宗圓覺寺を建て、宋の無學祖元(ソクゲン)參看を推して開山とし、永仁中龜山法皇南禪寺を創め、無關普門(フモン)參看をして之に居らしめ、建武元年花園法皇妙心寺を創め、龜山慧玄(エケン)參看を開山とし、北朝曆二年(南朝延元四年)光明天皇、足利尊

リンサ

氏に勅して天龍寺を創めしめ、夢窓疎石(ソセキ)參看)を始祖とし、北朝延文五年(南朝正平十五年)佐々木氏頼永源寺を建て、寂室元光(ゾクシツウ)參看)を開山とし、北朝永徳三年(南朝弘和三年)足利義滿相國寺を開き、春原妙葩(メウハ)參看)を住持とす、而して本宗の所謂五山十刹の列を定めたるは實に北朝至徳元年(南朝元中元年)の事に係り(「ヨサン」ジフセツ)參看)僧録司の職あるは、廣暦元年十月に始まる(ソウロクシ)參看)是より五山十刹、僧録司を世襲領帶せる鹿苑院并に隆涼軒を中心として室町幕府の保護により、尤盛大なりき、されば足利氏の威信漸く地に墜つるや、宗風また從うて衰へ、應仁以後の亂世を経て、江戸時代に及びては廢頽甚しく、加ふるに僧録司の職は金地院に移りたれば、宗門の勢力は、全く金地院に吸収せられたり(「コンチキ」スウチン)參看)蓋し元和年中、五山十刹の法度發布せられ、東班、西班、轉位、官賞等、寺法の如く定り、乘拂、出世、入院、開堂、また先規によりて行はれ、外顯頗る美なりしと雖、内部の勢力は甚だ微弱なりき、此時に當り一宗中大勢力を有したるは、妙心大徳の二寺にして、寛永年中、澤庵によりて出世を復せられ、互に相獨立し、他の五山一派と對立したるに似たり、されば江戸時代臨濟の宗風は唯僅かに、嶺南(レイナン)參看)深庵(マクラン)參看)愚堂、一統等によりて其前中を維持せられ、白隱(ハクイ)參看)後中に起り始めて宗風再び世に振ふに至れり、明治九年はじめて宗名を立て、臨濟宗と稱し、各分派また獨立して、各々管長をおくこととなれり(原田)現在諸派は相國寺派、建仁寺派、南禪寺派、妙心寺派、天龍寺派、建長寺派、東福寺派、大徳寺派、圓覺寺派、永源寺派等あり、各條并に禪宗(センシユウ

リンシ

ウ)參看)佛教各宗綱要、日本佛教史綱) 文書を云ふ、唐薛延珪の制に「爾能奉(輪王)と見え、名目抄法に「東學指南曰、論者論旨也、旨者立、意於内、發言於外、曰旨也」と見えたりとも、支那にては



(高野山文書所載)

文書としての論旨あらす(原田)院室に同じ、書出はもと「被(輪王)とすべきも、鎌倉時代以後、後醍醐天皇の北條氏征討の論旨の如きは、文意の莊重を要する場合の外は、直に其事件を記載せり、書留は普通、天氣如此悉(以)狀若くは、者以(此)旨可(令)制)

リンキ

申沙汰(給、仍執達如件)とて、其中受取人の身分尊き者は、執啓如(件)とし、宛名の上に謹上の二字を置き、親王攝關の如きは、その別當家司に宛つる例なり、紙は紙屋紙(カミヤカミ)參看)を用ひたり、然るに南朝にては、兵馬惶惶の際、此紙を得難かりし爲め、普通の白紙に書きしもあり、又戦時、敵の耳目に觸れんとを恐れ、鳥子の小紙片に論旨を細書し、使者の臂の中に隠して、持ち行かしめし事もあり是等論旨と云ふ、五條文書に、後醍醐天皇御遺勅を奉じて出せる者一通あるは、其の一例なり(原田)始め詳かならず、三寶院文書に、天承元年の論旨を収めたり、これ物に見えたる尤も古きものなるべし、其の後高倉天皇が出世し給旨山機記に見えたり、給旨は天皇親政の時のみならず、院政の時にも、亦儀式的內事に、これを出されしことなきにあらず、ミ)を見よ、

リンシ

し、鎌倉時代には一層甚しく、龜山天皇弘長三年宣旨を下して制裁を加へしも、行はれざるに至れり(史學雜誌、年給考) 二日、攝關白家にて、大臣以下の上述部を招請して行ふ宴宴をいふ(原田)大嘗の儀式と同じ、管絃の遊あり、備馬など諷ひて興す(原田)起原詳かならず、蓋し藤原氏の勢を得たる後、中宮東宮の大饗に倣ひて行ひしものなるべし、但し足利時代には、既に絶えたること公事根源に見えたり(公事根源) 輪臺 名國樂舞曲の一、西域の樂、般涉調二十二曲中の一なり、新樂にて中曲、二人舞、管舞數手(原田)作者詳かならず、或は、唐玄宗の時酒磨之を作るとも、又唐の開元天寶中の作なりともいへり、蓋し唐の邊地、北庭都護府に輪臺縣あれば、其土俗の歌舞を寫したる者なるべし、舞曲口傳に、其國の人青海波の衣を着して舞へるが故、國名を付す云々、又青海波は龍宮樂にて、其裝束の色、青白浪に千鳥の文を縫ひ紋にし、羅路門開之傳(舞曲)云々)と見えたり、我國仁明天皇の朝、和邇部大田麻呂勅を奉じて樂を作り、長安安世舞を作り、改めて平調を般涉調となしたりと云ふ、「アガク」の挿繪參看(國樂志、歌樂音樂略史)

リンダ

取箇(トリカ)を見よ、 郡日光町(原田)天台宗○本尊阿彌陀、千手觀音、馬頭觀音(原田)額滿額武天皇の朝、勝道二荒山を踏開して神宮寺を建立し(今の中興寺の地)後空海、圓仁等登壇せり、而して圓仁以後天台宗となりて漸く興隆し、四本龍寺、滿願寺を建立す、草創建立修行記には、勝道四本龍寺を建立すとあれども信憑しがたし、蓋し後世の僧徒が、勝道の遺跡に建立したるものなり、滿願寺も亦然り、滿願寺一に、一乘實相寺と號す、後益々興隆し、一山三十六坊あり、仁治三年光明院辨覺始めて座主職となり、爾來光明院世々座主職となりしが、應永二十七年座主職大僧正慈玄、寺務を退きて、光明院の座主職斷絶し、坐禪院昌隆權別當に任ぜられて寺務を觀る、爾來九十餘年間、坐禪院世々權別當職となりたりといふ、慶長十八年坐禪院昌隆、一山異議ありて職を退くに方りて、天海壽府の命によりて滿願寺に入り、坐禪院に住し、元和三年東照宮遷座の事に心力を盡し、同七年滿願寺の本坊を光明院趾に再建して、光明院の號を再興し、寛永十八年今の地(東照宮の前大路)に移して建立せり、慶安九年守澄法親王入りて住したまひ、明暦元年十一月後水尾上皇の院宣により、改めて輪王寺と號し、天台宗の門跡たり、貞享元年火災に罹り、翌二年再建し、客殿書院等は、東叡山の隱殿を移し、結構壯麗を極む、世々法親王入りて之に住し、滋賀院を兼帯し、寺領一萬三千石を有す、徳川家康、同家光の墳墓亦此地にあり、支院は修學院(正保二年建立、富山の學頭)大樂院(東照宮別當)安樂院(滿願大權現別當)龍光院(大猷院殿屋別當)無量院(慈眼堂

リヤウ

別當)等一百餘字ありしが、明治元年一山の坊舎を廢合し、輪王寺の號を停め、禪願寺の舊號を復用す、四年五月火災に罹り、七年再建せるも亦舊觀をとりめず、十六年に至り禪願寺の號を停め、輪王寺の號を再稱することとなりしが、今存する所の支院は、僅に護光、安養、華嚴、南照、禪智、淨土、醫皇、櫻本、光樹、唯心の十二院、教光、道福、金藏の三坊のみなり(下野國志、日光山志)

リヤウ

律令(リヤウ)を見よ、

リヤウ

天皇が御父母の喪に服し給ふ期間をいふ、信欽の意にして、謹慎の意なり、應永遺書抄に「國主の崩に限りて、諒闇共、諒陰共云也、諒陰をば、まことにもたずと禮也、諒陰とは、天子は日々に萬民の訴を斷給ふべきを、一向に黙して不問食故也」とあるにて其義を知るべし、尙書註疏に「王宅、愛、亮陰三祀、備陰默也、居憂信欽三年不言」と見ゆ(行朝)

リヤウ

一奉十三月の間、喪服し給ふべきなれど、萬機の暇なきに由り、日を以て月に代へ、錫杖を服し給ふ事十三日に留り、其間別室に御し給ふ、これを倚屋(イロ)と稱すといふ、板敷を地上に下し、布相類の簾を垂れ、其御調度の如きも、概して華飾を撤し、質素に從へり、而して其餘の月日は、心喪に服し、一井の後に大赦を行ふ、これを諒闇の終間と爲す(起原)

リヤウ

神武天皇の喪に服し給へるをいへるものにして初見とす、尋で天平勝寶七年正月の條に「辛酉朔癸卯、以諒闇故也」とあり、これは孝謙天皇が御祖母藤原宮子(文武皇后)の爲に服し給へるなり、爾來皇考の爲めにたまひしあり、桓武天皇の光仁天皇における、朱雀天皇の醍醐天皇におけるがごとき、

れなり、皇妣の爲めにし給ひしあり、村上天皇の母后藤原藤子における、後奈良天皇の御生母藤原藤子におけるがごときこれなり、皇祖父の爲めにし給ひしとあり、後鳥羽天皇の後白河天皇における、後陽成天皇の正親町天皇におけるがごときこれなり、御養父の爲めにし給ひしあり、仁明天皇の淳和天皇における、後花園天皇の後小松天皇におけるがごときこれなり、御准母の爲めにし給ひしあり、豐元天皇の後水尾皇后德川和子におけるがごときこれなり、皇弟の爲めにし給ひしあり、後櫻町天皇の桃園天皇の後を承け給ひしを以て、父帝に擬し給へるがごときこれなり、而して花園天皇の皇兄後伏見天皇の猶子となり、爲めに諒闇を行ひ給ひしを以て、皇考伏見天皇の爲めに、これを行ひ給はざりしは異例なり、諒闇の例古來かくのごとく數種ありと雖、要するに皆父母における禮を行ひ給へるものなり、「モ」モフク「アツキ」參看(古事類苑禮式部)

リヤウ

良家 三位以上の家を云ふ、本朝文料に「今謂良家、編檢符文、似謂三位以上云々、北院御室記に「良家分三階位云々」と見たり、

リヤウ

兩界曼茶羅 眞言宗の曼茶羅をいふ、兩部曼茶羅とも云ふ、兩界は金剛界胎藏界なり、金剛界曼茶羅は、大日如來の智を顯はしたるものにして、その智の猛利にして、煩惱を摧破すること、金剛の諸物を摧破するが如しといふを以て新く名く、金剛頂經の所說なり、胎藏界曼茶羅は、大日如來の理を顯はしたるものにして、その理の諸法を包含すること、母胎に子を蔵するが如しと云ふを以てかく名く、大日經の所說なり、詳しくは曼茶羅抄に出でたり、「マ」マダラ參看、

リヤウ

領家 領主(リヤウ)を見よ、

リヤウ

被美福門院令旨云、以紀伊國荒河庄、永令寄進金泥一切經藏、毎年諸商息辰修一切經會、毎月初二晝夜、不斷誦尊勝陀羅尼、奉資鳥羽仙院之菩提、可期三會之曉月之故也、以彼所當充其用途、執行檢覺、山衆徒任職、相共奉行、至僧數者、云法會、云念誦、無過差、無吝略、只隨庄家所出、相議可計中、也、御功徳者在經王書寫之功、金字補綴之一切已爲殊勝、聖地者在大師入定之地、老少尊卑之一踏者、必可出願、仍ト此地安此經堂、有比類一徹者、

リヤウ

奉 金剛寺執行檢覺阿闍梨房

と見たり、鎌倉時代以後は、御教書の例と同じく、「被」何々令旨云を略して、直に事實を書きたるもの多し、攝關家の令旨は、玉葉文治二年六月十九日攝政藤原兼實の北政所始の條に、余召宗頼於前、仰北政所家司并年預及侍所別當等、次宗頼入令旨二通於宮持來、一通家司、一通家司、余取之披見了、令見女房之後返宗頼了云々、令旨書様

リヤウ

正四位下行太皇太后宮亮兼伊豫守源朝臣長

大藏卿正四位下藤原朝臣宗頼
從四位下行權右中辨平朝臣基親
正五位下守左京權大夫藤原朝臣光綱
民部少輔從五位下兼行和泉守藤原朝臣長房
右被、仰爾、件等人、宜爲北政所別當者、
文治二年六月十九日
別當大藏卿正四位下藤原朝臣宗頼
と見たり、蓋借稱なり、明治に至り、皇族の御旨を、凡て令旨と稱す、

リヤウ

兩執權 執權連署の併

リヤウ

リヤウゲサク 兩毛作 江戸時代、兩毛の外に、夢を作り取るをいふ、上方及び西國筋にては、田に夢の外業種を重に作る、是亦兩毛作といふ、兩毛作の田地には、上中下の區別あれども、上田にあらざれば作ること能はざるなり、關東にては甚少し、五畿内中國筋にては、田に木綿を作る所あれども、稻と同時節故に、之を兩毛作と稱せず(地方凡例錄)

リヤウ

良源 寛和三年二月慈慧

大師と勅諭す藤原朝臣姓は木津氏、藤原近江國淺井郡の人なり、延喜十二年九月生る、幼にして梵釋寺の覺慧に隨ひ、延長元年五月觀山に登り、理仙大德に歸す、六年理仙寂し、相應和尙によりて覺燈受戒し、後ち相應、覺慧、喜慶、靈暗の間に周旋し學業大に顯はれ、殊に承平七年の維摩會には、年未だ二十六にして、南宮の俊才義昭を拆き、應和三年の法華會には、法相の善宿法藏をして口を拵せしめしより、名聲大に振ふ、康保元年座主延昌の寂するや、勅して其後を嗣がしめんとす、辭して就かず、同年座主眞朝亦久しからずして示寂せるを以て、重れて命を受けたれども謙退して遂に受けざりき、此年内供奉の列に入り、二年權律師となり、三年法性寺座主に補し、尋で八月天台座主に任じ、律師に違ふ、四年權少僧都となり、天祿二年法務となり、天延三年また少僧都となり、貞元元年大僧都に陞り、二年僧正に轉す、天元四年八月圓融天皇不豫の事あり、眞源勅によりて修驗し、驗ありしを以て大僧正となり、警車を聽さる、聖武天皇の時、行基大僧正の任を受けてより以來、二百三十餘年にして、はじめて此命あり、一世に崇仰せられし事知るべきなり、慈惠また横川に定心院寂光院を開きてこれに居り、又飯室谷に妙香院を創し、未だ半ばにして、寛和元年正月三日寂す、年

稱、「リヤウ」を見よ、

リヤウ

兩執事 執權連署を云ふ、リヤウシユ

リヤウ

領主 庄園の所有者と云ふ(三)

リヤウ

位以上の所有者を領家と云ふ)又本主とも本所とも云ふ、後には領主と云へり、開墾して所有する人を、開發領主とも根本領主とも云ふ、其の領主を相承したる人を、開發領主の末流と云へり、本家(ホンケ)本所(ホンショ)參看、沙汰未練書、式目抄、庄園考) 領主につきては、國家學會雜誌なる中田義氏の、王朝時代の庄園に關する研究に就て見るべし(江戶時代諸大名の中、無城の者を、専ら領主と稱し、他、城主、城主と區別したり、ゲイミヤウ參看、

リヤウ

靈鷲山 印度の山名、梵

リヤウ

語にて、希闍彌多(伊沙彌、揭梨、跋提、結栗陀、羅刹吒ともいふ)譯して鷲頭山とも、鷲峯とも、鷲臺とも云ふ、天竺摩揭陀國に在り、釋迦牟尼此山に在りて、法華經等大乘の諸理を説きたりといふ、されば佛教の靈地とするを以て、殊に靈鷲山と云ふ、略して鷲山と云ふは、原語の義にあらず(西域記、楳橋易土集)

リヤウ

兩所 執權、連署を云ふ、「リヤウ」を見よ、

リヤウ

再段再拜 「ハイ」を見よ、

リヤウ

兩探題 執權連署を云ふ

リヤウ

良忠 名に良忠、然阿

リヤウ

と號す、永仁元年七月記主律師と勅諭す(藤原實の子) 關淨土宗の第三祖なり、正治元年七月生る、幼にして圓城寺の龍淵坊に居り、十六歳にして剃髮

リヤウ

とあり、然れども此の實物の存するものなし、蓋し令制行はれたる時代には、皇太子として長く御坐せし方なきの故なるべし、平安朝時代に入りて、宣旨に準據したる様式となりしが、後世に至りては、名目は存したれども、様式は全く變化して、院宣又は檢旨と同じく奉書の式となり、春宮の幼官又は女院の院司等、上旨を奉じて出すことなれり、高野山文書に

Table with 2 columns: 年月日, 奉令旨如右、右、到奉行、大夫位姓名、亮位姓名

リヤウ

被美福門院令旨云、以紀伊國荒河庄、永令寄進金泥一切經藏、毎年諸商息辰修一切經會、毎月初二晝夜、不斷誦尊勝陀羅尼、奉資鳥羽仙院之菩提、可期三會之曉月之故也、以彼所當充其用途、執行檢覺、山衆徒任職、相共奉行、至僧數者、云法會、云念誦、無過差、無吝略、只隨庄家所出、相議可計中、也、御功徳者在經王書寫之功、金字補綴之一切已爲殊勝、聖地者在大師入定之地、老少尊卑之一踏者、必可出願、仍ト此地安此經堂、有比類一徹者、

リヤウ

稱、「リヤウ」を見よ、

リヤウ

受戒す、少より往生浄土の義を慕ひ、後ち天台眞言の諸教を學び、又法相、三論、華嚴、律等の支旨を究め、兼て佛心宗を傳ふ、貞永二年石見の多陀寺にありて不斷念佛を修す、會々生佛といへるものあり、鎮西に赴き、浄土の法門を聖光上人の下に受けんと欲し、來りて上人を誘ふ、上人乃ち生佛と共に相携へて聖光に謁す、時に年三十八、其室に侍る。二年、瀧瀬餘事なし、聖光即ち自ら脈譜を書し、證するに手印を以てす、聖光の寂後本郷に歸り、居ること數年、延應元年京都に入り、直ちに去りて上野、下野、武藏、相模、上總、下總、常陸の諸州を化し、仁治元年始めて鎌倉に入る、北條經時之を聞き、蓮華寺を佐介谷に建立して其志を請じ、後ち改めて光明寺といふ、寛元元年再び洛に入り、大に他力の義を演説す、歸する者甚だ多し、後嵯峨天皇詔して浄土の説を聞き、浄土宗本有眞實一乘佛成を受け給ひ、賜ふに香衣を以てす、建長元年鎌倉に還り、建治二年三たび洛陽に赴く、後宇多天皇召して聞法受戒し、紫衣を賜ふ、道俗歸する者多く、建立の寺院三處に及ぶ、弘安九年光明寺に還り、十年七月六日寂す、年八十九、臘七十四、遺囑經疏記、選擇決疑抄註、往生論私記、安樂集私記、浄土宗要集、書論註記、行儀分記、授手印領解鈔、同決答鈔、三心私記(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

リヤウトウテツリツ

兩統迭立

鎌倉時代以後、後嵯峨天皇の皇子後深草天皇の子孫、即ち持明院流(ナミヤウケンリウ)と、同母弟龜山天皇の子孫、即ち大覺寺流(ダイカクシウリウ)と、互に皇位に登りし事件を云ふ(皇統略、續皇統略)に、院政を行ひ給ふ、後深草天皇は大宮院の出て、幼より虚府、即位後未だ皇子なし、後嵯峨上皇深く天皇の同母弟恒仁親王を愛し、天皇に諭して皇太弟となさしむ、正元元年九月天皇不豫、并に天變等ありしを以て之を動機とし、十一月位を譲らしむ、皇太弟即位す、是を龜山天皇と云ふ、後嵯峨上皇尙ほ院政を聽く、文永五年八月、後深草上皇の皇子照仁を措きて、龜山天皇の皇子世仁を皇太子と爲す、是れ實に兩統紛争の基因となす、文永九年後嵯峨法皇崩す、大宮院は遺詔を奉じて、圓滿院宮副助法親王と共に後事を沙汰し、前左大臣洞院實雄に請りて奉らせしめ、播磨國衛、神崎庄、尾張熱田社領及び諸家記録等は後深草上皇に、冷泉殿及び御文庫、讀岐國、美濃國、及び和歌、鞠の文書等は龜山天皇に、六勝寺及び其所領、鳥羽殿等は治世の君に屬せしめ、更に幕府に對しては、別に發給を賜うて、幕府の擁立に任ぜたり、然れど幕府は、敏計らひ難きことを奏して、法皇の御意を大宮院に伺ふ、女院はもとより其の受する龜山天皇に意あることを示せり、因て幕府は龜山天皇を治世の君と定め、天皇親政を行ふこととなり、世に此時、長講堂領以下を後深草院領とし、皇位繼承の代りとし、龜山院の子孫をして累代皇位に登らしめ、關東を滅さしめんの願成なりしと云へるは、甚しき誤りなり、蓋し白河上皇院政を始めし以來、天皇攝關等は只空名となり、實權は院に移り、院政を以て萬機を左右し得たるを以て、皇位に登りたる者は、必ず院政を望み給へり、然るに後深草上皇は、院政を行ふこと能はずして、天皇の親政となれるを見て大に望を失ひ、大宮院を怨み給へり、殊に上皇の近臣は、これが爲めに背盟の望を絶ち、威權を振ふこと能はざるを以て、怨恨の情禁じ難く、遂に天皇方と院方との二派を生じ、互に軋轢反目して兩統

リヤウ

るに、兩統迭立は、種々なる原因ありと雖も、根本原因は財產争ひにして、之に婦女の勢力の權はりしによるなり、世に北條氏が、兩統迭立を定めたりと云へるは誤り、寧ろ兩統の依頼によりて、皇位に關涉せしに過ぎざりき、今龜山法皇の御處分によりて見んか、八條院領内の總分、智惠光院、蓮華心院、萬里小路等は御後宇多院に傳はり、其他の大牛は恒明親王に傳はれり、これ龜山法皇が鍾愛の餘り、天皇の皇太子と爲さんことを、後宇多上皇に諭し給へり、仁よるなり、然るに龜山法皇崩御後、建治元年、後二條天皇の皇子邦真親王生れ給ひ、加之、上皇は尊治親王に望を屬し給ひしを以て、法皇の遺勅を行ふこと能はず、因て恒明親王は母昭訓院と共に、伏見上皇と結ぶに至り、大覺寺統又二派に分れたり、三年後二條天皇崩し、花園天皇即位し、尊治親王を皇太子と爲す、是より先、後宇多上皇は、後二條天皇の皇子邦真親王の諱ありしも、末だ三歳の幼少なれば、尊治親王を皇太子とし、他日邦真に皇位を傳へ、併せて御領をも傳へしめ、尊治の子孫は皇位を傳へ、後二條の子孫を繼承すべきを命じ、嚴制して嵯峨大覺寺に屏居し給ふ、正和元年、伏見上皇は、長講堂、播磨國等の御領及び文書記録を後伏見上皇に傳へ、將來花園天皇に傳へしめ、翌年十月出家して、伏見殿に屏居し給へり、花園天皇在位十年に及ぶ、こゝに於て、大覺寺統は幕府に向て讓位を促し、持明院統は深治に努め、使者往來繼るが如し、幕府顧る其處置に苦めり、文保元年四月幕府奏して、皇太子の踐許及び立太子は、兩流の御和談に依りて處決せられんことを望みしかば、後宇多伏見兩上皇御熱議を遂げ、皇太子踐許の後、後二條の皇子邦真親王皇太子となり、後伏見上皇の皇子量仁親王を未來の皇太子

リヤウ

分争の勢漸く成り、文永十一年天皇位を後宇多天皇に讓りて、院政を行ひ、勢隆んなり、後深草上皇快々として樂まず、建治元年尊號を辭じて出家せんとす、幕府これを留め、且つ後深草上皇は正統にして過失なきに、永く皇位を絶たんことを悲み、上皇の皇子照仁、龜山上皇の嫡子として立坊あらんことを奏請し、同年十一月皇太子となす、二條師忠僧、攝大納言四國寺實兼大夫となる、實兼、其女今出川院の、龜山上皇に寵なきを含み、加ふるに才氣絶倫、調氣満々たる京極爲兼ありて、照仁の師となり、實兼と共に謀を廻らし、受禪の速ならんことを企つ、遂に弘安十年十月、幕府の奏により、天皇讓位ありて照仁立つ、是を伏見天皇とす、然るに後深草上皇及び近臣等は、持明院統の永く皇位にあらんことを望み、遂に幕府に對し、御治世に就て後嵯峨の御遺意は、幕府の推舉に委し給ふ外他意なくして、龜山院に在りしと云へるは、故圓滿院宮の假説に過ぎず、且つ大覺寺統は幕府に對して別志あるも、持明院統は、厚く幕府に信賴すと諭し給へり、是に於て幕府は、正應二年奏して、伏見天皇の長子胤仁親王を皇太子となす、龜山上皇失意の餘り出家し給ふ、正應三年三月、淺原爲頼父子宮中を驅して、其意を果さず自殺す、龜山法皇此事に關係ありと傳へらる、天皇遜讓甚しかりしかば、法皇告文を幕府に賜ひて事漸く收まると雖ども、之れが爲め法皇は益々失意の地に陥れり、かくて持明院統は其の勢の盛なるに當りて内訌を生じたり、京極爲兼は賦を以て伏見天皇に仕へ、殊遇を受け、爾來運りに登用せられ、後伏見花園兩天皇の乳父たり、往々寵を待みて補賚を渡さ、他を排するの風あるを以て、政敵の忌む所となり、加ふるに賦風に於て、主家たる冷泉氏と合はず、讓せられて佐渡に流さるゝに至

リヤウ

れり、後宇多天皇及び近臣は此機に乗じ、表面後嵯峨天皇の遺詔に違ふを責め、又裏面より運動する所あり、遂に永仁六年七月伏見天皇の讓位となり、後伏見天皇立つに及び、後宇多上皇の皇子邦治親王を皇太子となす、後伏見天皇在位四年にして位を讓る、是を後二條天皇となす、伏見上皇の第二皇子富仁親王皇太子となる、是に於て持明院統又二派に分れたり、嘉元二年後深草法皇崩じて、御領長講堂以下を伏見上皇に處分し給へり、翌年龜山法皇崩じて、御領を、後宇多、伏見兩上皇、昭訓院、昭訓院、恒明親王、西殿准后、御醜醜の御母等に分配し賜へり、此時に當り、尤も注目すべきは御領處分にして、是より先後三條天皇藤氏の權を抑へて、皇權を振張すると同時に、皇室御領を増進したり、爾來累代治世の上皇には、御領多くして、崩御前に、天皇及び寵愛ある親王女院等に分配し給へり、然のみならず、女院は上皇と同じく年給を給與せられしを以て、公卿以下皆女院に親近して、其身の出世富有を計れり、故に苟も朝廷に勢力を振はんとする者は、女院に注目したりき、鎌倉時代の初、近衛基通及び源通親は宣陽門院に、九條兼實、同長経等は、八條院によりて黨を爲し、互に政權を争奪したりき、而して宣陽門院の長講堂領は宣陽院に傳領し、八條院領は、春花門院、後鳥羽院等に轉々して、安嘉門院に傳はれり、後深草、龜山の漸く確執を生ずるや、後深草は宣陽院に結び、龜山は安嘉門院の嫡子となり、各々其御領を傳領して相對抗し給へり、諸家も亦財産の事に因りて互に分立し、攝家は五家に、四圍寺は四圍寺洞院の二家に、小槻家は壬生大宮の二家に、御子左氏は冷泉京極の二家に分れ、相共に所領に就て紛争し、各々其黨を以て、持明院大覺寺の兩統に分屬したり、之を要す

リヤウ

るに、兩統迭立は、種々なる原因ありと雖も、根本原因は財產争ひにして、之に婦女の勢力の權はりしによるなり、世に北條氏が、兩統迭立を定めたりと云へるは誤り、寧ろ兩統の依頼によりて、皇位に關涉せしに過ぎざりき、今龜山法皇の御處分によりて見んか、八條院領内の總分、智惠光院、蓮華心院、萬里小路等は御後宇多院に傳はり、其他の大牛は恒明親王に傳はれり、これ龜山法皇が鍾愛の餘り、天皇の皇太子と爲さんことを、後宇多上皇に諭し給へり、仁よるなり、然るに龜山法皇崩御後、建治元年、後二條天皇の皇子邦真親王生れ給ひ、加之、上皇は尊治親王に望を屬し給ひしを以て、法皇の遺勅を行ふこと能はず、因て恒明親王は母昭訓院と共に、伏見上皇と結ぶに至り、大覺寺統又二派に分れたり、三年後二條天皇崩し、花園天皇即位し、尊治親王を皇太子と爲す、是より先、後宇多上皇は、後二條天皇の皇子邦真親王の諱ありしも、末だ三歳の幼少なれば、尊治親王を皇太子とし、他日邦真に皇位を傳へ、併せて御領をも傳へしめ、尊治の子孫は皇位を傳へ、後二條の子孫を繼承すべきを命じ、嚴制して嵯峨大覺寺に屏居し給ふ、正和元年、伏見上皇は、長講堂、播磨國等の御領及び文書記録を後伏見上皇に傳へ、將來花園天皇に傳へしめ、翌年十月出家して、伏見殿に屏居し給へり、花園天皇在位十年に及ぶ、こゝに於て、大覺寺統は幕府に向て讓位を促し、持明院統は深治に努め、使者往來繼るが如し、幕府顧る其處置に苦めり、文保元年四月幕府奏して、皇太子の踐許及び立太子は、兩流の御和談に依りて處決せられんことを望みしかば、後宇多伏見兩上皇御熱議を遂げ、皇太子踐許の後、後二條の皇子邦真親王皇太子となり、後伏見上皇の皇子量仁親王を未來の皇太子

リヤウ

とし、十年誓り立つの約を定めたり、かく持明院統が一代讓歩したるは、在位年限の一定したりしと、邦真親王は後深草の第一女遊園門院の孫たるも、後宇多法皇特別の契約ありたるに依るもの、如し、然るに正中元年、後宇多法皇崩御の後、天皇と皇太子と確執を生じたりしが、持明院統は皇太子の早く踐許し、量仁親王の早く皇太子とならんことを希ひ、關東に使者を遣はして、邦真親王を助成し、へり、然るに嘉元元年三月邦真親王薨じたるを以て、持明院統は直ちに量仁立坊の事を後醍醐天皇に迫り給へり、後醍醐は邦真の遺跡として、親らの皇子を太子に立てんとし給へり、然れども持明院統幕府に謀る所あり、同年七月、量仁親王皇太子と爲る、嘉元三年後醍醐天皇が在位十一年に及び、讓國の期至れるを以て、持明院統より迫ると雖も、天皇は之に應じ給はざりしを以て、持明院統は大に怒り、和談を破る上は、關東より謀ひ申す外に道なしとなし、關東に使者を遣りて、後醍醐天皇の御不義を責め給へり、然るに後醍醐天皇は英邁武勇に渡らせられ、常に幕府が皇位に關涉するを憤り給ひ、幕府の衰頹に乗じて北條氏を謀り、正中に一度び應じあり、遂に元弘の御決行ありしも、不幸敗れて腰被りに運幸し、皇太子量仁親王を皇太子と爲す、蓋し文保和談の約を履みしなり、後醍醐天皇崩御より運幸するに及びて、光嚴天皇及び太子を廢し、長講堂領以下は後伏見上皇に安堵し給ふ、延元元年足利尊氏叛し、光嚴上皇の院宣を奉じて皇子豐仁親王を立つ、之を光明天皇とす、後ち尊氏謀を以て、後醍醐天皇の遺幸を勤め、天皇を關して第七皇子成良親王を光明天皇の皇太子となす、猶ほ

リヤウ

兩統立の舊例を循用するなり、天皇逃れて吉野に...

リヤウ

分ち賜へり、是より先き後小松天皇の明德三年、南...

リヤウ

す、傳にいふ、真忍二十餘年間當座不臥にして、經...

リヤウ

まれば、稿本は慶安本の外に、右の三令を加へて、三...

リヤウ

版したり、寫本には、集解の文字の左右上解等に古き...

リヤウ

て、關東院を賜ふ、即ち名を改めて金鐘寺と號す、時...

リユウ

道は賀茂氏の世職となれり(全義解、扶桑略記、帝王...

リユウキ 隆琦 隆元(インゲン)を見よ、...

リユウツツシ 隆達節 隆明の一種、...

リヨウコ 陵戸 陵(ミササキ)を見よ、...

ル井シウコクシ 類聚國史 卷二...



ル井シウサツエウシフ 類聚雜要集...

ル井シウサンタイキヤク 類聚三代格...

て六十一卷を存す(開闢六國史所載の記事を詳載、...

實録、菅公の左遷の頃には既に成功せしを、左遷...

ルケイ

し(始めに三代の格の序文を載せたり)神社、佛事以下...

司に告げ、妻妾は必ず之に従はしめ、父、祖、子、孫...

に會ふと雖、猶近流するがときをいひ、神意の人の...

ルケイ 流刑 刑名(開闢)九卷天皇の二十三年に、經大姫皇女...

ルケイ 流刑 刑名(開闢)九卷天皇の二十三年に、經大姫皇女...

ルケイ 流刑 刑名(開闢)九卷天皇の二十三年に、經大姫皇女...

ルサイ

ルス井

ルズ井

曆二年六月勝す。あつてまた之に屬す。又二の丸留守居(二の丸の守衛を掌る、若年寄の支配、七百石高、機火間詰、寛永十一年はじめて三員を置き、後次第に増加して十餘人に至る、同心三十九人、小人二十七人づゝに屬す)四丸留守居等あり。...

ルズ井

ふ、また公用の寄合果てれば、料理屋にて宴會を開き、交際を厚くしたりしが、其席上にて所謂先生は上座に席し、以下順に並び、皆袴羽織なれど、新参のものは末席に座し上下を著したり。...

ルズ井

職名、大典の警備を掌る、江戸城内廣敷口に役所あり、晝は大奥の支那を衛り、夜は宿衛す。又御寮所、及び姫君の外出に従ひ、又諸大名に嫁したる姫君の館近火の時、立退に従ふ、なほ奥向の事を管すること留守居と似たり、老中の支配、千石高、中之間詰とす、人員五人もしくは六人あり、人別に與力六騎、同心二十五人隷屬し、鹽見坂番所を守衛し、又女中の出行を監す、また四丸にもあり。...

ルズ井

は、留守井在府の下知に隨て、限りある國事を勤むべきことを令したるが如き其例なり。...

ルズ井

てなり、鎌倉時代末年より、南北朝時代に至りては、諸國の國司は皆武家の爲めに權力を奪はれて、其の實力なきを以て、留守所も自然に減じて、存するものは一二に過ぎざりき。...

ルズ井

目代皇太后宮權大夫田原朝臣(花押) 源朝臣 清原真人 惣大判官代清原真人(花押) 清原真人 呂宋 亞米利加合衆國の屬島、非律賓群島中の最大なる島嶼。...

ルリジ

き、文祿三年七月歸朝したることをあはれ、これより先...

ルリシヤク

瑠璃尺 物指(モノサシ)を見

レイカ



レイカンジ

霊鑑寺 山城國京都上京區鹿ヶ谷町○山城國城山縣國津濟宗、南禪寺の...

レイキ

元正天皇御宇の年號、和銅八年九月二日、即位、時に左京人大初位下高田首久比...

レイギル井テン

禮儀類典 卷五 十卷、附圖三卷、凡例、編次書目一巻あり...

レイク

原文を抄出して集めたるを以て、古今儀式の沿革を知るには便利にして、朝儀を研究せんとする者には、...

レイクワン

禮冠、ライクワンを見よ、

レイケイテン

麗景殿 大内裏の一殿、後宮にして、皇后、中宮、女御等の在所とす...

レイケン

例減 減(ケン)を見よ、

レイゲンテンワウ

靈元天皇 仁德天皇後水尾天皇の第十皇子なり、御母は新羅門院藤原基子、第百十一代の天皇...

レイジ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

にあること二十四年、改元すること四度、貞享四年三月位を皇太子東山天皇に譲り、正治三年八月遷變、...

レイゼイ井

冷泉院(冷然院) 山城國京都市大炊御門の南、堀河の西、方四町あり、...

レイシヨ

鈴杵 金剛杵(コンガウシヨ)を見よ、

レイゼイテンワウ

冷泉天皇 名は憲平、系圖村上天皇の第二皇子、御母は中宮藤原安子...

造營あり、八年冷泉上皇は茲に崩じ給へり、爾來數代の間後院とならざりしを以て、大に荒廢せしを、後冷泉天皇に至り、修造を加へて後院となし、天喜元年里内裏とせらる、其後の存廢詳かならず、なほ冷泉院は、累代天皇の波瀾にして、累代の御物圖書并に所領等甚多かりき(平安通志、史學雜誌、後院考)...

レイゼイウチ

冷泉氏 姓は藤原氏、權中納言御子左爲家の四子爲相、始めて冷泉又藤谷と號す、其子爲尹權大納言正二位に昇る、二子爲之持爲あり、是より二流となる、嫡流を俗に上冷泉と稱し、持爲の流を下冷泉と云ふ、子孫共に家業を相繼ぎ、和歌の宗家たり、又醍醐の家なりしが、後は絶えたり、明治に至り華族に列し、上冷泉は伯爵を、下冷泉は子爵を授けらる(尊卑分限、有職中抄、海族譜)...

レイゼイマテノコウチノダイリ

冷泉 萬里小路内裏 山城國京都、冷泉の北萬里小路の西、今は美川の北、高倉の東に當れり、土御門天皇承元三年七月十三日隆慶の冷泉萬里小路第に幸し給ひし事百餘抄に見えたり、古今著聞集に「仁治三年正月二十日の夜御元服、やがて内裏へいらせ給ふ、四條大納言藤原朝家、冷泉萬里小路の里内裏なり云々」とあり、これは後醍醐天皇のこととをいへるなれば、此時里内裏なりしこと明らかなり、尋で後醍醐、後深草の兩院もこれを仙洞となし給ひ、後宇多天皇弘安六年二月假皇居とし給へることあり、此の後に代々大覺寺統に傳はれり(山城名勝志、平安通志、皇室御願史)...

レイゼイモン

禮成門 大内裏音樂院十七門の一、院南面の門にて、豐樂門の東七間を隔て、拾芥抄に「禮成門東方左廂門」と見えたり、

レイゼイモン井

禮成門院 子内親王國嗣後光明天皇第一皇女、母は庭田重秀

レイセーレイヤ

の女秀子 聖徳太子 天和三年十月十五日降誕、天和三年十二月内親王となり、寶永五年正月一品に叙せらる、享保十年六月二十六日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日崩御、年七十六、京都市上京區船場院前町盧山寺に葬る(門院傳、陵墓一覽)

レイセイモン

禮成門院

原藤子 西園寺太政大臣實兼の三女、御母は從二位藤原孝子、後醍醐天皇の中宮、天皇の未だ太子たりし時、入りて權子内親王を生む、文保二年四月從三位を授けられ、七月女御に進み、元應元年八月中宮となる、二年五月門院號を受く、元弘二年八月崩御して尼となり、同三年六月院號を停めて中宮に復し、七月皇太后と爲り、十月十二日崩御、諡して後深草院と稱す(大日本史)

レイセ

禮錢

制札錢を云ふ、レイサツの條を見よ

レイフク

禮服

朝廷にては、大儀の時に着用する正裝を禮服といひ、ライフクと訓す、即ち大禮服なり、又通常禮服として朝服(テウフク)制服(セイフク)あり、并に各條に掲げられたる見よ、武家の制は、鎌倉室町の兩時代とも、皆直垂を以て正裝をせり、江戸時代に至り、待從以上は直垂、四品は袴衣、諸大夫は大紋、重き役人は布衣、無位無官の士人は、素襦袢を以て禮服に規定し、なほ將軍宣下、轉任の拜禮、上洛参内、日光社參、大法會等、非常の大禮の時には、將軍以下諸大夫以上、皆衣冠束帯を着し、此他はいかなる盛儀にても、皆前に述べたる直垂以下を用ひたり、猶細目に至りては、各條下につきて見るべし(令義解、裝束集成、制度通、四季草、青標紙)

レイフシヤウ

禮部省 治部省(アアシヤ)

レイヤーレウリ

ウ)を見よ、
レイヤウ井 靈陽院 足利義昭(アシカガヨシアキ)を見よ、
レウキデン 綾綺殿 大内理の一殿、内室妓女の舞等を行ふ所、また時々御在所となりしことあり、仁壽殿の東、宜陽殿の北に在り、温明殿と庭を隔て、接す、廣さ九間四面(長保年中以後、七間四面と爲す)北方四面を身舎に、南方五間四面を納殿として、恒例の御物を納む、東西の兩面及北は廊にて、西廊の中央に三級の木階あり、且つまた孫廊あり、東は廊の外に簀子ありて、北端に格子を設く、其中央に土の渡殿ありて温明殿に接し、又南端に渡殿を以て渡り、南は土庇にて、壁を隔て、官人座及び床子座あり、北は身舎の北面のみ廊にて、他は土庇となす(大内理圖考證)

レウワールレウガ

料足とも要脚とも云、女の詞におあしと云事、料は物の代物の心也、要はかなめとよみて、此の物なくしてはならぬ心也、足も脚もあしとよむ字、錢の世上をめぐりありく事、足あるがごとし、依之料足要脚など云也といへり、
レウワウ 陵王 名義舞樂の一、北齊國陵王入陣の曲にして、沙陀調十五曲中の一、一名羅陵王、又關陵王と稱す、古樂にて中曲なり、馬、相撲等の節會に奏するを例とす(亂序舞に從ひて吹く、破拍子十六、舞者一人、管舞納蘇利思、常は假面を著けて敵に對す、嘗て周の師を金墻の城下に撃て、勇三軍に冠たりしかば、齊人之を壯なりとし、此舞を作りて、其指麾擊刺の容に效ふより起ると稱す、林邑僧佛智之を我國に傳へ、唐招提寺に置くと云へども、支那樂なれば詳かならず、孝謙天皇尤も之を愛す(禮樂志、歌舞音樂專史)

レウケン

列見

名義朝廷にて、六位以下の器量容儀を列見する儀式をいふ、國風每年二月十一日、太政官にて行ふ、此日式部兵部之二者より、六位以下の藝能あるものを率ゐて太政官に參じ、上辨、外記等其器量容儀を試みるなり、定考(カウツヤウ)參看(公事根源、江次第)

レウシ

寮試

貢舉(コウコ)を見よ、
レウシバコ 料紙箱 料紙を納る、箱を云ふ、古くは草子箱と同物なりしが、後世料紙のみ納る、爲に作りたるもの出来しより、全く別物となる、室町殿日記に、「御入用御法文之事、一料紙箱、桐もくいかにも、見事によき所を撰びて赤ために塗り、一寸四方の丸づくし金粉にて書かせるべく候、いくつなりとも撰ばよきやうにして云々」とあり、調度(テウド)の挿繪參看(貞丈雜記、類聚名物考)

レウシユ

寮主

レウケンを見よ、
レウリク 料足 錢の別名、貞丈雜記に「錢を

レウガ

(和漢)を連句と稱し、和句前にして、漢句後なれば和漢連句、漢句前にして、和句後なれば、漢和連句といふ、
連句 上古の連歌は、片歌を以て問ひ、片歌を以て答へ、其問答を合せて、一の旋頭歌(セウカ)と參看)を爲したるものにして、神武天皇が「あめつち、ちとりまじと、などさける」といへるに、大久米命が「なとめに、たりにあはんと、わがさける」といふと答歌せるを初見とす、されど古來概ね日本武尊が甲斐國酒折宮にて、「にびり真波を過ぎて幾夜かたつる」といへるに、御火焼の老人が「か、なべて、夜には九夜日には十日を」と答へしを以て連歌の起原となしたり、これ旋頭歌は廣く流行せずして止み、後世専ら三十一文字の詩形行はれたるが爲めなるべし、要するに此種の連歌は、連歌と稱するよりは、三句を以て一體を爲す歌の問答と見る方適當なるに似たり、而して三十一文字の歌を、二人して連れたるは、某尼が「佐保川の水を塞ぎあげて植ふし田を」といへるに、大伴家持が「潤るはつひはひとりなるべし」と續けたるを初見とす、尋で「人心うしみつ今はたまじよ」と女のいひおこしたるに、眞崇宗真が「夢にみゆやとれのみぞなく」續けたる、齊宮が「かち人のわたれどねれぬえにしあれば」といへるに、在原業平が「またあふ坂のせきや、えなん」と續けたることなどあり、連歌は遂に短歌の上句を唱へて下句を續ぎ、或は下句を擧げて上句を加ふるを以て、其體となすに至りしが、其はじめは一の遊戯に過ぎざりしも、中世以後之を歌ぶもの漸く多く、後撰拾遺等の勅撰歌集中にも、稱には、これを載せ、金葉集には、特に連歌の名稱をさへ設けて収録せり、其後又之を接續連歌する事起り、少きも數十句、多きは千句、萬句に及び、衆人にて合作するに至る、蓋

レウガ

し詩の聯句に倣へるなり、而してその事の書に見えたるは、續世繼花の巻に、くさり連歌とあるをばじめとし、尋で後鳥羽天皇の時、源家長が、源氏國名の百韻連歌をなし、また建保五年四月後鳥羽上皇、庚申百韻連歌を催され、藤原家隆等勳仕し、なほ寛喜二年正月禁中にて百韻連歌あり、藤原定家等勳仕したる事あり、其後この道益々盛んにして、歌に亞げる一種の文藝となり、朝野共に、屢々連歌會を催し、贈物をおきて、句数の多少を争ふこと、なれり、尋で藤原爲世、同爲相等は、連歌の法式を定めたりと傳へられ、其後歴安五年には二條良基、教濟、周阿等と謀りて新式を作り、享徳元年には、一條兼良、宗綱等と共にこれを追加し、文龜二年には、牡丹花骨柏、更に今案を加へ、連歌の法式大成せり、而して其法式は、百句を程度として定めたるものにして、懶紙を堅に二折として、表裏と爲し、更に横に四折とし、表裏に各十四句づつを書し、最終の表と最終の裏とは、各々八句づつと爲す、なほ句を作るに法あり、之を連接するに差合去聲等の式あり、また和漢連句には、漢句のみに韻を踏み、漢和連句には、和漢共に韻を踏み、而して室町時代には此の道に巧みなるもの、教濟、周阿をはじめ、梵燈、宗綱、心敬、兼良、宗祇、宗長、紹巴等相尋で起る、いづれも新道の宗匠にして、世に連歌師といひ、宗匠の最たるものを花の本(ハナノモト)と稱す、なほ公卿にありては、上にいへる二條良基、一條兼良の外、一條冬良、三條西實隆等皆此道に深く、其基は英政集を撰び、冬良、實隆は宗祇等と共に新撰英政集を撰び、共に勅撰に准せらる、されど江戸時代に入りては、連歌より出でたる俳諧(ハイカイ)參看)俳諧より出でたる發句(ホツク)參看)流行し、遂に

レウガ

其爲めに壓せられ、僅かに里村紹巴の末裔が、連歌師として幕府に奉仕し、其命脈を維持するに過ぎざりき(古事記、萬葉集、明月記、連歌辨議、或波問答、英政波夷、石上私淑言、古事類苑文學部)
レウガハジメ 連歌始 名義室町江戸兩幕府年中行事の一、例年歳首に、はじめて催す連歌の會をいふ、室町幕府にては、正月十九日に行ふ、年中定例記に、攝家門跡、公家、大名、御供衆、番方、同僚、地下衆の内、堪能の人祇候、殿上人御祇候、御前御禮式家、地下衆は五十韻過てまかり立て、かげにて御湯濱賜はられ候」と見ゆ、江戸時代には、正月十一日(はじめ二十日)に江戸城連歌の間に於て之を行ふ、百韻の連歌にして、發句は連歌師里村氏、脇句は必ず將軍の吟に係る、連歌師、連衆等皆登城して席に列し、執筆之を披講す、將軍は黒書院より竹の廊下を傳ひ、白書院の後に暫らく立御ありて、句毎に吟するを聴聞す、畢りて連歌師連衆には銀時服を賜ふことあり、
連歌 名義一首の短歌を上下の二句に分ち、兩人にて合作したるをいふ、他の一句に連れて歌と爲すの意なり、又びず歌とも或波の道といひ、またツツクキとも訓す、或波の道といへるは、日本武尊の筑波の詠を起原とするが故なり、また多數の連歌を互に連續して詠したるを、其數によりて、五十韻連歌、百韻連歌と稱し、なほ短歌の上句若しくは下句と、五百の詩句とを聯合せるもの

レンギョーレンク

師は里村氏(紹巴の後裔)坂氏世襲せり、里村氏は京都に住し(連歌始の時のみ出府す)本家は百石二十人扶持を給せられ、坂氏は江戸根岸に住し無給とす、大抵兩氏の人員五六名あり、種に連衆の故參にして、連歌師となれるものなきにあらざる、なほ別に連歌始の時登城して、連歌の一例に加はるものな連衆と稱す、多くは神官僧侶を以てこれに補す、人員十人内外あり、并に無給とす、また連歌師連衆は共に寺社奉行の支配なり(年中定例記、家忠日記、慶長見聞集、武徳編年集成、平日閑話、徳川實紀、幕府年中行事、武鑑)

レンギョウ

廉義公 藤原頼忠をいふ、二人以上にて、各々一句を案じ、合して一首の漢詩を爲すものをいふ、所謂寄り合作りの詩なり(連歌)支那にては、漢武の柏梁臺より權輿す、六朝の時已にこれあり、唐の玄宗、柳公權と聯句の詩ありてより、李太白、顔真卿、韓退之等皆これに巧なりき、我國にて此事ありしは、大津皇子の「天紙風華」(山崎闇斎「漢書」)といへる句に、後人が「赤雀含書時不至、潘龍勿用未安藤」と續けたること、懐風藻に見えたるをなほしめとす、これより以來平安朝時代には、公卿文人間等に行はれたること、江談抄、本朝無風詩、古今著聞集、台記等に見えたり、また室町時代には五山の僧徒好んで此技を爲したりしが、江戸時代に入りては大に衰頹せり、而して後世は、多く戯談に出でたり、また句の数は少くは二句に止り、長きは五十句百句に及ぶもあり、甚しきは三千句を聯れたるもあれど、これは特例なり、玉葉文治三年二月廿七日の條に、「御書所作文(中略)先例連句不遇三五韻(中略)而天水以往、多有者三十餘

レンゲ

韻餘可追舊例之由、豫以仰宗、仍連句有二十韻ことあれば、古くは五韻に留まりしものなるべし、なほ其法は、詩體に「今言ふ聯句に、和製にして漢法にあらず、連歌より出でたるにや、無法限りあり、多く隔句對にて起す、隔句對ならざるを獨句と云、平側詩の通り、先唱ふものを唱句と云、繼者を對句と云、其法頗る詩と異り、皆此方の造爲なり、故に風城聯句の序にも、本朝之準式、有異于殊域、也と書けり」と見えにり、(作詩志、詩體、聯句、靈峯文集、續遊笑覽)

レンゲクワウ井

蓮華光院 山城國葛野郡安井○安井門跡と稱す(源氏實言宗、大覺寺派)源賴朝後白河天皇の皇女亮子内親王(殷富門院)創建する所、土御門天皇の皇子道圓法親王入嗣後、歴代法親王門跡たり、元祿年中親勝寺に併せ、大徳寺の管する所となる、明治初年全く廢絶す(山城名勝志)

レンゲフジノミササキ

蓮華峰寺 後宇多天皇、及び龜山天皇皇后藤原信子の御陵、土人八角堂と稱す、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、初め後宇多天皇、八角堂を蓮華峰寺に造り、五輪塔を設け、遺詔して御骨を塔の中心に安置せむ、又龜山、後二條の二天皇及び京極院、遊義門院の遺骨を、其四隅に置かしむ、兆塚面積六百九十五坪餘(山陵志、禮樂志、陵墓一覽、平安遺志)

レンゲワウ井

蓮華王院 山城國下京區瓦町三十三間堂通り町○世に三十三間堂と稱す(源氏實言宗、大覺寺派)天智天皇、妙徳院に屬す○本尊千手觀音(四尊)二條天皇長寛二年、後白河法皇の創建にして、大佛師蓮蓬、小佛師藤原廣清等の影造せる千手千眼觀音の像一千一體及び二十八部衆像を安置す、

レンザーレンジ

此地はもと法住寺殿の西北部に在り、元暦二年七月地震の爲の破損し、其後建長元年三月夷上し、同三年再建して、八月十日上機式を行はる、文永三年四月龜山天皇、後醍醐、後深草兩上皇臨幸、供養式を行はる、今の堂宇は建長三年の營築にして、東西行六十五間二尺三寸、梁行九間一尺八寸五分、柱百五十八本あり、堂内を分ち、西を佛壇とし、中央を本尊座とし、南北を千體佛の座となす、東は拭板敷にして、中央の東に前拜あり、行行十三間三尺四寸、梁行二間三尺八寸餘、四方に懸像あり、木堂の裏にて古昔射式を行ひたり、南門西門亦數百年前の古建築なり、西門は大門の崩門と稱したりしが、京都帝室博物館設立の際、之を東寺に稱したれば、今は存せず○三十三間堂の遺失は、「サンワフサンゲン」の條に述べたり、參看すべし(山城名勝志、平安遺志、京華要誌)

レンサ

連座 犯罪者に連帶して、其罪の責任を承つて云ふ(源氏實言宗)王明時代の制、同司官人の中に、公罪を犯す時は、四等連座の法に據るものにして、所由を以て首とし、餘を從とす、假令は主典所由ならば主典を首とし、列官を第二從、次官を第三從、長官を第四從とし、其等差に従ひて罪を科せり、鎌倉室町兩時代には、定まれる規則なかりしが、江戸時代には、犯罪地の家主、五人組、及び名主、組頭其罪に座したり、但し罪の輕きは連及することなかりき、また重罪のものには、其妻子眷屬皆之に連座する定なりしも、八代將軍徳川吉宗の時、庶人に限りて、これを停めたり(徳川實紀、古事類苑法律部)

レンシャ

轡車、馬車、人の手して輿く乗用車を云ふ、手車、腰車、小車とも云ふ、後世輿を風

レン

盤、忍花盤と云へるは本義を誤れるなり、勅許を蒙りたる者、之に乗じて宮城の中重門を出入するが故に、中重の盤とも云ふ(源氏實言宗)天皇行幸の時用ふ、なほ東宮、親王、攝關、大臣、妃、夫人、内親王、命婦、三位の轡、女御等も乗用す、之を得、備にては、大僧正又は持齋等若老の輩、宣言を以て乗用を認むる、其宣言を手車の宣言と云ふ(源氏實言宗)唐車に似て座席を異れり、屋形は長五六尺に作り、障子六枚板を以て造り、轡と轡とは轡を用ひ、柱と勾欄とは轡と轡にて造る定なり、轡は少く、そばは廣く、前後狹くして、轡より乗る様に造れり(源氏實言宗)起原詳かならず、承和六年六月仁明天皇の女御藤原淳子病篤きにより、小車にて禁中を出で、同九年八月殿太子恒貞を淳和院に送りし時に、小車に駕せしめて禁中を出だし、神泉苑の長角にて、牛車に乗替へしめたることなどあれば、此頃より行はれしものなるべし、なほ源氏物語更衣卷に、盤の宣言などの給はせても云々と見えたり、また中右記元永三年三月十九日の條に、中宮出御の時、手車に手を掛けしことあれば、牛にて引くことありしものなるべし、後、攝關大臣等の乗用せしこと長秋記、台記、玉葉等に見えたり(輿車圖考、類案名物考、考古學會雜誌、乘物考)

レンシヨ

連署 國司、國守、國助の職名、執權を補助して政務を監断し、是非を裁決すること、掌る、執權と共に政事を決断し、署判を公文(政所の下文、又訴訟裁決の時下文、又領邑を宛行ふ時の公文等)に加ふるが故に此名あり(署とは官姓名を記すをいひ、判とは花押を記して證とするをいふ)また連判、加判、合判ともいひ、執權と併せて、兩執權、兩執事、兩後見、兩探題ともいふ(源氏實言宗)元仁元年北條泰時が執權たりし時、叔父北條時房を連署に補

レン

したるをはじめとし、元弘三年五月北條茂時が、一門と共に滅亡せしを最終と爲す、其間時に數年の間空襲の事なきにあらずと雖、それは異例にして、北條一家の體、交々これに補し、或は執權に進む者ありき、なほ清和源氏系圖に「續行男宗頼、兵庫頭、將軍家宗、政所御下文連署人」また、頼朝男頼茂、右馬頭、昇殿、政所家司、連署人、などあれど、これらは源氏の近臣たるを以て、鎌倉にありし時政所に列し、公文に連署したるものにして、所謂連署の職とは異なり、建久年間源邦家、藤原親能が下文に連署したることあると、同じ類なるべし(吾妻鏡、將軍執權次第、武家名目抄)

レンセンアシゲ

連錢草毛 馬の毛色の名、茶毛に淡濃灰色の圓き斑あるをいふ、斑文連りて錢の如くなる故に名づく、又トラダともいふ、和名抄に「連錢草、淡語抄云、連錢草虎毛馬也、一日、駿馬、又曰、海濱馬、今按、俗連錢草毛是也、また字彙彙集に「連、唐何切、音駝、青黑有斑、如魚鱗、所謂連錢草、呼、圓子青、平家物語宮の御さいの條に「あしかが其日の裝束には(中略)重藤の可もて、れんせんあしげなる馬に云々」などあり、また吾妻鏡文治二年十月秀衡買馬京進の條にも、連錢草毛の名見えたり、此外源平盛衰記等にも散見せり、馬(ウマ)并に其挿繪參看、

レンチャクシリガイ

連着鞆 鞆の一種、總を連列して着けるものを云ふ、貞史雜記に「れんちやくシリガイ」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、鞍鞆連不得連着、但隱者、鞆前後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は鞆の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるさず、但鞆の辻の所と、鞆の端とに

レン

總を付くる事をば、御免被成となり、鞆の辻とは、くみちがへの所を云ふなり、連着の二字をれんちやくとよみて、總をいづつならせつられて着るなり、此の連着に大ぶさ、小ぶさの兩品あり、大ぶさを厚ぶさとも云ふなり、筋抄に曰く、古鞍チイサク連着近代鞍甚だ大く總長し云々、然らば上古は小總にて、其の後大總は出來たる物なり、又鞆の辻にばかり、ふさ一つ付けたるをば辻總といふなり、桃華葉集に連着小總辻總と見えたり、延喜式に着鞆とあるは此の事なり」と云へり、小總は殿上人、辻總は檢非違使用ふる事、世俗淺深筋抄に見え、大總、厚總、小總、辻總の名、吾妻鏡、平家物語、源平盛衰記以下、諸書に見えたり、又總に紅、淡黃、蒲黃等種あり、

レンニヨ

連如 名無功名布袋、また幸慶、長じて兼知といふ、連如は其號なり、明治十五年三月二十二日慈覺大師と勅諭す(源氏實言宗)存如の長子、本願寺の第八世なり(源氏實言宗)元永二年二月生る、六歳にして母を失ひ、十七歳青蓮院に入りて剃髮得度し、後南都大衆院に法相宗を學ぶ、幼時既に祖教興隆の志あり、文安四年關東に、親覺の遺蹟を訪ひ、越えて二年また北地に向ふ、長祿元年圓寂するに及び本願寺を領す、寛正元年、連如の勳化極めて衆人にして、其教江州に蔓延するや、叡山の徒目して無碍光の邪義といひ、徒に國神を誹毀し、他宗を排斥すとの故を以て、本願寺に迫り、念佛を停止せしめんとし、連如の弟子道西及び法從、金森聖田の道場を襲ふ、既にして和成りしが、六年大谷に日華門を建つるに際し、山徒益々激昂し、四塔の衆徒數百人、下りて火を本願寺に放ち、遂に親覺の墓を毀かんとす、連如防戦して僅かに之を止むることを得たり、連如即ち祖像を奉じて大津に遷れ、三井園城寺に

レンバン

額る、蓋し三井は飯山と隣あるを以てなり、此間また常に堅田金蔵に往來して盛んに教を演べ、後五東國及び攝河の地に巡遊す、應仁二年再び近江に歸り、明年寺を南別所に創じ、近松顯證寺とせり、文明三年四月感ずる所あり、飄然去りて北陸に赴き、越前吉崎に一字を建つ、遠近其風を傳へ、遂に奥羽に至るまで、男女老若聚り來るもの多し、蓋如此地にあること五年、力を盡して秘法門の邪義を摧き、努めて諸宗誹謗、諸神經蔑の弊を矯む、時に加賀國司富經政親、專修念佛の徒相黨して武人に抗するを要み、事によりて之を平げんとするの意あり、文明六年政親人をして密に火を吉崎坊に放ちて焼かしめ、且蓮如を害せんとす、蓮如即ち文明八年八月密に若狹に遁れ、轉じて攝津に赴き、更に河内紀伊の諸國に行化し、出口の光善寺、富田の教行寺、堺の信慶院等皆此間に成る、十年また江州に入り、明年山城宇治山科に佛殿を營みて本寺となし、十四年に至りて成る、松林山本願寺と號す、延徳元年寺務を光兼(實如)に委して南殿に居り、明應五年九月攝津石山に別院を創立して隱退の處となす、八年二月廿五日山科に寂す、年八十五、蓮如の人を導くや、其言を簡易にし法要を説き、無習の民をして、皆能く教義の真意に透徹するを得せしめたり、世に本願寺の中興と稱す、其孫圓如が、蓮如の遺訓八十通を撰び、編して五帖となす、御文と稱するものこれなり、其他帖外御文七十四通あり、また夏御文、改悔文、白骨の御文等の如き、只一片の書讀の如しと雖、また本宗重要の遺訓たり(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

レンバン

連判 連判(レンバン)を見よ、レンモンケフ 蓮門教 神道(シンカウ)を見よ、

ロウキ

ろ

ロウキヨ 籠居 武家時代に於ける刑名、自宅に籠りて謹慎するをいふ、後鳥羽天皇の文治元年に、高階泰経が勅定により籠居したるを以て初見とす、江戸時代には、公卿并に士人に科したり、但その以前にありても、庶人を處したること書籍に見當らざれば、同じく公卿武人に限りたるものなり(昔妻鏡、古事類苑法律部)

ロウゲシヤク 鑲牙尺 物指の一種、唐の尺にて、大和國法隆寺に藏する象牙尺は、是なりといふ、遣唐使歸化人などの持ち來りしもの、寺家に入りしが、傳はれるならん、象牙尺(ザウゲシヤク)「モノナシ」參看、

ロウコク 漏刻 時を計る器具、水時計ともいふ、漏刻詳かならず、進川景祐の記す所によると、水を入るの箱四つあり、第一箱を夜天地、第二箱を日天地、第三箱を平壺、第四箱を萬水壺と稱す、高さ逐下して相重び、水漏の管ありて箱と箱とを連絡せり、まづ水を第一の夜天地に注ぎ、其水漏れて日天地に入り、次で平壺に入り、終りに萬水壺に入る、萬水壺の水海には箭を立てたり、故に壺中水なきの間は、箭羽の本まで壺中に没すれども、水の入るに従ひ、矢浮び出づるなり、箭には時刻を刻みければ、それによりて刻数を量る、時刻の分ちかた又詳かならざれども、天智天皇の時に造られしもの、唐製を模したるものなれば、百刻なりしなるべし(思原沿革)

ロウコ

天智天皇十年四月、漏刻を新台におきたるをばはじめとす、これは天皇未だ皇太子たりし時、親ら製し給へるものなりき、大寶令の制、陰陽寮に漏刻博士、守長丁あり、漏刻博士は二人にして、守長丁を率ゐ、漏刻の節を伺ふ事を掌り、守長丁は二十人にして、漏刻の節を伺ひ、時を以て鐘鼓を撃つことを掌る(博士の官位は、令制從七位下なりしが、職原抄には「五位六位共任」とあれば、後には位高きものも任ぜしなり)而して此器天治年間までありしことは明かなれど、其後いつしか中絶したりしを、保元二年十一月一時再興したりしが、久しからずしてまた絶え、順徳天皇の頃には、既に此器なかりしこと禁書抄に見えたり(トケイ參看(文藝類纂))

ロウコケハカセ 漏刻博士 漏刻博士(トキモリノハカセ)とも又トキモリノカサとも云ふ、唐名司長、又司長、司長とも云ふ、關西守長丁を率ゐて漏刻の節を伺ひ、守長丁に鐘鼓を打たしむ、從七位下の官二人を以て定員となす、陰陽寮の被官(關西)文武天皇の大寶元年制定す、後世權博士を置く、陰陽寮五位六位の輩を以て之に任ず(令義解、職原抄)

ロウケフ 六衛府 左左兵衛府、左右衛士府、衛門府、中衛府を云ふ、衛府(エフ)及び各衛參看、

ロウラン井 鹿苑院 足利義滿(アシカガヨシマツ)を見よ、

ロウランジ 鹿苑寺 關西(關西)關西高野郡衣笠村(關西)臨濟宗、相國寺派の本尊正觀音(關西)關西(關西)關西寺の別荘なりしが、應永四年足利義滿の地に別業を營み、義滿崇するに及び、遺命して禪刹となし、相國寺に附す、成石を追尊して、開山となす、爾來本寺を北山門跡と唱へしが、應仁永

ロクゴ

蘇兩度の兵火に罹り、金閣、不動堂を除くの外、總て焼失し、甚だ荒廢せり、風林住持の時、後水尾法皇の御眷を蒙り、寛文元年九月二十九日行幸あり、此時新に夕佳亭を建て、此にて御遊ありと云ふ、延寶六年同帝の寄附により、本堂、書院等を再興し、今日に及びり、金閣(キンカク)參看(山城名勝志、平安通志)

ロクガウウチ 六郷氏(出羽本庄) 姓は藤原、爲憲七世の孫二階堂行政の子行忠より出づ、九世の孫忠行、寶徳元年政所執事となり、評定衆に加へらる、其二男定行、出羽仙北郡六郷の地頭となる、男道泰、六郷阿波守と稱し、居城を六郷に築く、二男道行、天文十九年最上出羽守に仕ふ、其子政隆、慶長五年上杉景勝の叛するや、徳川家康に通じて軍功あり、七年五千九百石加賜せられて、常陸府中に治す、元和九年一萬石加賜、出羽本庄に移る、前封と合せて二萬四百石、寛永九年政隆、四百石を弟政秀の子政慶に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○政業 政勝 政信 政晴 政長 政林 政通 政純 政恒 政殷 政鑑

ロクキ 六議 王朝時代に於て議の特典に興るを得べき議親、議故、議賢、議能、議功、議貴の六種をいふ、キの條を見よ、

ロククワツエ 六月會 延暦寺の勅修法會を云ふ、六月四日は傳教大師最澄の入滅したる忌日なれば、毎年當日より五日間、延暦寺に於て、法華十講を行ひ論議あり、六月に行ふを以て、六月會と稱す、建保二年五月六日勅して御會に准ぜられ、同廿七日勅使登山し、爾來勅修の法會となり、毎年嚴

ロクサ

修せらる(拾芥抄、皇朝天台史略)

ロクサイニチ 六齋日 佛徒が毎月謹愼すべき六種の日、即ち八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、晦日といふ、齋は物忌の義なり、この日人々殺生を停め、精進を行ふ、蓋し佛説に、右の六箇日は、惡鬼人を逐ひて命を奪はんとし、疾病凶災等不吉の事多しといへり、故に持齋して善を修し、福を作らんとするの意より、かゝる風を生じたるなり(阿含經に「若當六齋日、奉持八戒、一日一夜、四不可勝」と見ゆ、持統天皇五年二月公卿等に諭し、六齋を行はしめしを以て、我國における六齋の起原となす、これ實に聖德太子の奏請に係る、水鏡、太子傳等によれば、天下に令して殺生を禁じたりとあり、尋で大寶の令制、また六齋日は公私とも殺生禁斷の事を規定せり(書紀、水鏡、律書集覽、日中行事注釋)

ロクサウ 縁衫 襲の色目の名、雜事抄には、表繪裏蘇芳、助無智秘抄には裏紫といへり、

ロクシカリンホフ 六字河臨法 佛所説阿彌陀佛、六字の眞言を唱へて修する法を云ふ、六字は即ち六觀音にて、利六趣ある故に六の名あり、河に臨む時船を以て道場となし、七福の祓あり、此法に咒術刀鏡結繩不斷經等あり、經に「若有人、誦持此六字神咒王經、假令兇枯樹、可得淨生枝葉、何況人身使某甲得受三百歲、得見百秋、諸佛所説阿彌陀佛」とあり(思原沿革、慈覺大師唐より之を受傳へ、後中絶し、阿彌陀房眞靜之を再興す、天喜元年三月聖朝の爲め仁運律師之を修す、康平七年三月六日藤原忠實の弟に於て、長實僧都之を修す、承暦四年閏八月二十二日給旨により、但馬守藤原俊綱臥見の別業に於て、金剛壽院座主尊尊之を修す、嘉

ロクジ

永元年院宣によりて、鳥羽殿に修す、建保中鎌倉に於て、忠快法師之を修す(諸法要略抄)

ロクジシヤ 六侍者 禪宗にて和尙に近侍する六種の僧役の總稱、一に巾着、二に應客、三に書録、四に衣鉢、五に茶飯、六に幹持なり、是等は常に和尙の室中に近侍して各分擔して和尙の用を辨するなり(釋林象器箋)

ロクジフロクフ 六十六部 國國巡禮の一種、法華經一部づゝを全國の靈場に納むる事を、本願として題國せる行脚僧をいふ、總計六十六部の經文を納むるが故に名く、此事桂川地藏記に見えられたれば、室町時代より起りしものなるべし、江戸時代には僧俗ともに之を勤め、中には妻子を率ゐたるものあり、經文は、國分寺もしくは一宮に納めたりといふ、されど其多くは納經等のことなく、只題國して乞食するに過ぎず、其風俗も、天童を頂き、白衣を著し、笈を負ひ、錫杖を携へたり、「ジヤンレイ參看(俳諧集覽、俳言集覽)

ロクシヤク 六尺(陸尺) 江戸時代駕籠昇の人足、または下男の類をいふ、乗物の棒は一丈二尺なり、是を二人して昇ぐ故に、二つにわれば六尺なるより名づくとも(私かた話)田舎は一間を六尺にとれど、都は間尺を六尺三寸と取る故、亭主をば都六尺三寸の間にとり、使はるゝ男を田舎六尺にとりたるなりとも(醒睡笑)駕籠昇は大漢を好しとする故六尺といふとも(遊遊笑覽)力者の轉訛なりとも(梅園日記)稱し、其名義詳かならず、江戸幕府にて使用せる六尺は、駕籠昇、御膳所の水汲、或は郵便等の事を役とし、紅葉山高盛六尺廿八人、晴六尺三百八十八人(頭四人)四九附六尺百十三人、頭三人、奥六尺五十人、四九奥六尺五十人、表六尺四十九人、四九表六尺四十四

ロクシ

人、御用部屋六尺八人、四九御用部屋六尺六人、御膳所六尺八人、四九御膳所六尺八人、奥御膳所六尺八人、御膳中御膳所六尺八人、御風呂屋六尺八人、四九御風呂屋六尺八人、御方六尺五十八人、四九御方六尺等あり、役切米、役扶持、役金等を給せられたり、また六尺給米といふものあり、六尺に給する爲に幕儀に課したる米にして、所謂三役の一なり、サンヤク(参看(定規))

ロクシヨウジ

六勝寺 法勝、尊勝、圓勝、最勝、成勝、延勝の六寺を云ふ、この六寺は皆勝の字を用ふるを以て世にかくは稱す、各條參看(拾芥抄)

ロクシヨノミヤ

六所宮 古く國府もしくは國府の附近に、其國內の神社六所を集め祀りたる社所をいふ、國によりて社名(ソウシヤ)參看の境内に其社を建て、或は總社の相殿別殿などに祀りたるもありき、而して其神の明神たる時は六所大明神または六所明神、權現なる時は六所權現、大神なる時は六所大神宮などと稱す、出雲國意宇郡大草村の六所大明神は「邪な」熊野神社、佐久佐神社、湯夜神社、神魂神社、伊弉諾神社、八雲垣神社を合祀し、武藏國府中なる六所宮は總社の相殿に、小野神社、小河大明神、水川神社、秩父神社、金奈奈神社、杉山神社を合祀せり、此事何時に始まりしか詳ならずれども、源平盛衰記、平家物語、吾妻鏡等に六所宮、六所大神など見えたり、平安朝時代の末年に於て、此風既に生じたりしことを知るべし、後世これを總社と混合し、或は總社六所と稱し、或は六所宮を總社となしたるもの多からず(總社或問)

ロクシライサン

六時禮讚 卷第一 卷第二 卷第三 卷第四 卷第五 卷第六 卷第七 卷第八 卷第九 卷第十 卷第十一 卷第十二 卷第十三 卷第十四 卷第十五 卷第十六 卷第十七 卷第十八 卷第十九 卷第二十 卷第二十一 卷第二十二 卷第二十三 卷第二十四 卷第二十五 卷第二十六 卷第二十七 卷第二十八 卷第二十九 卷第三十 卷第三十一 卷第三十二 卷第三十三 卷第三十四 卷第三十五 卷第三十六 卷第三十七 卷第三十八 卷第三十九 卷第四十 卷第四十一 卷第四十二 卷第四十三 卷第四十四 卷第四十五 卷第四十六 卷第四十七 卷第四十八 卷第四十九 卷第五十 卷第五十一 卷第五十二 卷第五十三 卷第五十四 卷第五十五 卷第五十六 卷第五十七 卷第五十八 卷第五十九 卷第六十 卷第六十一 卷第六十二 卷第六十三 卷第六十四 卷第六十五 卷第六十六 卷第六十七 卷第六十八 卷第六十九 卷第七十 卷第七十一 卷第七十二 卷第七十三 卷第七十四 卷第七十五 卷第七十六 卷第七十七 卷第七十八 卷第七十九 卷第八十 卷第八十一 卷第八十二 卷第八十三 卷第八十四 卷第八十五 卷第八十六 卷第八十七 卷第八十八 卷第八十九 卷第九十 卷第九十一 卷第九十二 卷第九十三 卷第九十四 卷第九十五 卷第九十六 卷第九十七 卷第九十八 卷第九十九 卷第一百

ロクツウ

クロテ

内題に「勸一切衆生、願生西方極樂世界、阿彌陀佛國、六時禮讚」とあり、法然上人源空淨土教を主唱し、殊に善導を推尊し、其著作を弘通したれば、諸弟子是等の書を讀誦し、殊に悲哀なる音聲を放ちて、此六時禮讚を唱へたりといふ(阿彌陀佛の備善導(往生禮讚、法然上人傳畫傳、徒然草))

ロクツウ

六通 佛敎所説の佛界六種の作用をいふ、六神通の略、甚道の無量壽經疏に「所爲神異故名曰神、無礙曰通」とあり、神變不可思議の作用自由自在にして、壁塞することなき義なり凡佛陀には、六種の神通あり(一)天眼通、能く六道の衆生の苦樂昇沈、及び一切世間の種々の彩色を見し(二)天耳通、能く六道の衆生の苦樂悲喜の言語、及び一切世間の種々の音聲を聞いて障礙なき(三)知他心通、能く六道の衆生の心中に思念する事を知り(四)宿命通、能く自身及び六道の衆生の一世二世乃至千百萬世の宿命を知り(五)身如意通(一)に神境通と云ふ、身能く山海に飛行して障礙することなき(六)漏盡通、漏とは煩惱の、これにして煩惱を斷盡して三界の生死を解脱すること、これなり(法界次第)

ロクテウウチ

六條氏 姓は村上源氏、久我通光の五男通有の男有房、始めて六條と號す、其第六條に在るを以てなり、元應元年六月内大臣となり、位從一位に至る、同年七月薨す、子孫世々相つぎ大納言を極官とす、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分限、系圖、華族譜)

有繼

有繼 有廣 有純 有和 有綱 有忠 有藤 有起 有榮 有庸 有家 有言

ロクテ

有容

有容 有義 有照

ロクテウテンワウ

六條天皇 名は順仁(阿彌陀佛)二條天皇の第二皇子、母は伊岐氏、致遠の女、中宮藤原育子、子なきによりて、これを育み、第七十九代の天皇(長寛二年十一月十四日生る、永萬二年二條天皇不豫により、六月二十五日皇太子となり、即夜高倉殿に受禪し、七月二十七日即位す、後白河上皇院中において政を聽く事あり、仁安三年二月後白河上皇の命により、位を退き、天皇に譲り、太上天皇の尊號を受く、いまだ元服を加へずして太上天皇と稱する、天皇を以てはじめと爲す、在位三年、改元するもの一、安元二年七月十七日崩す、壽十三、京都市下京區清閑寺町の清閑寺陵に葬る(大日本史、陸奥一覽)

ロクテウドノ

六條殿 藤原基實及び藤原頼實を云ふ、

ロクテウドノ

六條殿 山城國京都府の北、西洞院の西(阿彌陀佛)もとは大膳大夫平樂忠の第宅なりしが、壽永二年十二月後白河法皇、の第を以て仙洞とし、修造を加へ移御し給へり、時に持佛堂長講堂を造りて、法華經を講經す、文治四年四月火災にかゝりて長講堂と共に全部崩るに歸す、源頼朝及び諸臣に命じて之を造營す、十二月に至りて落成して移御し給ふ、もとは四分一の家たりしが、此の時方一町に擴げ、藏殿、裏御所、御湯殿、齋堂所、丹後局の部屋、弘御所、殿上東南西北の對置、遺物所、車宿長講堂、同御所、御殿、牛屋等善美を盡したり、建久三年三月崩御以前六條殿及び長講堂御所を龍紀丹後局の腹に生れたる宣陽門院に讓與し給へり、承久二年焼失し、尋で造營し、同四年成り三

ロクテ

ロクハ

月長講堂供養ありて、後鳥羽上皇臨幸あり、後々火災にあひしも、其度毎に造營せり、建長四年六條院長講堂を靈司院に讓與し、文永十二年靈司院より後深草上皇に六條殿及び長講堂を讓與し給へり、是より先六條殿焼失し、長講堂は假に正親町に移りしが、四月に至り後深草上皇六條殿を造營して移御し給へり、これより長講堂と共に持明院流に傳はれり(山城名勝志、皇室御領史)

ロクテウノタイリ

六條内裏 六條坊門と六條との間に在り、西は東洞院に至り、東は高倉に至る、六條院とも云ふ(阿彌陀佛)承保二年藤原顯季をして新造せしめ、十二月成りて遷幸し給ふ、後に轉じて白河天皇に傳はる、皇女都芳門院に讓り門院の御所とし、嘉保三年八月崩御の後仙洞となせり、保安四年十一月焼失す、後ち又造營し都芳門院持佛堂を六條御堂と稱し、長く佛事を修せらる、弘長元年聖一國師の弟子湛照六條御堂を改めて萬壽禪寺と號す、マンジュニツ(百練抄、山城名勝志)

ロクテウハ

六條派 時宗の一派、二世他阿彌陀佛の弟子聖成を派祖とす、京都六條歡喜光寺を本山とす、今は時宗に還歸して派名を存せず、マンジュニツ(クワンキクワウツ)參看(佛敎各宗綱要)

ロクテウハウグワン

六條判官

源爲義

ロクテウシユ

六頭首 源宗にて六種の僧役の總稱なり、臨濟にては首座、書狀、藏主、知客、庫頭(知事)、浴頭、曹洞にては首座、書記、知藏、知客、知浴、知殿を云ふ、是等は常に和尚の至中に近侍して各々分擔して用務を辨するなり(源林象器考)

ロクハラヲツリフキヤウ

六波羅越訴奉行

鎌倉幕府の職名

京都六波羅にあつて、越訴

ロクハ

の事を裁決する事を掌る、職掌越訴奉行と同じ、チツソフギヤウ(參看、創置の年代詳かならず、同田康有記建治三年十二月十九日の條に、宇都宮貞綱が奉行たりしと見えたり(武家名目抄)

ロクハラケンダン

六波羅檢斷 鎌倉幕府の職名、六波羅侍所司の佐職にして、兩六波羅に在り、巡察警備、傳訊、決罰等の事を掌り、事ある時は、在京の兵士を率ゐて、決罰に従ひ軍陣に臨みては、軍奉行となりて、士卒の着到を注す、○庭訓往來に檢斷所司代と記したるを思へば、稱には所司代とも唱へしなるべし、これ元より檢斷と所司代との兩職にあらぬを、かく重れて記したるは、同書に、右筆の事を右筆奉行人と重り記したるは、同じ心なり(阿彌陀佛)承久以後之を置き、元弘三年に減ぶ(吾妻鏡、太平記、武家名目抄)

ロクハラサムラヒドコロ

六波羅侍所 鎌倉幕府の役所、京都六波羅に置く、非違を檢察し、不虞を警戒し、罪人を決罰する等の事を掌る、事鎌倉の侍所と同じ、庭訓往來に流刑所判をも沙汰すと見えたり(阿彌陀佛)庭訓往來に、管領、執事奉行人など見ゆ、管領は長官にして、鎌倉侍所の所司に當り、執事奉行人は、糾問の事を奉行するものにして、鎌倉侍所の寄人に當れり(阿彌陀佛)承久三年以後之を置き、元弘三年に減ぶ(吾妻鏡、太平記、武家名目抄)

ロクハラタンダイ

六波羅探題 鎌倉幕府の職名、京都及び畿内近關西諸國の政務を行はしめ、兼れて兵馬の事を掌る(又伊勢、志摩、尾張、三河、美濃、加賀等をも管領せし事、北條九代記に見ゆ)又内徑警衛を口實として竊に向來の變に備ふ、而して大事に於ては關東の節度を受く、二人あり、南

六波羅(今の方廣寺博物館附近なるべし)北六波羅(いま建仁寺の西、五條松原筋に北御所といへる字あり、其附近なるべし)に其政廳をおきたり、共に威福の重き事、鎌倉の執權に亞ぐ、北條氏一族の外他はを補せず、故に世人崇敬して其職名を稱せず、六波羅殿、又は北殿、南殿等と云ふ(阿彌陀佛)探題の屬下に六波羅評定衆、六波羅引付衆、六波羅奉行人、六波羅問注所、六波羅越訴奉行、六波羅檢斷、六波羅職候人等あり、各條并に「マンダイ」參看(阿彌陀佛)文治元年十一月北條時政、源頼朝の命を奉じて上洛し、公文所を置き、洛中及び近畿の政務を掌り、兼れて兵馬の事を管す、是れ六波羅の起る濫觴なり、後、源頼朝の第を六波羅に置き、京都守護の武士之に居たり、其後承久の乱起るに及び、北條泰時、北條時房等兵を率ゐて上洛し、泰時は北六波羅に、時房は南六波羅にに入りしが、事平ぐの後、北條氏は、後患を恐れ、内裏守護の名に托して、泰時時房をして兩六波羅に留めて政務を取らしむ、探題職に起る、貞永元年九月、貞永式目を六波羅に下し、尋で十一月、六波羅成敗法十六箇條を定む、仁治二年、是より先京都の重臣は皆檢非違使の所斷に従ひしが、爾來六波羅に附して論決せしむること、爲し、建長六年に至り、更に西國の堺相論の事は、幕府の所領を除くの外、一切六波羅の處決に委れ、關東にては其判決に與らざる事に定め、建治三年また、六波羅諸職員の分掌を定め、令條を頒布せり、元弘三年官軍京都を侵すや、五月南六波羅探題北條時益、北六波羅探題北條仲時戦死し、六波羅探題遂に減ぶ(吾妻鏡、太平記、武家名目抄、官制沿革時史、大日本地名辭書)

ロクハラノテイ

六波羅亭 鎌倉幕府の職名、京都府京都市下京區平正盛の第宅五條より汁谷道の間あり(阿彌陀佛)平正盛の第宅

ロクハ

にして、其後清盛に至りて大に修築し世に著はる、長門本平家物語に「六波羅とてのいじりし所は、故刑部卿忠盛の代に出し吉所なり、南は六はらが末、賀茂河一町を隔て、元は方一町なりしを、此相國の時造作あり、家數百七十餘字に及びり、是のみならず、この鞍馬路より始て、東の大道を隔て、辰巳角小松殿迄廿餘町に及造作したり、春陽の住所、まかに是を數れば五千二百餘字云々」と見たり、又泉殿ともいふ、平賴盛の家は池殿と號す、治承四年後白河法皇は泉殿に、高倉上皇は池殿に御座せし事山槐記に見えたり、源賴朝天下の權を握るに及びて京都に第宅を置かんとして、奏請してその地を請へり、建久元年に至り、池殿の地を賜ふ、是に於て賴朝新亭を築き、十一月上落してこれに宿す、建仁三年十月焼失し、後また之を造營す、承久後、南北六波羅をこゝに置きて、京都及び關西の諸政を總べしむ、元弘三年に至りて滅亡す、太平記六波羅軍の條に「五條の橋爪より、七條河原迄、六波羅を圍と云々、仲時六波羅を落て關東に下るに、苦業滅道にかゝり落ちたり云々」と見ゆ(山城名勝志)

ロクハラニフタウサキノダイジャウダイジン

六波羅入道前太政大臣 平清盛 (マヒラノキヨモリ)を見よ、

ロクハラヒキツケガシラ

六波羅引付頭 關西鎌倉幕府の職名、引付衆の頭人なり、京都六波羅に居り諸奉行を指揮し、訴訟以下の公事を裁判す、職掌鎌倉の引付衆と同じ、六波羅評定衆兼職なり(關西源流)承久乱後新置し、元弘三年幕府と共に滅ぶ、ヒキツケシユウ(參看)六波羅奉行入なり、所謂引付衆なり、ロクハラフキヤウニ(武家名目抄)

ロクハ

ロクハラヒヤウチヤウシユウ 六波羅評定衆 關西鎌倉幕府の職名、京都六波羅に居り、政務の席に列し、六波羅探題と共に、萬事を裁決する重任なり、職掌大抵鎌倉の評定衆と同じ、宿老の輩を以てこれに補す、六波羅問注所執事、六波羅引付頭のごとき、職務に與れる諸職、みな此衆の攝する所なり(關西源流)承久乱後北條泰時、同時房六波羅兩探題となるに及び、幕府に准じて之をおく、後藤龜谷の兩氏概ね世襲せり、元弘三年幕府と共に滅ぶ、ヒヤウチヤウシユウ(參看)吾妻鏡、尊卑分脈、武家名目抄)

ロクハラフギヤウニ

六波羅奉行 關西鎌倉幕府の職名、京都六波羅に居り、六波羅評定衆を輔佐し、探題及び引付頭の旨を受け、公務を沙汰し、訴訟争論の事を裁断する事を掌る、後に評定衆に加はるべき族なり、按ずるに六波羅にて奉行人といひしは、大方、引付衆をいへるなれど鎌倉に准じておもへば、また其衆に加はらぬ寄人、又は問注所に祇候の輩も之ありしなるべし(關西源流)承久の乱後これを置き、元弘三年に滅ぶ(武家名目抄)

ロクハラミツ

六波羅密 波羅密は梵語、舊譯には度といひ、新譯には彼岸と云ふ、度は生死の海を渡る義にして、到彼岸は涅槃の岸に到る義なれば、要するに同義なり、佛教の修行要目なり、法華經に「爲求善道者、應説六波羅密」と見ゆ、此波羅密に六種あり、一に檀那、譯して布施といふ、是に二種あり、一は財施、二は法施なり、財施は飲食衣服田宅等を施す、法施は善法を説いて、衆生を感化誘引するなり、法界次第に「若し内有三信心、外有三福田、有財物、三事相合、心捨法、能破三障、是爲檀那」と見ゆ、二に尸羅、譯して持戒といふ、此要とも

ロクハ

云ふ、善道を踐行して、放逸ならざることなり、三に禪定、譯して忍辱と云ふ、法界次第に「善言忍辱、内心能安、忍外所辱境、故名忍辱」と見ゆ、四に毘梨耶、譯して精進と云ふ、法界次第に「善言精進、欲樂勤行、善法不、自放逸、謂之精進」と見ゆ、五に禪那、譯して定と云ふ、思惟とも云ふ、六に般若、譯して智慧といふ、法界次第に「善言智慧、照了一切諸法、皆不可得而能通達一切、無礙名爲智慧」と見ゆ(法界次第、翻譯名義集)

ロクハラモンチユウジヨ

六波羅問注所 關西鎌倉幕府の役所、京都六波羅に置、畿内近國及び四國の訴訟を沙汰し、財貨紛失等の事を統攝す(關西源流)長官を執事といふ、また單に問注所とも稱す、凡そ訴訟の事は、引付衆の内より、それの奉行人を定めて、數多の訴を分配し、各預り沙汰せしむることなるが、問注所執事は、問注所の長官なり、總ての訴訟に與り、本所に詳候する諸奉行人を指揮す、寄人、本所に祇候する奉行人にして、訴訟を分掌す(關西源流)承久の亂後之を置き、元弘三年幕府と共に亡ぶ、モンチユウジヨ(參看)武家名目抄)

ロクフ

六府 左右兵衛府、左右近衛府、左右衛門府を云ふ、衛府(エフ)并に各條參看、

ロクワウツ

鹿王院 關西山城國葛野郡嵯峨村○山城、覺羅山(關西源流)天龍寺に屬す、もと藤原宗十利の第五○本尊釋迦如來(關西源流)康暦年中足利義滿の創立にかゝり初め寶藏菩薩を安置して大福田寶藏寺と號し、龍苑(普明開師)を請じて開山となす、本尊釋迦佛并に左右十八大弟子の像を安置す、表裏更に一院を境内に營み、開山の塔所となし鹿王院と號す、足利氏と共に衰頹し、戰國の大災に罹り、荒廢して寶藏寺の名は何時しか廢絶

ロサン

し、鹿王院のみ存じ、織田豊臣を経て、徳川氏に及び、漸く再興の寺運を開き寛文年中、酒井忠知之を重修す、此時より天龍寺に屬すれども、十刹の格式を失はず(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ロサン

魯西亞 亞細亞及び歐羅巴洲に跨がる一國、没斯爾未突、莫所未得、莫斯歐未亞、俄羅斯、魯齊亞、鄧羅絲、羅利、羅文、老格、佳羅斯、佳格、亞斯、亞斯、格亞斯等に書す、江戸時代には「オロシヤ」と發音せり(關西源流)魯西亞は、南亞細亞加東地方を除き、北方北極洋に、四方歐羅巴魯西亞

ロサン

及び英海に、南は波斯、土耳其斯坦及び支那帝國に、東は太平洋に接す、面積六百四十六萬二千四平方哩、北緯三十八度より七十八度に至り東經廿七度より四十七度に至り、歐羅巴魯西亞は、北緯五十二度及び北緯七十度に達す、歐羅巴魯西亞は、北緯五十二度及び北緯七十度に達す、カラル河及びワラル山脈に接す、面積二百八十八萬二千八百平方哩、北緯四十度五分に起り七十度に至り、東經十八度より六十度四十五分に至る○亞細亞魯西亞は南亞細亞地方、西比利亞、中央亞細亞の三部に分ち、歐羅巴魯西亞は魯西亞本部、芬蘭大公國、波蘭王國及び高加索地方の四部に分ち、尙ほ本部を六に區別して各々數行行政區に區別せり、首府を「セントペテルスブルグ」といふ(關西源流)昔時魯西亞は蒙古種種族の下に屬せしが、西曆千四百七十七年アイマン大王といへる者出で魯西亞人を自由にせり、千六百年代の末にアイマン王出て蒙古人よりクイザンの地を奪ひ領土を擴む、千六百八十九年彼得大帝位に上りしより國勢頓に一變し、瑞典を伐ちてリボニヤ及び其他バルチック海邊の土地を取り、また薩摩人を征服して國境を黒海に臨ましむるに至る、千七百六十二年カザリン第二世立つに及び、全くクラキヤを征服したりしが、當時また破關分割の事起り、千七百七十二年、千七百九十三年、及び千七百九十五年の三度に分割ありて破關國は全く歐洲の地圖上より消滅せり、千八百十五年和議の際、また芬蘭を得、高加索地方も同時に漸く之を蠶食せり、是より先千五百八十二年の頃より西方西比利亞より次第に東方を侵襲し、遂に悉く西比利亞を領し、尙ほ英海の東なる中央亞細亞の地方を包有し、遂に今日の形勢を爲すに至れり(關西源流)元文四年露船典

ロサン

州社鹿郡の沖井に眞理郡の沖、安房國長狭郡の沖に出沒す、露國の船船にして、我國の海岸に現はるゝもの、これを以てはじめとなす、而して此前後の際より露國我が北海の地を窺ひ、諸島に南下して感年を試むるものあり、明和年中に及びては、漸く英人を遣育して爲すあらんとしつゝありしが、同八年(ニヨブスキー)魯西亞の歸化人)は阿波薩摩等に漂着の體を襲ひ、密に日本の沿岸を測量して歸り、翌年安永八年露人また東蝦夷地に來り、アツキンに於て松前藩の吏員と會して通商を求め、翌年再び渡來して返答を求めたれども、松前藩は之を拒絶したれば、露船は歸途ウルツ島に冬籠し、九年歸國したり、然れども其北海經營の策は着々として歩を進め、英人にして露化するもの甚だかりき、既にして寛政四年、露國軍艦カザリン號、我津氏幸太夫、曉吉を護送して箱館に至り、國書を呈し、通商貿易を求めたり、幕府即ち日付石河忠房、村上義禮を遣はし、五年六月露使と應接せしめ、貿易に關する事は長崎に於て議するの制なれば、同地に赴くべしとて經長ラツクスマンに信牌を與へて去らしめしが、文化元年に至り、露國使節レゾノフは仙臺の源氏津太夫等四人を伴ひ、軍艦に乗じて長崎に來り、先年箱館に於て與へられし信牌を出して國書を呈し、通商を求めたり、幕府はまた日付遠山景普を派して應接せしめ、通商の請を卻り、且其信牌を收めしめたれば、レゾノフは快々として樂まず、歸途津太に至りて切に首肯する所あり、カムサツカに至りて其友ホーシトフに語るに津太を略して、日本政府を威嚇するの策を以てしたれば、ホーシトフ之に賛し、軍艦に搭して、文化三年津太の南なるアニア島に上陸し、我衛所を襲つて、頭首を試みたり、露人が我北海を侵したること、これ

を以てはじめとす、尋テホーシトフは、一旦カムサツカに歸り、翌年二月再びエトロフを便して、ナイホの標、シヤナの會所を燒き、更に樺太利尻の二島を抄掠せり、是に於て幕府益々北海を懸にし、露船打拂の議を決したりしが、既にして同八年露船長ガロニンがヤナナに搭し南千島の沿岸を測量し、五月國後島に至り、上陸して、此地を守りたる松前奉行支配役佐瀬政長と會し、薪水を請はんとしたるに、政長は急に命を傳へてガロニン以下數名を捕縛せしめたり、副長リユールツ時に艦内にあり、變を聞きて大に驚き、之を救はんとして成らず、一旦歸國せるの後、文化九年七月再び國後島に來り、ガロニン等の消息を探らんとしたれども、明かにする能はずしがゆゑに、遂に日本船を要して事情を亂さんとし、八月國後の海上に高田屋嘉兵衛を捕へ、之をカムサツカに伴ひ、はじめてガロニン等が、なほ生存せるををしり、因て嘉兵衛と議する所あり、十年六月また國後島に至り、九月轉じて箱館灣に入り、ホーシトフの掠略は露國政府のしる處にあらず、ホーシトフ一人の暴舉に過ぎざるの旨を聲明し、イルクーツク府總督より松前奉行に贈りたる陳謝狀を出し、ガロニンの送還を求めたれば、幕府も之を諒し、ガロニンと嘉兵衛との交換を行ひ、兩國の萬事はじめて解く、(マカキヤカヘシ委着) 越えて嘉永元年七月露國水師提督アチヤチンは軍艦四艘を率ゐて長崎に來り、國書を呈し、千島及び樺太に於ける兩國國境を議定し、且つ通商を開かんことを求めたり、幕府即ち筒井政憲川路聖謨をして急に西下せしめ、十二月アチヤチンに會し、(一)千島エトロフを限りて日本所屬となす(二)樺太は北緯五十度を以て界とする我委員の説に、露使の

異議あるがゆゑに、實地調査の上再議すべし(三)通商の事は、之を朝廷に奏し諸侯に詢るの必要あり、然るにいま新將軍調立のはじめなれば、之を遂るに數年の歳月を要す、今日確答する能はず、然れども他日もし他國に許すことあらば、直ちに露國にも許すべしと議定したり、然るに安政元年日米及び日英の和親條約成りしを以て、同年アチヤチンは下田に渡來し、十二月また筒井川路の兩委員と會議し、和親條約を締結し(三年十一月同所に於て批准交換)且つ同條約に於て日露の境はエトロフ島とウルツツ島の間にし、エトロフ全島は日本に屬し、ウルツツ全島并にそれより北の方クルリ諸島は露國に屬し、樺太に至りては境界を分たす、舊によりて雜居すること定めたり、尋て四年四月アチヤチンまた長崎に來り、水野忠雄、荒尾成充、岩瀬忠實に會して九月追加條約を締結したりしが、五年再び江戸に來り、永井尚志、井上清直、堀利照、岩瀬忠實、津田半三郎と會し、七月十一日通商條約を締結せり(同六年七月批准交換、此時前年の追加條約を廢す)然るに文久二年に至り露國艦長ビロフは軍艦ゴサツニカに駕し、對馬尾崎浦に碇泊し、艦船修理を名とし占領の策を講じ且つ不法の行爲あり、蓋し露國は英國と東洋に於て其衝を争はんとする際なりしに、會々英國が同島を占領せんとするの風説を聞き、政略上之に先んじ占領せんとしたるなり、對馬の士民上下舉げて激昂し、藩主宗氏もまた風聲を忍ぶこと能はず、幕府の指令を俟ち、國を擧げて艦に向せんとす、幕府報を得て大に驚き、其四月小栗忠順等を急派し、ビロフと應接し、また對馬の人心を鎮服せんとしたりしが、忠順は意を得ずして歸りたれば、更に野山野實を遣はし、更に米公使を介して露國外務大

イロ

イロ

ロバ

臣に交渉し、且つ箱館奉行村垣範正に命じ、同地に駐在せる露國領事コシケグイチと談判を開かしたるに、コシケグイチは其行違なるべきを辯疏し、書をビロフに送れるを以て、野々山等の未だ達せざるの前、七月廿五日露艦遂に退帆せり、これより先安政元年下田條約の成るや、樺太は舊によりて雜居のとなし解決するに至らざりしが、六年七月黒龍江沿海總督ムラビヨフ批准交換の爲め來朝するに及び、再び分界のことを議したりしもまた協はざりき、其後文久二年には竹内保徳、松平康直、慶應三年には小出秀實等露都に便して、同じくこれを議したれども、并に要領を得ず、王政維新の後に外務卿副島種臣深く之に留意し、樺太買収の事を露國政府に交渉せるに當り、北海道開拓次官黒田清隆樺太を捨つることの得策なるを建議したるより、廟議俄に變じ、官を露國駐在の公使榎本武揚に傳へて、露國と議する處あり、遂に明治八年五月樺太全部を露國に與へ、ウルツツ島以東占守島に至る十八島を受くるを約し、所謂樺太千島交換條約は成れり(樺太分界のことは「カバフト」の條に述べたれば、此には略せり)明治廿四年露國皇太子ニコラス(現皇帝)來朝ありしに、暴漢ありて之を近江國大津に傷けしも、兩國事を拂ふるに至らざりき、二十八年日清條約成るや、露國は佛國の二國を誘ひ、三國同盟して遼東中島を清國に還附を促したれば、我國も己むを得ずして之に従ひたり、此年五月改正條約を締結す、廿九年朝鮮に對する兩國の行動を妥協するが爲めに日露協商を結びたりしが、三十七年に至り、朝鮮問題に基因して、日露戰爭起る、翌年和成り、其結果樺太は北緯五十度以南を我國に讓與することとなり(柯太極覽、休明光記、北海道志、北海道志稿、懷舊記事、

開國紀原、日本國因實記、懷往事談、尋末外交談、條約彙纂、尋末史)

ロダイ 露臺 關東露臺殿の北南と、仁壽殿の南廣廟との間に在る板敷の名、露代とも書き、單に臺とも云ふ、又仁壽殿の北南と、水香殿南廟との間に在り、關西露臺南北は露臺仁壽の兩殿にて、東面四間、南第一間は即紫宸殿の北翼子にて階あり、條石を以て其壇を圍む、第二、第三、第四間に欄干あり(第四間は即仁壽殿の南翼子の東面なり)西面は未詳なれど、東面の如し、中央及び東西に渡殿あり(大内裏圖考証、平安通志)

ロツカケウチ 六角氏 姓は藤原、壬生基起の末男基維を祖とす、關基福の猶子として堂上に列し、右近衛少將從五位上となる、元祿八年三月卒す、基維の時波多と號す、其男益通元祿十三年二月六角と改む、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知識撰記、系圖、華族譜)

○基維 益通 孝通 知通 光通 和通

能通 聰通 博通 玄通

ロツカセ 六歌仙 柿本人丸、山部赤人、僧正遍昭、在原業平、文屋康秀、真摺法師、小野小町、大伴黑主の六歌人をいふ(和漢名數)六歌仙の稱いつ頃より始まりしか詳かならざれども、古今集の序に此六人の歌を批評したるより、これを併稱して歌仙とするに至りしものなるべし、また新六歌仙あり、藤原良經、藤原和尙、藤原俊成、同定家、同家隆、西行法師をいふ、後水尾天皇の勅撰なるよし、香果備忘録に見えたり、各條參看

ロツキン 六禁 散書(アライミ)を見よ、

ロバン 露盤 塔(マフ)の名所を見よ、

ロダイ—ロバン

ロシヨ 論所 江戸時代、村々にて境界を争ひ、其所屬の確定せざる土地をいふ、徳川百箇條に「論所之事、國境郡境にても雙方立會繪圖と御國繪圖と大相違無之に於ては不_レ及_レ、檢査_レ、許可_レ有_レ之候入組不_レ申義に據りて檢査差違問敷事とあり、

ロンニ 論人 鎌倉室町の兩時代訴訟の被告人をいふ、(ツシヨウ、參看、沙汰未續書)

わ 倭 支那にて我國を嗚へたる稱呼、もとは委に作りてキと稱したり、後世吳音にてワと稱すること、なれり、後我邦にて改めて和の字を用ふ、前漢地理志に「東夷天性柔順、異_レ於三方之外、故孔子悼道不行、設_レ浮於海、欲_レ居_レ九夷、有_レ以也矣、樂浪海中有_レ倭人、分爲_レ百餘國、以_レ歲時來獻見」とあるを初見とす(山海經に南倭北徭、論所、周時天下太平、倭人貢_レ鬯草とあれど、魯書として學者之をとらず)これより後漢書、魏志、隋書等皆倭と記したり、倭と稱せし原因に就ては、弘仁式序に「日本古者謂_レ之倭國、但倭表不_レ詳、或云取_レ我之音、漢人所_レ名之字也」釋日本記に「同謂_レ我國爲倭國、其義如何、答師說此國之人、普到_レ彼國、唐人問云、汝國之名稱如何、自指_レ東方、答曰、和奴國耶云々、和奴猶_レ言_レ我也、自_レ其後、謂_レ之和奴國」と云へり、これより神皇正統記、日本書紀纂疏等皆此說に従へり、然れども此說信_レ難きこと取我假言、國號考等に辨あり、松下見林の異稱日本傳に「見林以、漢朝人言語不通、

不_レ曉_レ我朝人_レ謂_レ吾國耶之意、不能_レ再問、說稱_レ倭也、日本仲哀天皇崩、神功皇后攝政而征_レ之朝漢書人能知_レ之、故曰_レ女爲_レ主、蓋倭字從_レ女、從_レ人、仍以_レ女爲_レ主之義而以_レ所_レ謂_レ之禾爲_レ音也、以_レ一時事_レ爲_レ國號、者非是と云へり、國號考に「倭國を唐書にてはオノコにて、脫取_レ島と云ふ事なり、國號考に「漢書に東夷天性柔順と書き出して有_レ倭人と連れいへるを思へば、班固(漢書の著者)が意は、柔順なる故に倭人と云ふと心得たるが如く聞ゆめり、然れどもれも字につきてのおしはかりなるべし」と云ひ、星野博士日本國號考に「倭委二字通音にて、説文に倭順觀、從_レ人委聲、毛詩に周道倭遠陸德明の釋文に倭本作_レ委、於危反とありて、兩字の相通既に明瞭あり、去共順觀は順也と云ふと同じからず、乃ち周道倭遠、又は委蛇委蛇退食自公の類、皆二字を合して語を成して從順なる狀態を形容することにて倭の字に從順の義あるにあらず」と云へり、吉田東伍氏は尙書、周書杜氏通典、日本國號考によりて考證し、漢人が海東の民人を汎稱せしものとせり、天平勝興四年大倭の字を改めて、大和と定めしより、倭も和と改まりて、續紀高麗集始め倭と書くもの稱れとなれり、然れども俗には倭和兩字を通用して並び行はれたり、而して外國に對しては、日本とのみ書して倭と書くことなかりき(異稱日本傳、國號考、日本國號考、日韓古史斷、大日本地名辭書)

ワウ 王 二世以下なる皇胤の男女をいひ、男子を王、女を女王と稱す(皇極經世一古は、皇親の男子は、凡て其尊某命、又は某皇子と稱し、女子は某姬某姫、又は某皇女と稱し、いまだ王、女王の稱なし、蓋し、諸王の稱は、天武天皇二年の紀に、諸王正四位聖德王、又其十二年の紀に、諸王五位伊勢

ロシヨ

ワウ

ワウ
 王とあるを初見とし、女王の稱は、文武天皇三年の紀に、坂合部女王とあるを初見とす、令制によれば、五世王は、もと皇親の限にあらざりしを、慶雲三年に至り、親ら絶つに忍びずとて、特に皇親の列に入る、こととなり、然るに延暦十七年に至り、奸濫の徒宗室を汚す懼れありとて、再び古制に復して、皇親の以外と定め、其名籍計帳等諸王に關する一切の事は、總て正親司にて管理したり、諸王の待遇は、親王に比して大に差降ありと雖も、また諸臣と同じからず、其辭訟ある時は、特に座席を賜ひ、皇親以外といへども、永世不課戸として、特に課役を免除する如き、優遇他に異なるものあり、位階はもと文武天皇の時は、親王と等しかりしを、令制にて諸臣と同一となり、一位より五位に至り、隆子は初め五位下、若くは正六位上に叙せらるゝを例とす、官は大正、納言、神祇伯、或は大學頭等に任ぜらるゝ、是れ諸臣の下に立たしめずして、多くは長官に任ぜらるゝ、例なり、其位記官職あるものは、位田食封を賜ひ、一般の王、女王には、共に春秋二季に、時服料及び季藤を賜ふ、後諸王漸く蕃衍するに及びては、時服を賜ふべき諸王の數を限定し、其死闘を待て、順次に之を補ふことに定められたり、中世以後、皇親漸く繁榮し、費用多端なるを以て、姓を賜うて臣籍に列すること起る、聖武天皇天平八年に、敏達天皇の玄孫葛城王に權宿禰を賜ひしより以來、諸王賜姓のこと漸く多く、後には王號を稱する者大に減じ、獨り神祇伯を以て世職とせる白河家のみは永く王號を繼續せり、淳仁天皇以後、親王宣下のこと起るに及び、皇子皇女等、當然親王たるべきものにして、宣下なきが爲め、親王たるを得ざるあり、後白河天皇の皇子以仁王、後西院天皇の皇女貞宮の如き、及び

ワウテ
 後世比丘尼師所と稱するもの、如きは、共に親王宣下を得ずして、諸王たる者なり、而して孫王と雖も、宣下を蒙れば諸王たることを得るに至り、王の制度一變ず、女王婚嫁の例に至りては、攝關、將軍、諸侯、門跡等、極めて多く、攝關にては、有栖川宮職仁親王の女孝宮の近衛經國に嫁したる、將軍にては伏見宮貞清親王の女順子が、德川家綱に嫁したる、諸侯にては同親王の女安宮が、德川光貞に嫁し、有栖川宮職仁親王の女富宮が、德川齊昭に嫁したる、門跡にては、有栖川宮幸仁親王の女淑宮が、東本願寺光性に嫁し、閑院宮直仁親王の女始宮が、西本願寺光啓に嫁したる如きはなり、又諸王にして大罪あれば、先づ王名を除く、鹽燒王の獄に下されたる、長野女王の配流せられたる時の如きはなり、但し多くは、姓を賜ひて庶人となし、然る後處罰せらるゝこととを例とす、明治に至り、天皇より六世以下の男子を王、女子を女王とし、天皇支系より入りて皇統を承けたる時は、皇兄弟姉妹の女王たる者に、特に親王内親王の號を宣賜す、婚嫁は、皇族又は勳旨により特に認許せられたる華族に限り、又養子を爲すことを得ずと規定せり、猶ほ皇親の條を參考すべし(古事類苑帝王部、皇室典範)

ワウゼ
 許にして節あり、首の周圍二寸五分、尾の周圍二寸五分、其厚一分三厘許、尾の端を距ること九寸許に當りて吹口あり、吹口を距ること三寸五分許、尾の端を距ること一寸二分許、其中間に七個の格闘孔あり、毎孔の間二分強、其尾にある者尤も小にして、次第に稍々大なり、名所は笛の條に擧げられたれば參看すべし(國語源) 黃帝の時作り始めしとも、漢代の時作り始めしともいふ、詳かならず、而して我國へ傳來したることも何時代なりや明かならざれども、推古天皇の御宇、伎樂渡來せしが、伎樂に笛あるを見れば、既に當時傳はりたるもの、如し、大同四年二月、雅樂寮の雅樂師を定めし時、横笛師二人あり、然れど尾振濱主、承和遺唐の後之を擴めしが故に、濱主を此器の祖と爲せり、其弟子淨藏貴所、其弟子石城正枝、其弟子左近將監戸部好多、其弟子手延近、其弟子戸部正近と相繼ぎ、遂に戸部流を起す、正近が弟子大神是季、其輩に柏行高あり、柏氏の輩はに始まる、是季が弟子、基政、即ち大神姓を稱し、大神流を始む、是季の弟子清原貞良、清原流を起す、笛(フエ)參看(和名抄、樂家錄、音樂略解、樂道類集)

ワウゼウケン 王昭君 漢樂にて性調六曲中の一、古樂にて中曲也(源) 漢元帝の時、宮人王嬙、字は昭君といへる人あり、王命に依て行て匈奴に嫁す、時人其遠嫁を憐みて此歌を作る、舞は無し、此曲我國に傳來してより久しく絶え居りしが、醍醐天皇の時、式部卿貞實親王尺八の譜より横笛にうつして之を吹きしより、又、これあるを見るに至れり(龍鳴抄、禮樂志)

ワウダイハチンラク 皇帝破陳樂 唐樂也(源) 二十五曲中の一、又武德太平樂、安樂太平樂と稱す、常に皇帝と稱す、新

ワウバクシユウ 黃鑿宗 觀禮宗の一派、黃鑿山萬福寺を本山とするが故に名づく○本宗は固より應濟宗なりしも、明代に至り日用行事の法式、梵行、誦誦、梵唄等、唐宋の風を一變して、盡く明式明音を以てす、即ち開祖の黃鑿清規、并に釋林課誦ありてより、今に至るまで凡そ二百年、舊章に率由して其規矩を改めず、これ本邦從前所傳の釋林と、其法式を異にする所以なり、而して其單傳直指の宗旨に至りては、古今應濟宗と差異なし(關) 關應濟宗(リユウキ)參看)を開祖とす、應元は明人にして、法を應濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年德川家綱山城守治に黃鑿山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り釋林大に衰微して、宗風振はざりしが、一度黃鑿宗の開立ありしより、延いて應濟曹洞の同勢を促すに至れり、應元に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の龍象たり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、痴滿、大眉、南溪、痴吼(以上支那人)龍溪、痴照、痴木の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黃鑿第二世の席を重して、盛んに宗風を開き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年(元)天皇勅して紫衣を賜ふ、黃鑿山、これ

ワウバクシユウ 黃鑿宗 觀禮宗の一派、黃鑿山萬福寺を本山とするが故に名づく○本宗は固より應濟宗なりしも、明代に至り日用行事の法式、梵行、誦誦、梵唄等、唐宋の風を一變して、盡く明式明音を以てす、即ち開祖の黃鑿清規、并に釋林課誦ありてより、今に至るまで凡そ二百年、舊章に率由して其規矩を改めず、これ本邦從前所傳の釋林と、其法式を異にする所以なり、而して其單傳直指の宗旨に至りては、古今應濟宗と差異なし(關) 關應濟宗(リユウキ)參看)を開祖とす、應元は明人にして、法を應濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年德川家綱山城守治に黃鑿山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り釋林大に衰微して、宗風振はざりしが、一度黃鑿宗の開立ありしより、延いて應濟曹洞の同勢を促すに至れり、應元に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の龍象たり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、痴滿、大眉、南溪、痴吼(以上支那人)龍溪、痴照、痴木の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黃鑿第二世の席を重して、盛んに宗風を開き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年(元)天皇勅して紫衣を賜ふ、黃鑿山、これ

ワウバクシユウ 黃鑿宗 觀禮宗の一派、黃鑿山萬福寺を本山とするが故に名づく○本宗は固より應濟宗なりしも、明代に至り日用行事の法式、梵行、誦誦、梵唄等、唐宋の風を一變して、盡く明式明音を以てす、即ち開祖の黃鑿清規、并に釋林課誦ありてより、今に至るまで凡そ二百年、舊章に率由して其規矩を改めず、これ本邦從前所傳の釋林と、其法式を異にする所以なり、而して其單傳直指の宗旨に至りては、古今應濟宗と差異なし(關) 關應濟宗(リユウキ)參看)を開祖とす、應元は明人にして、法を應濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年德川家綱山城守治に黃鑿山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り釋林大に衰微して、宗風振はざりしが、一度黃鑿宗の開立ありしより、延いて應濟曹洞の同勢を促すに至れり、應元に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の龍象たり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、痴滿、大眉、南溪、痴吼(以上支那人)龍溪、痴照、痴木の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黃鑿第二世の席を重して、盛んに宗風を開き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年(元)天皇勅して紫衣を賜ふ、黃鑿山、これ

ワウバクシユウ 黃鑿宗 觀禮宗の一派、黃鑿山萬福寺を本山とするが故に名づく○本宗は固より應濟宗なりしも、明代に至り日用行事の法式、梵行、誦誦、梵唄等、唐宋の風を一變して、盡く明式明音を以てす、即ち開祖の黃鑿清規、并に釋林課誦ありてより、今に至るまで凡そ二百年、舊章に率由して其規矩を改めず、これ本邦從前所傳の釋林と、其法式を異にする所以なり、而して其單傳直指の宗旨に至りては、古今應濟宗と差異なし(關) 關應濟宗(リユウキ)參看)を開祖とす、應元は明人にして、法を應濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年德川家綱山城守治に黃鑿山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り釋林大に衰微して、宗風振はざりしが、一度黃鑿宗の開立ありしより、延いて應濟曹洞の同勢を促すに至れり、應元に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の龍象たり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、痴滿、大眉、南溪、痴吼(以上支那人)龍溪、痴照、痴木の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黃鑿第二世の席を重して、盛んに宗風を開き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年(元)天皇勅して紫衣を賜ふ、黃鑿山、これ

ワウバ

ワウバ

ワウバ

ワカウ

までも、正月境儀振舞とて、親類縁者子供迄、不_レ洩呼集め、それ_レに酒食、分限相應に結集して、日出度と、ことぶき歌ひの_レじりて酒盛し快く遊ぶとあるにて知るべしと雖、其稱早く絶えたり、また京都地方にて節振舞といひ、元日より晦日までの間に、親戚朋友互に酒食を催して饗應することありしが、所謂境儀振舞の遺風なるべし(西宮記、江家次第、類聚雜要抄、厨事類苑、權記、香妻鏡、源平盛衰記、年中恒例記、年中定例記、大内家盛衰、摩保談、昔々物語、併諸事記、貞丈雜記、古事類苑禮式部)

ワウロク

女王祿

王に祿を給ふ儀式を云ふ。女王祿とかきてワウロクとよみ、女の字を讀まざるを故實とする由、公事根源に見えたり(國書)此日參議一人、辨、史、承明門内西廂に著す、本司の官人女王を率ゐて帳下に候す、輕二字、安福殿の前に立てたり、次に官人ども前庭の座に着き、一同其座に着せし後、官人薄を取りて、一々其名を唱ふ、女王と答へて進み出で、祿を受け退出す、其祿法人別に絹二匹、綿六屯なり、而して其人負は、江次第に「賜_レ時服、王定_レ四百十九人、待_レ其死國、依_レ次第之、但改_レ姓爲_レ臣之國、不_レ補其國、隨_レ減_レ定額數、凡_レ賜_レ祿女王、定_レ二百六十二人、其隨_レ調補_レ代、改_レ姓不_レ爲_レ國事並同上云々」と見えたり(江次第、西宮記、公事根源)

ワカウ

倭寇

我國に請ひたれども、當時の將軍足利義詮は、南北兩立し、紛亂已まざるの故を以て辭し、尋で幸禰王のはじめの時、重れて之を請ひたれども、將軍足利義満また之を却く、時に藤原經光といへる者順天にありしが、全羅道元帥金先致、之を誘致せんとして成らず、是に於て其徒激怒し、入寇することに、婦女嬰孩を屠殺し、頗る慘を極む、而して其僥倖せる地方は、大抵西南境なりしが、後ら轉じて江陵、洪州、淮陽より、咸州、洪原、北青を屠り、高麗の喪亡する、其力興りて多きに居る、高麗亡び、朝鮮之に代るに及び、國王季成は、元中九年(北朝明德三年、朝鮮大觀元年)使を送りて倭寇を禁せんことを求めたれば、義満は鎮西の諸將に命じて、浮虜を遣さしめ、また侵略を禁絶するの令を布き、應永五年、同十六年また請ひて此事ありしも、必竟空文に過ぎずして、邦人の朝鮮を侵すもの益々甚しかりき、就中永正三年(朝鮮燕山君十二年)には、對馬の民數百人、釜山、養浦を侵し、熊川城を陥れ、弘治元年(朝鮮明宗十年)には、邦人七十餘艘を以て全羅道に入り、連梁を犯し、眞興、唐津の諸邑を陥れ、殺掠甚しかりき、豐臣秀吉の時及び、や、天皇統一せるを以て、倭寇の徒の勢力昔日のごとくならず、尋で漸く衰へたり(支那への倭寇)宋の時、我邊海の商人がきたる玉海建久二年の文によりて明らかなり、建久二年は南宋の光宗紹熙二年に當る、又許國公奏議にも、嘉寧年中屢々支那沿岸を侵せし、と見えたり、元代には、元史によれば成宗大德八年千戸所を置き、定海を成り寇を防がしめしことあり、蓋し元の世祖が我國を征せんとせしも、弘安文永の兩役共に成功せざりしより、弘安後未だ十年ならざるに、彼

ワカウ

此とし、(忠定王二年は我親應元年なり東國通鑑亦此の事を記して、倭寇の始めとしたり、帝國海軍史論には高麗史に「宣宗十年秋七月癸未、西海道觀察使奏、安西都護府轄下延平島、巡檢軍捕海船一艘、所載宋人十二、倭人十九、有_レ弓箭刀劍甲裝、并水銀眞珠硫磺法燭等物、必是兩國海賊、共欲_レ侵_レ邊、者も云々」とあるを以て、直に對馬の民、高麗の延平島を侵すとして、我邊民の外國を侵掠せる始めとしせり(宣宗十年は我が寛治七年なり)單に此記事のみにては、侵略せし事見えざれども、玉葉には宋商と我商人と連合して宋の地に猖獗したること見え、吾妻鏡には元暦元年對馬守親光高麗に渡り、虎を捕へし功によりて、三ヶ國を賜はり、文治元年歸國するに當りて、貢船三艘を遣りし事見え、また著聞集、吾妻鏡によれば源賴朝が、高麗征伐ありし事見えたり、當時邊土の民、勇武悍悍の士多かりしを以て、延平島の記事は、先づ倭寇の先驅とも見るべきか、而して正確なる書に見えたる倭寇は、蓋し建久二年とす、玉葉建久二年(南宋紹熙二年、高麗明宗二十一年)二月十五日の條に「右大臣親雅持、來_レ太宰府解_レ宋人楊榮陳七太等、於_レ宋朝_レ致_レ復籍_レ事也、留_レ府解_レ了、爲_レ付_レ職事也、十九日宗親朝臣來_レ申云、太宰府解_レ宋人之處、可致_レ沙汰云々、余仰_レ云先可_レ問_レ例於_レ官者、此事宋朝商人楊榮陳七太等、於_レ彼朝_レ依_レ致_レ復籍_レ宋朝下_レ宣下、自_レ今以後和朝來_レ客可_レ傳_レ信_レ之由下知云々、此事大一事也、乃_レ件楊榮等可_レ被_レ處_レ重科、建_レ宋朝之聞_レ之由、宰府遣_レ解_レ也、此事已_レ大事也、早可_レ被_レ召_レ誠彼兩船頭也、而於_レ楊榮者、於_レ我朝_レ所生者也、乃_レ科斷無疑、於_レ陳七太者、於_レ宋朝_レ所生者也、先例如此之者、自由不_レ被_レ科斷、誠云々」と見えたり、此の後伏誦を行ひしも其の結末詳ならず、從う

ワカウ

て宋朝にて復籍せし事情も明らかならずと雖ども、我國の商人と宋商と連合して、猖獗せし有様は、明時代倭寇の盛時に當りて、我が商人と支那奸商と連合して、支那沿岸を寇掠せしと、全く同一方法にして、倭寇の尤古きものと見るも、強ち不當にあらざるべし、許國公奏議によるに、南宋末嘉寧年中、屢々日本船の支那沿岸を侵掠せし事見え、高麗史高宗十年(我貞應二年)の條に「五月甲子倭寇_レ金州」と見え、元史成_レ定海、以防_レ盜至倭寇_レとあれば、王朝時代の末より鎌倉時代の始にかけて、既に我民族が海外を侵略せしことを知るべし、高麗史東國通鑑が忠定王二年を以て起原とせば、倭寇が特に烈しくなりしを記せるものならん、支那方面に於ては、元史至正二十三年(我正平十八年)の條に「八月丁酉朔、倭寇_レ遼海郡縣、至_レ是海隅遼安」とあるを以て、殆ど朝鮮と前後して、倭寇の盛に侵略せしを以て知るべし、倭寇の原因に關しては種々なる説ありと雖ども、要するに最初貿易を目的とし、もし意に滿たざる、とあらば、武力に訴へて暴掠し、意に協へる時は、貿易を試みて歸りたりしが、後には掠奪侵略を目的とするに至りしものなるべし(朝鮮への倭寇)要貞元年(高麗の高宗十年)五月、邦人金州に寇せり(以後、屢々侵略を試みたるを以て、高宗は使を送りて之を禁せんことを請ひしことありしが、其勢力は益々熾んにして、忠定王以後は、殊に甚だしかりき、即ち正平五年(忠定王二年)には固城、竹林、巨濟等を、四年には順天府、合浦、固城、會原等を侵したりしが、朝鮮は大に之に苦しみ、正平七年(北朝文和元年、高麗恭愍王元年)之を禁せしことを

ワカウ

我國に請ひたれども、當時の將軍足利義詮は、南北兩立し、紛亂已まざるの故を以て辭し、尋で幸禰王のはじめの時、重れて之を請ひたれども、將軍足利義満また之を却く、時に藤原經光といへる者順天にありしが、全羅道元帥金先致、之を誘致せんとして成らず、是に於て其徒激怒し、入寇することに、婦女嬰孩を屠殺し、頗る慘を極む、而して其僥倖せる地方は、大抵西南境なりしが、後ら轉じて江陵、洪州、淮陽より、咸州、洪原、北青を屠り、高麗の喪亡する、其力興りて多きに居る、高麗亡び、朝鮮之に代るに及び、國王季成は、元中九年(北朝明德三年、朝鮮大觀元年)使を送りて倭寇を禁せんことを求めたれば、義満は鎮西の諸將に命じて、浮虜を遣さしめ、また侵略を禁絶するの令を布き、應永五年、同十六年また請ひて此事ありしも、必竟空文に過ぎずして、邦人の朝鮮を侵すもの益々甚しかりき、就中永正三年(朝鮮燕山君十二年)には、對馬の民數百人、釜山、養浦を侵し、熊川城を陥れ、弘治元年(朝鮮明宗十年)には、邦人七十餘艘を以て全羅道に入り、連梁を犯し、眞興、唐津の諸邑を陥れ、殺掠甚しかりき、豐臣秀吉の時及び、や、天皇統一せるを以て、倭寇の徒の勢力昔日のごとくならず、尋で漸く衰へたり(支那への倭寇)宋の時、我邊海の商人がきたる玉海建久二年の文によりて明らかなり、建久二年は南宋の光宗紹熙二年に當る、又許國公奏議にも、嘉寧年中屢々支那沿岸を侵せし、と見えたり、元代には、元史によれば成宗大德八年千戸所を置き、定海を成り寇を防がしめしことあり、蓋し元の世祖が我國を征せんとせしも、弘安文永の兩役共に成功せざりしより、弘安後未だ十年ならざるに、彼

ワカウ

國に赴きて通商貿易を試み、意に滿たざる、ことあらば、掠奪を行ふものあり、即ち德治二年(元の大德十一年)冬我西邊の民、元に航して慶元路に至り、吏民と争闘し、遂に其城を燒く、爾來鎌倉時代末より南北朝時代に傳じて、四國九州沿海の商人等は、元の衰微に乗じ、益々侵略を恣にせり、明の代に至りても、倭寇の徒の勢力は愈々強大となり、明の兵よく之を防ぐこと能はず、正平二十四年(明の洪武三年)使を日本に遣はして、征西將軍懷良親王に書を致して之が鎮壓を請ひたれども、親王は九州鎮定に忙しかりし而已ならず、其の書辭の不遜なるを以て卻けて用ひざりき、されば當時天下紛亂の時勢に乗じ、我士民は明の沿岸諸地方に入りて貿易を營み、志を得ざれば忽ち劫掠を繼にせり、故に建德元年(北朝順安三年、明の洪武三年)には山東を寇し、轉じて閩浙を掠む、明大に畏れ、建德元年再び使を太宰府に遣はし禁絶を請へり、親王仍て之を納れ、其使を禮遇し、倭寇鎮撫の策を講じたりしが、使者歸らざるに先だち、邦人また温州を掠め、海鹽、煎浦、福建の濱海諸郡を犯し、更に山東登萊等に寇したり、故に明は懷良親王に頼るも功なきを見て、同月僧祖闍に克勤を遣はし博多より京都に入り、書を足利義満に致して禁絶の事を請ひたり、然れども當時猖獗を極めたる倭寇は、一朝にして過むる能はず、益々濱海に出没して寇掠を逞くせり、弘和三年(北朝永德三年、明の洪武十六年)六月には、浙江の金華、平陽を犯し、明年正月には浙東諸郡に、元中四年(北朝嘉慶元年、明の洪武二十年)七月には、蕪州境上に至りて居民を殺掠し、爾來山東寧海に寇し、廣東海濱を犯し、穿山浦より上陸し、軍士男女七十餘人を殺虐して財貨を掠め、其の他雷州、浙江小尖亭、遠東、

ワカウ

金州、白沙海口、浙東海濱、樂堂川等に寇し、其地の守將等皆殺されたり、然るに當時義満は、大に財海を海外に求め、貿易を奨励せんとするの意ありしかば、先づ明の歡心を買はんとし、應永三年(洪武廿九年)彼の大使とせる倭寇の鎮壓を計り、邊民の彼に航せしものを捕へて彼に送り、次で八年(建文三年)僧祖阿、商賈肥富を彼に遣はし、辭を卑うして倭寇を求めしを以て、明主大に喜びしが、會々同九年倭寇對馬の邊民等浙江、定海衛、穿山所等に寇し、沿岸を掠めしを以て、成祖、義満に諭す處あり、義満即ち其徒を追捕し、巨魁二十人を明に送る、然れども倭寇の勢は之が爲めに衰へず、應永十五年(永樂六年)山東、寧海衛を襲うて、曳山衛に寇し、其他諸寨を陥る、明年また廣東を、八年福建を犯し、十八年(永樂九年)には廣東昌化を陥れ、十九年には楚州に寇し二十三年には崇明縣治城を陥れ、官兵三百餘人を捕獲せり、明廷之に苦しみて、防禦の策を講じたれども、功なきを以て、屢々足利義満に諭す所ありしも、常に要領を得ず、然るに永享の末年以後(明の正統以後)文龜年中(弘治年中)に至る迄數十年間は、や、鎮靜に屬し、僅に四五回の倭寇ありしに過ぎざりしが、漸もなくして幕府并諸大名等の遣明使節等にして、暴動猖獗を極むるものあり、即ち大水七年(嘉靖六年)六月大内義興の使者宗設、寧波に至りしに、數日の後、細川高國の使者瑞佐、宋素輪等亦至る、從來の例によれば、到着順に閩貨運席ありしが、宋素輪市舶太監に誘ひし爲め、宗設に先じて閩貨運席に臨みたり、是に於て宗設大に怒りて瑞佐を攻めて其船を焚き、太監を殺し、瑞佐與城之を奪ひ、日本の名を以て倉庫を封じ、其の徒を率ゐて寧波に還り、過ぐる所掠奪を恣にし、指揮劉錦と戰

ワカシ

玉津島社、柿本人丸(和歌三神考、和漢三才圖會)(三)天満宮、山部赤人、柿本人丸(類聚名物考)(四)住吉の表筒男神、中筒男神、底筒男神(住吉神社)等の説あり。

ワカシユウタウ 若衆道 江戸時代、男色のことをいふ、單に衆道とも稱す、ナンシヨク「カクマ」參看。

ワカドコロ

和歌所

またば撰集することゝなる。長官を別當とし、其の事務を地裁す、次を開闢と云ふ、また年預とも云ふ、其の事務を整理す、次を寄人と云ふ、和歌を撰集す、共に撰集の歌人を以てこれに補したり。...

ワカド

す、尋て八月に初度御影歌合を行はせられ、後ら屋々歌合和歌會を行はる、十二月通光定家、家隆雅經、寂蓮等をして、上古以来の和歌を撰集せしむ、此の後承久頃までありしが、其の後のこと詳かならずと雖も、開太曆延文元年十一月十三日の條に「御御子左大納言入道年來有二一談、和歌所之體可、御覽、且爲公所儀不可有身恐、歎云々」と見え、拾芥抄新拾遺集の條に「貞治二年三月十五日和歌所、五條室町、自武家以三行忠三品、被送、輪旨於撰者云々」と見え、惟高先生系譜、及び冷泉系圖によれば、和歌所の所領播磨細川庄、近江小野庄を御子左家に管領せしと云へば、承久以後鳥羽天皇隱岐に遷され給ひし後、院中の和歌所を御子左家に附し、後成の第宅五條室町を以て、和歌所とせしものか、然れども和歌所の見えしは、延文の新年、貞治の新拾遺、永享の新古今を撰集せし時のみなるを見れば、常置のものにあらずして、和歌撰集の時々置きしものなるべし。...

ワカドシヨリ

若年寄

職名、將軍に直隷して、老中支配以外の諸役人を支配し、特に旗本を統轄す、其内一名を勝手掛となし、財務の事を管せしむ、尤も權勢あり、なほ月番を定めて、事務を行ふこと、老中のごとくなりき、また少老、執事、旗本支配、諸士の別當、旗本副執事ともいへり、老中に次で重職たり、帝鑑問答、菊之間詰等の諸代大名の内、多くは側室、奏者番、寺社奉行、大番頭を経て任補したり、人員は概ね三名乃至五名にして、位階は從五位下なり、役料なし、但し時によりて慶長五千石を給し、また隱居もしくは部屋住のもの、これに任する時は役料(慶長三年役料を廢し、役金四千兩とす)を給せり、また若年寄格、若

ワカド

年寄也、四九若年寄、大御所付若年寄あり、而して西九若年寄は二人を定員とし、大御所附若年寄は定員なし、待遇並に水丸の若年寄におなじ。...

ワカマ

ワミカ

あり)慶安二年二月結納亦罷むるに及び、旗本に關する事は、暫く老中の掌る所となり、若年寄の所職一時中絶せり、尋て寛文二年二月久世廣之、土屋敷直の二人新たに若年寄となり、爾來連綿として之に補し、幕末に際しては、萬石以下の輩にして、此職に居るものあり、人員も慶應三年には十二人の多きに及びり。...

ワカマツシヤウ

若松城

北會津郡若松町〇一に鶴城又は黒川城ともいふ、又會津城とも稱す。...

ワカミツ

若水

名所、正立春の日の、生氣の方の井より汲みたる水をいふ、後世は、元旦の早

ワカミ

ワカミヤ

朝に吸みたるを解せり、公事根源に「荒玉の春立日に、これを奉れば、若水とは申すにや」とあり、古來より、若水を呑めば、一年中の邪氣を除くと云ひ傳へたり。...

ワカミドリ

若緑

葉の色の名、表背、裏葉、春季之を着用す「カサネノイロメ」の挿物參看(重色目)。

ワカミヤハチマングウ

若宮八幡宮

山城國京都下京區五條橋東五町目〇六條八幡宮、或は左女牛八幡とも稱す。...

ワカヤ

ワキヤ

無親之を奉行す、故に左女牛八幡の別號あり、文治中源頼朝土佐國吾川郡、及び京都六條以南四洞院以東の地を寄す、慶長二年六月豊臣秀吉今の地に遷す、舊記に樓門、築地、廻廊、拜殿、東西の経所、神宮寺の建築、別當、小別當、公文、從儀師、堂達、十禮師、三綱神主、權神主、禰宜、神人、執事、兵士等の社職あり、今の本社は承應三年、後水尾天皇の勅に因りて造營すと云ふ(平安通志)。

ワカヤマシヤウ

和歌山城

國和歌山由紀郡和歌山正十三年、豊臣秀吉紀伊を平定するや、之を弟羽柴秀長に封す、秀長また和歌山を以て、部將桑山重晴に與ふ、重晴即ち當城を築きて之に居る、慶長五年關原の亂起るや、重晴當城を守り、徳川家康に應ず、同六年重晴和泉國布施に移封の後、淺野幸長に代り、四十萬石に封せられ、更に城廓を修築せり、二十餘年を経て、元和五年幸長安藝に移り、徳川頼宣入部、五十五萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至る(紀伊國風土記、武鑑、明治政覽)。

ワキヤケノコロモ

關腰

襦袢(アチ)を見よ。

ワキヤカウチ

脇坂氏(掃部野)

姓は初め物部、後に藤原、淺井秀政の三男生政の孫教政、九條殿の所領近江國葛城坂下司となる、五世安明、佐々木義賢に仕へ、其子安治、永祿十二年明賢先考に屬し、天正十年豊臣秀吉に仕へ、采地百五十石を賜ふ、十一年賤ヶ嶽の戰に、七本槍の一人として名あり、功を以て五千石を賜ふ、十三年攝津の内一萬石を加賜し、從五位下中務少輔に任ず、同年八月和泉高取二萬石を、同年十月淡路須本三萬石を賜ふ、文祿元年朝鮮の役に軍功あり、三千石加賜、慶長五年關ヶ原役に徳川家康に従ひ本領を安堵す、十四年二萬石

ワキサ

加賜、伊豫大洲に移る、元和三年安元五千石加賜、信濃飯田に移封す、承應三年二千石を叔父六左衛門に分移す、寛文十二年安政、播磨龍野に移封、五萬三千石を領す、寶永六年安清、二千石を弟安利に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩論譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○安治 安元 安政 安照 安清 安興

ワキサシ

脇差(脇刺) 脇差刀の略稱、脇に差す故に名づく、又脇刀、脇物、懐脇刀、懐刀、懐劍、腰劍、守刀とも云ふ、即ち腰刀に同じ、貞丈雜記に「脇刺は、腰劍として懐中に隠して用心の爲にさす物なる故、脇さしの刀と云ふ、それを略して脇さしと計り云ふなり、古のわざざしは、長さ柄とに八九寸計にて鍔なく、柄まかす、今あひくちといふ物の事なり、鞘のこじりを丸くするは、懐中する時、衣服にかゝらぬ爲にしたるなり、下緒を短くする事は、下緒のむすび玉を、帯の通りにおしほさみて、外へ取落さぬ爲なり、懐中にて脇へさし置くは、わざざしと云ふなり」とあり、慶仁以後戦乱相次ぎしを以て、懐に利あるを宗とし、脇差の寸尺を長くして、鍔を入れ柄をまさき、打刀と同じ拵にして、懐の外へ出して、打刀に差し副へ、大小と稱し、昔の脇差は小さき刀と稱するに至り、後にはこれにも又鍔を入るに至り、故に大脇差、小脇差、陣脇差事の名出づるに至る(貞丈雜記、武家名目抄)

ワキモンセキ

脇門跡 「ワキモンセキ」を見

ワキヤヨシスケ

脇屋義助 名關通稱

ワケ

大郎義親新田義貞の弟、元弘中義貞に従うて北條高時を討ち、功を以て兵庫助となる、建武元年義貞と共に京都に入り、武者所となり、駿河守護を領したりしが、二年足利尊氏の叛し、義貞東征するに及び、別に尊長親王を奉じて、尊氏と竹下と戦ひ、敗れて京都に還る(マクノシタノマカセ「参看」)延元元年(北朝建武三年)尊氏の京都を犯すや、諸將と共に之を敗り、西海に走らす、功を以て右衛門佐に拜し、昇殿を許さる、既にして尊氏の大舉して西上するに際し、義貞等は兵庫に防ぎて利あらず、十月義貞の北陸に赴くに及び、義助またこれに従ひ、袖山に據らんと欲せしに、城守瓜生保保、敵に附したるを以て、金崎城に入り義貞に會したりしが、二年(建武四年)足利高経等來り圍み、危急に迫れるがゆゑに、義貞と共に城を脱して袖山に歸る、三年(曆應元年)義貞の袖山城を再舉するや、平泉城の僧徒三の峯に據りて應じ、將領を請へるを以て、義貞即ち義助をして赴いて軍事を統べしむ、會々高経の部將細川某來襲せしと雖、撃つて之を卻け、更に進みて府城を取りしが、七月義貞藤島に戦死するや、義助退いて石丸城を保ち、四年(曆應二年)七月足利羽城に高経を攻めて之を陥る、此後後村上天皇即位するに及び、特に優詔を賜ひ、托して軍國の事を以てす、尋で尊氏兵を遣はして高経を救ふに際し、義助破れて美濃に趣きしが、再び土岐頼遠の敗る所となり、遂に吉野に逃る、翌日利部郡に任ず、興元元年(曆應三年)の春、伊豫國人兵を起し統帥を請へるを以て、義助命を拜して下向し、西國の軍事を督す、是に於て南海の官軍また振ふ、義助即ち入りて、府に居りしが、五月病んで卒す(大日本史)

ワケ

別 義親姓の一種、其名義に就きて諸

ワケサ

説あり(一)吾君兄の借字なるべし(二)諸國を別ち賜ひて主たらしむる義なり(三)別れて始祖となるを言なるべし(和訓栞) (四)アイヌ語の官名ワケにて、頭又は主長の義なり(中田嘉武氏説) (四)別とアイヌ語のワケと同一語根なれども、アイヌ語より出でたるものにあらざりして、國語の敬稱語にて、頭首、根本、多大の義を含むものなり(白鳥博士「國語源流」)古事記景行天皇の條に「五十九王、并八十王之中、七十七王者、悉別國々之國造、亦和氣及船置、蘇主也」と見え、書紀同天皇の條にも「七十餘子、皆別國郡、各如其國、故當時謂諸國之別者、則其別王之苗裔焉」とあり、これ別の見えたる始めなり、又孝德紀大化二年改新の詔に「別、臣、造、伴造、國造、村首所、有部曲之民云々」とあるを見れば、上古は貴き姓たりしが如し、古事記中に、皇子にして別姓を負へるもの二十五氏あり、皆諸國の地名を以て名とせり、然るに後ちに減びて氏となりしこと、概日本紀天平神護元年三月の條に、藤原別真人處虫女、藤原別真人清原等見えたるにて知るべし(カバネ「参看」)古事記傳、姓序考、氏族考、傳調業、國家學會雜誌、可波根考、史學雜誌「國語に於ける敬稱語の原義に就て」

ワケサ

輪袈裟 「ワケサ」を見よ、

ワケノキヨマロ

和氣清盛 名關初め氏姓を繁梨別公、尋で藤原別真人、または輔治能真人と改め、後ち更に和氣朝臣を賜ふ(藤原石別命の後裔、父詳かならず、姉を法均尼といふ、藤原朝臣前藤野野の、從六位上に叙し、右兵衛少尉となり、天平神護中、從五位下に進み、近衛將監に移る、神護景雲三年、大宰主帥中臣智宣阿曾廣八幡宮の託宣を奏して曰く、道鏡をして皇位に即かしめば、天

ワケン

下太平ならんと、稱徳天皇、これに違ふ、既にして天皇清盛を祿下に召して曰く、朕昨夜夢みらく、八幡神使來りていふ、大神事を奏せしめんが爲めに、尼法均を請ふと、汝宜しく、姉に代り往いて神命を聽くべしと、蓋し法均は早くより天皇に事へ、委れるに腹心を以てせられしかば、清盛また姉の緣故により、天皇の信任を委くせるがゆゑに、此命ありなり、爰するに臨み道鏡、清盛を喚び、暮るに官爵を以てす、時に路豐永あり、清盛に謂て曰く、道鏡にして、もし天位に登らば、吾れ何の面目ありてこれに事へんやと、清盛は死を誓うて往き、神宮に詣りて教を請ふ、神託宣して曰く、我國開闢より以來、君臣の分定る、臣を以て君とすること、また之あらざるなり、天日嗣は必ず皇統を立てよ、無道の人、宜しく早く掃除すべしと、清盛歸り來りて奏する事神教のごとし、是に於て道鏡大に怒り、清盛の本官を解き、因幡員外介と爲す、未だ任所に赴かざるに際し、詔あり、姓名を別部極盛と改め大隅國に流す、參議藤原百川其忠烈を怒み、備後封二十戸を割いて之に與ふ、光仁天皇踐祚し、道鏡を下野に置する及び、寶龜元年清盛の姓名を復して召し遣し、二年また本位に復し、播磨員外介と爲す、天應元年從四位下に進み、延暦中攝津大夫となり、從四位上に叙し、民部大輔、中宮大夫を兼ね、尋で正四位下に進む、時に桓武天皇長岡の新都を營み、十歳にして成らず、費す處甚多し、清盛密に奏し、遊獵に托して、葛野の地を相し、都を遷さんとなし、十五年從三位に陞る、幾もなくして骸骨を乞ふ、許さず、功田二十町を賜ひ、以て子孫に傳ふ、十八年薨す、年六十七、正三位を贈る、清盛通曉する所多く、最も故事に明かなり、民部省例二十卷を撰し、また中宮の教を本じ、和氏譜を撰し

ワケベ

ワサン

て之を上る、また嘗て田一百町を備前に墾し、永く賑給の資と爲す、郷民之に賴る、嘉永四年三月詔して、高尾山神樂寺なる清盛の廟に、護王大明神の神號を宣下し、正一位の神階を授けられしが、明治七年別格官階に列し、護王神社と改め、十九年十一月、山城國京都市上京區藤崎岡町に遷す、明治三十一年更に正一位を贈らる(大日本史、補世宗廟記、公卿補任) 工藤祐經の六世高景(一説親光)より出づ、高景足利尊氏に仕へ、正慶二年伊勢安濃郡長野地頭となる、曾孫光久、安濃郡分部に住し、分部氏と稱す、七世光嘉藤田信包に仕へ、文祿元年信包移封の時、豊臣秀吉、光嘉に伊勢上野一萬石を賜ふ、慶長五年關ヶ原役、徳川家康に屬し、功を以て一萬石加賜す、元和五年光信、近江大津に移封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、後に華族の待遇を停止せられたり(藩論譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

ワシヤウ

ワスレヲ

和尙 「ワシヤウ」を見よ、 志緒 牛臂の緒をいふ 夏冬共に繩を用ふ、幅三寸五分、長さ一丈二尺あり、疊みて左の腰の前通りに垂るゝなり、二つに折り、わなの片を又三分一許に折り、引のばしたる袴のあしつきより、三四寸さがる處を見計らひ、牛臂の上より、疊みて左の腰の前通りに當て、三分一に疊みたる其中繩を、同じ緒にて結ぶなり、服制及び衣服の挿挿并に、ハンビ「参看」緯皮、裝束集

ワシヤウ

ワスレ

隆長 隆建 隆仲 隆純 隆長 隆重 隆量 隆光 隆長 隆照 隆建 隆仲 隆純

ワタガ

成、裝束甲冑圖解)
ワタガミ 綿上 鏡の名所「ヨロヒ」を見よ、
ワタクラモン 和田倉門 江戸城内部門の

ワタシロノヲドシ

肩白威 威の一種、鏡
の袖の上二段を白く威したるを云ふ、例へば赤威肩
白と云ふ、總體を白染の糸にて威し、袖も赤威にし

ワタナベウチ

渡邊氏(和泉伯太) 姓は源
氏、源朝の男爵井源太久、攝津渡邊に遷住す、十八世
の孫渡邊道綱、三河碧海郡浦部に移住し、延徳三年始

ワタナ

網の次子忠綱に分與す、元和九年忠綱早世せしを以
て、其地を弟吉綱に與ふ、慶安三年叙爵して丹後守と
稱す、寛文元年方綱、和泉の地一萬石を賜ひ、伯太に

ワタナベクワサン

渡邊華山 名諱名
は定靜、通稱は登、字は千安、又伯登といひ、華山、隨
安居士と號す、法名文忠院華山伯登居士、關西定通

ワタニ

奉行鳥居忠輝深く蘭學を好み、機を見て蘭學者一派
を羅織せんとするの意あり、會々山口屋金次郎とい
へる者、亦夙に蘭學を好みしが、同志と共に無人島に

ワタニホヒ

肩白威 威の袖の上を白く威し
たるを云ふ、袖の下の方を白く威しにして、上より二
段めを白く威しにして、又上の一一段を白く威しするな

ワタラヒノコホリ

度會郡 關西伊勢
國度會郡、古へ度會郡あり、大化五年分て、度會及び
多氣二郡を置き、各十郷を管す、關西書紀度會、又

ワタツ

治沿革編以後度會に改め、今之に従ふ(郡名異同一
覽、國郡沿革考)
ワタツミノクニ 綿津見國(海神國)
大古我國一部の國名、綿津見は海つ持にして、ツメ

ワツフ

一日藤原師賢が、同師通に朱書筆整、及び長者の印
等を譲りし條に、渡領四ヶ所を譲りしこと見えたる
は、渡領の見えたる初めとす、これより藤原長者とな

ワドウ

和銅 元明天皇御宇の年號、慶雲五
年正月十一日、畿に武藏國秩父郡より和銅を獻じた
るを以て元を改む、七年を経て元正天皇即位し靈龜

ワミヤ

倭名類聚抄
二種あり、四國事物の和名を分類して聚め、和漢の
群書を採り、文字の出處を明かにしたるものなり、蓋

國史大辭典終

ワラハ

廿八門(流布本二十卷、四十部、二百六十八門に作る)
名曰(和名類聚抄)と見えたり、二十卷本は伊勢本尤
も古く、元和中那波道圓刊行し、寛文七年、慶安元
年亦刊行したり、十卷本は尾張大須賀生院本を寛政
十三年刊行せり、此他寫本數本あり、文中披尋十
卷本を基とし、以上諸本を校合せるもの、尤も完備
す、明治十六年四月印刷局より刊行せり(源順
和名類聚抄卷四册(附契沖)箋註後名類聚抄
(附谷接書)等(箋註後名類聚抄))

ワヨシヤウ 和興狀 鎌倉時代訴訟の時、問
答中一方承諾して和解せる時、雙方より奉行に出す
文書を云ふ、奉行は其狀によりて下知狀を作り、之
に授けて讀となす例なり、其證列を袖に書くと、裏に
書くとの二様あり、一に之を和興認可狀とも云へり
(沙汰未練書、武家名目抄)

ワラハ

ワラハサウソク 童裝束 童の着用する裝束
東をいふ、細長(ホソナガ)と汗衫(カサミ)との二種
あり、各其様につきて見るべし、

ワラハナ 童名 幼稚の時付する名、元服以
前に用ふ、また小字、乳名、若名とも稱す、公家に
ては、攝家は何君、清華以下は何丸など、稱す、龜君、
松尾君、藤丸、鈴丸の如きこれなり、又何若丸、何千代
丸とも稱し、略して何若、何千代ともいふ、武家及
び其以下の庶人等は、堂上家のごとく、何若、何千
代、何丸等の稱多く行はれたり、源義経が牛若丸、豐
臣秀吉が日吉丸、徳川家康が竹千代といへるがごと
きこれ也、又何松とも付けたり、福島正則が市松、
徳川忠長の國松などいへるにて知るべし、霸王、
春王、松王、蓮花王など、何王と稱することも、早く平
安朝時代の末葉より行はれたり、王はもと皇族の稱

ワラハ

なるが、轉じて庶人の幼名に付すること、いされるな
り、又室町時代の末より、江戸時代の初にかけて、幼
名にオ字を加へ、女の名らしく呼ぶこと行はれたり、
水戸光圀の幼名長丸なるをお長といひ、本多成重の
幼名仙千代なるをお仙といへるが如きこれなり、名
(ハ)參看(大鏡、曾我物語、今物語、源平盛衰記、太平
記、平治物語、太閤記、四季草、貞丈雜記、玉勝間、元服
法式、南留別志、放實拾要、類聚名物考、徳川實紀、主
同繁記)

ワラハヤミ 瘧 病名、隔日に起る故にオコ
リとも名づく、又冷戦寒熱とも書す、古言ワラハヤ
ミ、熱病の寒熱、日を隔て時を定めて發る、其發る
をフルフと云ふ、

ワリモトソウタイ 割元總代 大庄屋に
同じ、單に割元とも稱す、ワヨシヤウヤシ參看、

明治四十一年七月十一日 印刷
大正四年五月五日 増訂發行
明治四十四年八月十一日 増訂發行
大正十四年八月十五日 大増訂發行

第四回

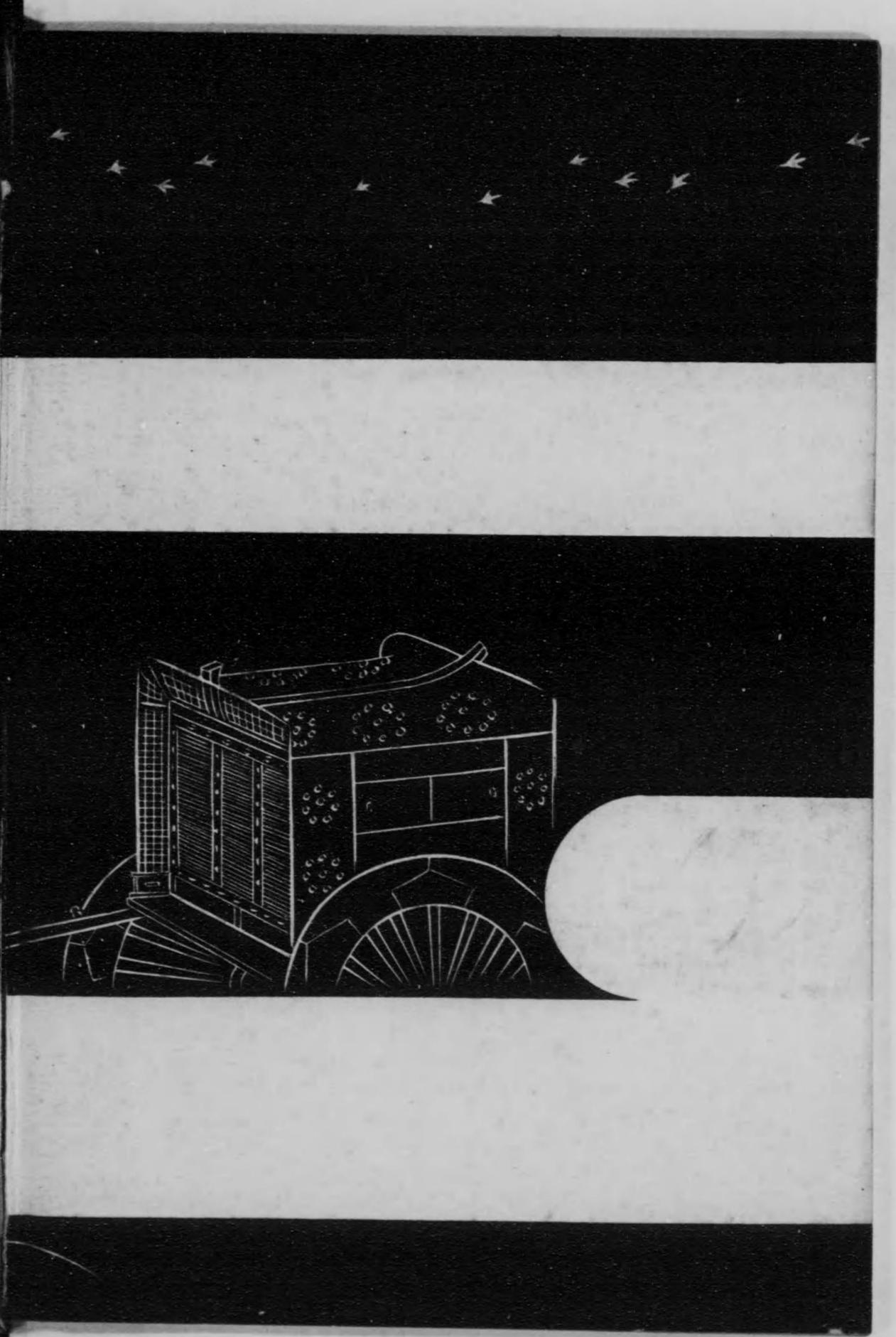
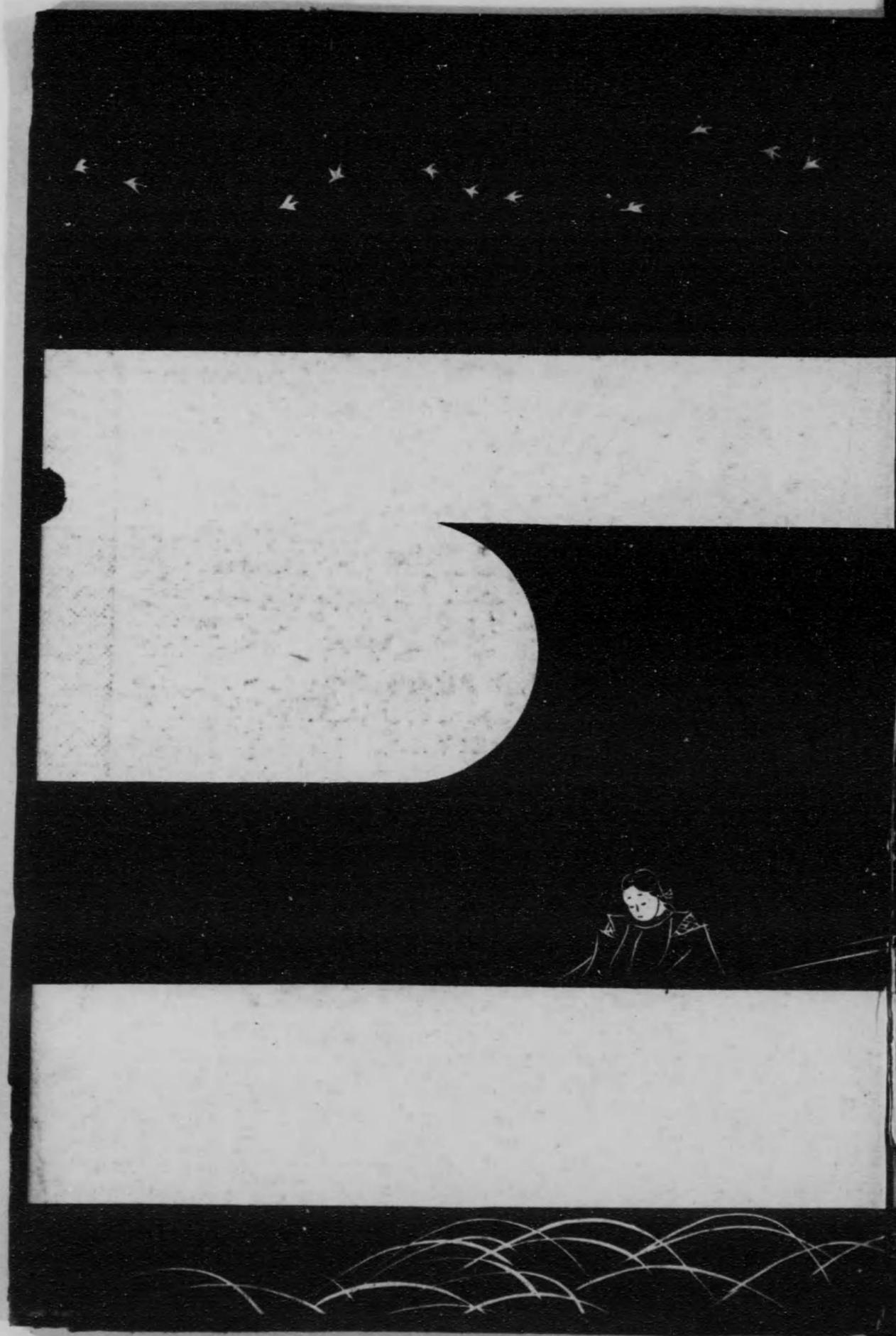


發賣所

編纂者 文學博士 八代 國治
同 早川 純三郎
同 井野 邊茂雄
發行兼印刷者 合資 東京市芝橋區鈴木町十二番地
吉川 弘文館
代表者 林 縫之助
印刷所 東京市芝橋區若町三丁目二番地
東洋印刷株式會社

東京市日本橋區數寄屋町 六 合 館
名古屋市西區下長者町四丁目 合資 川瀬書店
大阪市東區北久太郎町四丁目 合資 柳原書店
東京市牛込區早稻田鶴卷町三二 合資 國際美術社
東京市京橋區鈴木町 日用書房

製本所塩川兼三郎



終